

4 愛 福  
令和5年1月17日

神奈川県知的障害福祉協会  
会 長 出 縄 守 英 殿

神奈川県身体障害施設協会  
会 長 柴 田 和 生 殿

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会 長 鈴 木 暢 殿

愛川町長 小野澤



#### 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

初春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
日ごろ、本町の障害福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和4年10月21日付けで御要望のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の対応について

##### (1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また、重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）、医師が必要と認めた人が接種対象となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

##### (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いいたします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の整備をお願いいたします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホーム入居者も対象にさせていただきようお願いいたします。

##### (3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆

け付け指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院出来ずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

#### (4) 柔軟な対応について

一昨年は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

#### (5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いします。

### 【回答】

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、厚生労働省からの通達に従い、接種可能な方に対しての接種券交付及び接種の実施をしております。今後も、適切かつ迅速な対応に努めてまいります。
- (2) 福祉施設利用者がPCR検査で陽性と判明した場合の入院・入所先の対応につきましては、市町村が単独で確保することは、困難であるものと考えております。ご要望の主旨から、県所管の取組みと考えるので、本町へ相談があった場合には、県と連携して対応してまいります。
- (3) 集団感染が発生した際の専門医療スタッフ派遣については、県所管の取組みと考える。なお、抗原検査キットについては、希望に応じ県から支給がされておりますので引き続き県と連携して対応してまいります。
- (4) 本町では、昨年度同様新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、加算要件等緩和について、柔軟な対応を行っております。また、代替支援につきましても、引き続き事業所や県などの関係自治体と連携を図りながら対応してまいります。
- (5) 本町では、感染のリスクを背負いながら、町民の健康と福祉の保持、増進のために、医療・福祉等に関する各種サービスを提供している事業所等に対し、原油価格・物価高騰による経済的な影響を緩和し、安定した事業運営の継続を支援することを目的として、事業規模に応じた特別支援金を交付いたしました。

## 2 障害福祉の人材確保について

### (1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令

和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員を支給対象に加えてください。また、加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

(2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障がい福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等)

(3) ICT機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では、障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するためのICT機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

(4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受け入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

(5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であること、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思っております。

【回答】

(1) 事業の実施主体であります神奈川県や関係機関と連携しながら、障害福祉事業の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

(2) 本町では、人材確保に結び付けていただけるよう、町内の障害福祉サービス事業所に従事される介護職の人材確保や離職防止を図ることを目的に、令和元年度に創設をいたしました「転入」や「復職等」に際しての奨励金や、専門資格の取得のために借り入れた「奨学金の返済」を支援する、3種類の助成金の給付事業を実施しております。

(3) 国では、令和元年度に「障害福祉分野のロボット等導入モデル事業」を創設し、神奈川県内の障害者支援施設においても介護ロボットが導入されるなど、新しいテ

テクノロジーが導入されてきております。こうした動向を注視し対応していきたいと考えております。

- (4) 現在、県では外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助事業において受け入れ施設に対する補助事業を行っているほか、本町においても、介護・看護・保育職等転入奨励助成事業において人材の確保に努めております。また、ご要望のありました各事業所向けのガイドブック等の作成については、本町における外国人施策等も考慮し、研究してまいりたいと考えております。
- (5) 町教育委員会・社会福祉協議会と連携を図りながら、町内の各学校において、状況に応じ、人権週間や障害者週間に合わせ、点字・手話体験やアイマスクによる視覚障がい者体験、車椅子に乗る体験や車椅子での介護体験活動など、学年や児童生徒の態様に合わせた様々な体験活動を行い、障がい者に対する理解と関心を高める教育活動を進めております。また、町立半原小学校を県インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校に、中津小学校を県インクルーシブ教育・多文化共生パイロット校として、インクルーシブ教育を推進しております。
- (6) 現在、窓口などに事業所を紹介するチラシなどを配架し、「福祉の仕事」の魅力発信に努めております。今後も様々な機会を捉え、引き続き魅力の発信に努めていきたいと考えております。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

#### (1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

#### (2) 単価及び条件の見直しについて

平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われる。今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

#### (3) グループホームの運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事

業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

【回答】

- (1) 障害者地域生活サポート事業につきましては、地域の実情を踏まえ、必要性などを精査しながら事業を実施しておりますが、今後も地域間の格差が、極力生じることのないよう利用者のニーズを捉えながら検討してまいります。
- (2) 国・県の動向を注視し、近隣自治体と連携しながら対応してまいります。
- (3) 本町では、これまでも、障がい者グループホーム新規設置に必要な備品購入に伴う、「障害者グループホーム運営事業補助金」を交付しております。また、家賃助成につきましては、近隣市町村と同様に、国の特定給付との合算で月額上限2万円の補助を実施しているところであり、グループホーム入居者の安定した生活を図るための事業として継続実施に努めてまいります。

#### 4 障がい児サービスについて

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望  
障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。
- (2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応について  
児童福祉法により20歳未満までの延長は認められておりましたが、令和6年度の改正により、22歳満了時までには延長されることになりました。平成24年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた過齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援は、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは、市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思えます。特に行動障害や重度重複障害、医療的ケア等を伴う場合は、大変移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならない現実があることをご理解ください。

【回答】

- (1) 障がい児等への支援につきましては、サービス利用ニーズの増加や複雑多様化する状況が顕著であることから、現在、実施しております、町立「ひまわりの家」の事業を児童発達支援事業から児童発達支援センター事業としたことにより、地域

の支援体制整備と障がい児支援機能の強化を図ってまいりました。また、医療的ケアや発達障がいなどの様々な難しい課題のある障がい児等への対応につきましても、町が雇用するPT、STなどの専門職を活用した専門的視点を踏まえた支援内容の充実を図っており、さらに支援関係者間での情報共有・共通認識を図ることにより、地域で暮らす障がい児に対して引き続き支援の充実を図ってまいります。

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援につきましては、県や児童相談所をはじめ、各機関と連携しながら進めておりますが、引き続き計画的かつ速やかな移行支援が図られるよう努めてまいりたいと考えております。また、障害支援区分認定調査の高校2年生への対象拡大につきましては、町の裁量による対応は困難であります。各学校の進路指導計画などの実情に応じ可能な限り柔軟な対応と、より適正な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

## 5 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受験数の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

### 【回答】

神奈川県主催の相談支援従事者の初任者・現任研修につきましては、実施時期や回数の改善を求め、県央地区7市1町1村で構成する県央地区障害者福祉行政連絡協議会を通じて要望しているところであり、本町においても、今後の状況を注視しております。

## 6 短期入所事業について

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族の支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での整備基盤を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は1市町村では難しいと思われま。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

### 【回答】

- (1) 入所施設及び通所施設における短期入所事業は、保護者の緊急時対応や長期的に地域生活を継続するために重要であり、また安定的な運営のための支援の必要性も理解しているところです。しかしながら、町単独補助などによる空床保持につきましては、財政面で困難であることから、現在町では近隣市の入所施設やグループホーム体験利用の活用などの工夫を行っているところであり、今後地域生活支援拠点の整備を進める中で、基盤整備を図ってまいります。
- (2) 虐待通報による緊急一時避難用短期入所利用に関する調整につきましては、県立施設関連における対応を継続するとともに、市町村を越えた民間施設における保護施設、居室の確保・調整については、県央地区障害者福祉行政連絡協議会を通じ

て県へ要望しております。

## 7 就労関連について

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

### 【回答】

本町では、「障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進に関する方針」を毎年策定し、全庁的な取組みとして、対象施設等からの優先調達の推進を図っているところであり、目標達成に向けて継続して取り組んでおります。また、福祉ショップとして、町社会福祉協議会が運営する売店「希望（のぞみ）」（役場庁舎に併設）において、町内福祉事業所が手掛けた製品等の常設販売を行っており、町職員の積極的な購買を促すなど、側面からの支援も行っております。さらに、売店で販売員として働く障がい者とふれあうことで、理解促進が図られている好ましい状況も生まれておりますので、引き続き、売店の利用促進や支援を推進してまいります。なお、工賃維持の観点から、一昨年に続き、町内の就労継続支援B型事業所に対し、補助金を交付いたしました。

## 8 障がい者の防災対策について

- (1) 昨今、自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受け入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。
- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

### 【回答】

- (1) 町では、自主避難が困難な障がい者や高齢者の避難につきましては、「災害時要援護者避難支援制度」に基づき、支援を希望される方を登録し、避難経路や支援に必要な情報を「個別避難計画」としてまとめ、自主防災組織や民生委員へ提供して

いるほか、自主防災組織の代表である各行政区の区長や民生委員、町担当者の3者による意見交換会を行うなど、支援に関する情報共有を図っているところです。また、例年、各地域輪番で実施しているハザードマップを活用した、水害に対する避難訓練の中で、個別避難計画作成済みの方にご協力いただき、個々の状態に合わせて、計画に記した支援者や民生委員の協力により、避難訓練を実施するなど、より実践的な対応の充実が図られるよう取組んでおります。なお、指定避難所や緊急避難場所の運営につきましては、各地域の自主防災組織や避難所運営委員会が活動主体となっておりますが、障害福祉施設等の関係者の参画につきましても、一層の促進が図られるよう促してまいりたいと考えております。

- (2) 災害情報などの提供に関しましては、町ホームページの専用ページやメール配信サービス、SNSを活用した情報発信のほかに、防災行政無線による放送と戸別受信機の有償配布、電話での音声自動応答サービスなど、選択可能な情報ツールを提供しております。また、「災害情報等の放送に関する協定」に基づく、エフエムさがみとジェイコムによる緊急時のラジオ・テレビ放送を活用するなど、情報発信する体制を整えているところです。加えて、令和4年8月からは、テレビ神奈川のデータ放送を活用した防災情報（防災行政無線の内容を表示）などの提供を開始しておりますので、こうした情報媒体の活用について普及啓発に努めてまいります。

## 9 発達障害者への支援の充実について

現在、神奈川A（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

### 【回答】

本町においても近年、発達障がい疑われる児童・成人の相談件数の増加傾向は顕著となっており、発達障がいの早期発見・早期支援の重要性は認識しております。しかしながら、財政面や人材確保等の観点から課題も多く、町または圏域での支援拠点整備は困難であると考えます。そのため、本町の発達障がい者支援においては、臨床心理士や相談支援専門員等の知識の向上を図るため、県の発達障害者支援センター事業の研修会への参加や、発達障害者支援体制整備事業の発達障害者支援マネージャーを招いてセミナーを開催するなど、スキルアップに努めているところであり、様々な分野で専門的な支援の充実が図られるよう、引き続き、取組んでまいります。

## 10 市町村の障害福祉計画との関連について

### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。



設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見、利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援を併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用者定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え区市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では、入札等の手続きから仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度の配慮をお願いします。

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は24時間365日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

【回答】

(1) 地域生活支援拠点の整備につきましては、本町の実情から面的整備型とし、障がい児者の地域生活の充実を図る上で、利用者のニーズや生活状況を勘案しながら、各種事業を進めてまいります。また、基幹相談支援センター設置につきましては、近年の相談者数の増加や相談内容の多様化・複雑化などにより、相談者・家族・関係機関・地域など、総合的な視点での相談支援の必要性を認識しておりますが、本町では知的・精神・心理等の各分野の相談員を指定相談支援事業所へ委託し、専門的な相談支援に努めていることから、現時点では基幹相談支援センターの創設は考

えておりません。

- (2) 移動支援事業等につきましては、近年、ニーズの顕在化・増大化とサービス提供事業所の充実などにより、実績が著しく伸びており、事業の安定的な継続が懸念される部分もあります。従いまして、実施にあたっては、支給決定のプロセスを重視し、相談支援専門員との連携を図りながら各種事業を必要とする方の状況等を精査した上で、より適切な支給内容となるよう努めております。事業継続においては財源確保も重要な課題でありますことから、地域生活支援事業の国・県補助事業の継続はもとより、補助実績の充実に対する継続的な働きかけを行ってまいりますが、年々、自主財源率が増大する実態が続くなど財源確保が厳しい状況にあり、事業の見直しなどが必要となる状況も考えられます。
- (3) 本町には障害者支援施設はございませんが、町内における障害福祉サービス提供事業所が適切に事業運営できるよう、必要な支援に努めていきたいと考えております。
- (4) 現在、県央地区の7市1町1村で構成する県央地区障害者福祉行政連絡協議会では、各種の課題等について協議しており、こうした場を有効的に活用し、地域生活支援拠点を始めとした様々な点で連携を図ることで、多様なニーズに対応した福祉サービスの展開に努めていきたいと考えております。

令和4年11月29日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

綾瀬市長 古塩 政由



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について  
(回答)

令和4年11月10日に要望のありました標記について、次のとおり回答します。

1 新型コロナウイルス感染症の対策について

(1) 要望 コロナワクチン接種について

(1) 回答 当市においては、60歳以上や基礎疾患を有する方、医師が認めた方への優先接種を行っております。

引き続き、障がいのある方への接種券の発行や接種実施を、他市町村の動向にも注視しながら、迅速かつ柔軟的に進めてまいります。

(2) 要望 検査及び医療体制の整備について

(2) 回答 障害者支援施設等を対象とした抗原検査キットの配布や検査の実施は、国や県で準備を進めております。

また、利用者が陽性と判明した場合は、神奈川県でケア付き宿泊療養施設を設けておりますが、グループホームの入居者も対応できるよう、県と連携を図ってまいります。

(3) 要望 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

(3) 回答 福祉施設で集団感染が発生した際には、県と連携し、専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給が行えるよう

努めてまいります。

(4) 要望 柔軟な対応について

(4) 回答 国や県の動向を注視し、各種体制における要件緩和、在宅支援等の代替的支援について迅速な対応をしております。

(5) 要望 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

(5) 回答 国や県の動向を注視し、必要性などについて検討しております。

## 2 障害福祉の人材確保について

(1) 要望 処遇改善事業について

(1) 回答 賃金改善やキャリアアップ等の推進、支給対象職種の拡大や基本報酬への組み入れについては、機会を捉えて国や県に要望していくことを検討しております。

(2) 要望 求人施策の制度化について

(2) 回答 各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等との連携による人材の確保について具体的な施策が実現されるよう、県と連携を図っております。

(3) 要望 ICT機器・ロボットの導入について

(3) 回答 障害者支援施設等での障害の重度化、高齢化の状況を踏まえ、近隣市の実施状況なども参考に、必要性などについて検討しております。

(4) 要望 外国人人材について

(4) 回答 人材確保の取り組みの一貫として、外国人人材の確保等については、県と連携を図っております。

(5) 要望 教育との連携について

(5) 回答 障がい者福祉計画では障害のある子もない子も地域で快適に暮していけるように可能な限り同じ場で学ぶインクルーシブ教育を行い、児童・生徒が幼いころからノーマライゼーションの理念を身につけることが必要であると考えます。そのため、教育委員会と連携し、交流教育を推進していきます。

(6) 要望 「福祉の仕事」の魅力発信について

(6) 回答 障がい福祉の仕事の魅力などについて、市のホームページなどにより普及啓発していきます。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

(1) 要望 市町村格差について

(1) 回答 障害者地域生活サポート事業の実施事業の増については、近隣市の実施状況なども参考に、必要性などについて検討してまいります。

(2) 要望 単価及び条件の見直しについて

(2) 回答 交付基準額を一律に減額せず、維持、加算していくことや、条件の見直し、さらには市町村格差を是正するための抜本的な見直しについては、見直しの必要性などを検討しつつ、国や県の動向を注視してまいります。

(3) 要望 グループホーム運営費補助と家賃補助について

(3) 回答 当市においては、運営費補助の必要性があるものと考え、引き続き運営費補助事業の継続に努めてまいります。  
また、グループホームの家賃助成については、当市では平成18年から継続して実施しております。今後も障がい者の地域移行を促進し、地域に定着できるよう家賃助成額については、近隣市の実施状況などを参考とし、検討したいと考えます。

### 4 障がい児サービスについて

(1) 要望 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアを必要とする重度障がい児のニーズに対応するための事業所への人件費補助について

(1) 回答 平成30年度からは、市内放課後等デイサービス事業所を対象に専門職員配置の人件費補助を行っています。今後も現状把握に努めてまいります。

(2) 要望 障害児施設による加齢児の対応

(2) 回答 加齢児の成人サービスへの移行については、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況です。そのため、今後、円滑な成人施設への移行支援のためにも、対象者がいた場合は、「障害者地域生活サポート事業」の活用も含めて対応を検討してまいります。また、計画的な移行支援については、児童相談所や特別支援学校と連携し、早期な体験や実習先の調整など、連携を取れるよう努めてまいります。

## 5 相談支援事業の充実

要望 相談支援従事者初任者研修、現任研修の回数の増及び受講者増のための予算、研修体制の確保

回答 研修の主体は県が行っておりますが、当市でも市内の相談支援専門員が不足していることから、毎年申込をしておりますが若干名のみ認められている状況です。今後、協議会等で協議し研修の回数や受講者受入れの増などを県に引き続き要望してまいります。

## 6 短期入所事業について

(1) 要望 入通所事業所への短期入所の空床保障や人員配置等基盤整備

(1) 回答 近隣市の状況を調査し、市単独や近隣市町村合同又は圏域なども含めて検討してまいります。

(2) 要望 障害者虐待防止法による緊急時のベッド確保

(2) 回答 市単独での実施は困難なため、圏域や近隣市と協議の上、県に要望していくことを検討してまいります。

## 7 就労関連について

要望 新型コロナにおける例年以上の福祉施設からの物品購入や、業務委託優先発注、市公的施設内の福祉ショップの設置、市における施設外就労の推進及び直接雇用等

回答 ①福祉施設からの物品購入につきましては、市内の公立の児童福祉施設で給食時のパンを施設から購入しているほか、幅広く市民の皆様にも購入していただけるように、令和2年12月より綾瀬市観光情報提供アプリ「めぐると」に事業所登録をするなど受注の増加に努めております。また、業務委託につきましては、引き続きどのような業務が可能となるかを検討してまいります。

②本市の福祉ショップであるとしびショップでは、市内の福祉施設で製造した物品を引き続き販売してまいります。

③就労の推進につきましては、障がい児者相談支援センターに就労相談窓口を設置し、障がい者の特性に応じた仕事に就けるよう、幅広く就職先を探すなど、相談者の求めに応じた寄り添った相談支援と就職後の職場定着につながるフォローアップを行っております。

④障がい者雇用につきましては、当市の人事担当が障がい者雇用のための採用を実施しております。

## 8 障害者の防災対策について

(1) 要望 生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加し、地域での防災の啓発的な役割を担えるようにする

(1) 回答 障がい児者の避難所については、市内の3施設と協定を締結し、福祉避難所として運営を行えるよう体制を整えております。現在、市危機管理課や福祉総務課、障害福祉施設と協議し、障がい児者が避難所を安心して利用できるよう連携体制の整備に取り組んでおります。

(2) 要望 災害時の無線通信装置等の配備や施設整備、確保のための助成

(2) 回答 市内福祉避難所（3施設）に対しては、既に無線通信装置の配備及び物資購入を毎年行っております。また、施設の改修等の支援につ

きましては、市単独では困難な状況であるため、機会を捉えて国や県に要望していくなど、対応を検討してまいります。

#### 9 発達障がい者への支援の充実について

要望 発達障害者支援センターの創設、発達障がい者支援の充実について

回答 市では児童発達支援センターもみの木園を運営しており、発達障がい児の相談を受け付けています。また、障がい児者相談支援センターにおいて発達障がい者の専門相談を実施し、支援を行っております。発達障害者支援センターの市単独での設置については人員確保等対応が困難なため、圏域での設置を県に要望していくなど、対応を検討してまいります。

#### 10 市町村の障がい福祉計画との関連について

(1) 要望 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

(1) 回答 第6期障がい福祉計画では、国の指針に基づき面的整備型の地域生活支援拠点等の整備を行うことを目標に掲げ、引き続き整備に努めてまいります。

また、当市では基幹相談支援センターを平成29年10月に開設し、事業の運営を実施しており、地域生活支援拠点の実施に向けた協議等、障害福祉拠点として運営を実施してまいります。

(2) 要望 市町村地域生活支援事業について

(2) 回答 現在、地域生活支援事業の単価設定は市町村ごとに異なっており、移動支援や成年後見利用推進事業、日中一時支援は近隣市と大差ない単価設定で実施しております。

(3) 要望 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

(3) 回答 施設の個室化、ユニット化等の住環境改善を図る整備については、国の補助があるため、市独自の予算措置は考えておりません。



- (4) 要望 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について
- (4) 回答 入所施設の地域生活の拠点としてのセーフティネット機能や福祉専門職の育成の役割を再確認し、意思決定支援等によりライフステージに合わせて安心して挑戦できるよう横断型、循環型サービスの充実に向けて、県内市町村と連携しながら、ネットワークの構築に努めてまいります。

(事務担当は、障がい福祉課障がい福祉担当)

伊人広第61号  
令和5年2月7日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

伊勢原市長 高山 松太郎



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について(回答)

日ごろ市政について、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
令和4年11月14日付けで要望のありましたことについて、次のとおり回答します。

1 新型コロナウイルス感染症の対策について

令和2年前半より世界的な脅威となっています新型コロナウイルス感染症については各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も全国で新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見ておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について以下のとおり要望いたします。

(1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方(知的障がい・精神障がい含む)、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

(2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の整備をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆けつけ指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院出来ずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

(4) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いいたします。

【回答：障がい福祉課 (1)～(5)一括】

新型コロナウイルスの感染者につきましても、全国的に減少しているものの、依然として予断を許さない状況が続いています。

引き続き市内の福祉事業所におきましても、陽性者、濃厚接触者が出た際は、利用者の不安を取り除くため、市、事業所、神奈川県と連携を図り、実態把握、PCR検査等を速やかに実施し、安全を確認した上で早期の事業所再開ができるよう、柔軟な対応や最善の対処ができるよう努めていきます。

また、物価高騰等の影響を受けている障がい者施設等に対し支援策を検討していきます。

【回答：健康づくり課 (1)】

新型コロナワクチンの接種につきましても、現在オミクロン株対応2価ワクチン接種を実施しています。前回接種から3か月以上経過した方から接種が可能で、対象者に対し随時接種券を送付しています。また、障がい特性に配慮し、接種しやすい体制を作るため、施設での巡回接種や、当事者と事業所職員対象の集団接種を引き続き実施いたしました。

【回答：健康づくり課 (2)】

神奈川県では、高齢者施設等に対して検査キットの配布を行っています。また、家族が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が陰性の場合に受け入れる「短期入所協力施設」、陽性・軽症でも福祉的ケアの割合が高い場合に受け入れる「ケア付き宿泊療

養施設」を設置しています。

さらに、在宅で療養する軽症・無症状の陽性者に対しましては、協力事業者による居宅介護サービスの提供や看護師をグループホーム等に派遣するなどの対応も行っています。引き続き、個々の状況に応じた柔軟な対応ができるよう、神奈川県と調整していきます。

**【回答：健康づくり課 (3)】**

神奈川県では、「神奈川コロナクラスター対策チームC-CAT」が必要に応じて実状調査等を行い、感染拡大防止指導や必要な資機材の手配を行うなど、支援を行う体制が構築されています。当市におきましても、衛生・医療に係る緊急的な備品の支給について相談に応じています。

**2 障害福祉の人材確保について**

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

**(1) 処遇改善事業について**

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

**(2) 求人施策の制度化について**

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等)

**(3) ICT機器・ロボットの導入について**

障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するためのICT機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

**(4) 外国人人材について**

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けの

ガイドブック等の作成を要望します。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。

【回答：障がい福祉課（１）～（４）（６）一括】

当市では、令和元年度に「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会」におきまして、障がい福祉施設の情報発信の場として、市内の障がい福祉施設と協力し「合同就職説明会」を開催しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点により令和２年度から中止していましたが、令和４年度から再開しています。引き続き「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会」と連携しながら、協議・研究し、福祉人材確保に取り組んでいきます。

また、障がい福祉分野におけるロボット等導入につきましては、神奈川県がモデル事業を実施しており、その効果につきまして事例検証を行ってまいります。

なお、外国人人材の障がい福祉分野受入環境の整備につきましては、一市町村では難しい課題と考えており、神奈川県の動向を注視してまいります。

(5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

【回答：教育指導課】

各小中学校におきましては、様々な機会を捉え、福祉に関する学習をしています。各教科ではその内容に応じて、福祉について学習する機会があります。また、「総合的な学習の時間」におきまして、福祉をテーマにして取り組み、学びを深めたり体験を通して学んだりした事例もあります。引き続き、学校教育の中で、福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の活動の充実及び関係機関との連携に努めたいと考えています。

また、インクルーシブ教育におきましても、各教科や特別の教科道徳、人権教育等と一体的にとらえながら推進を図り、福祉教育の推進及び各校内体制の充実のための支援に取り組んでいきます。

3 障害者地域生活サポート事業について

平成18年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて16年が経過しました。この事業は、平成26年度から交付金化され、市・県1/2負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。事業メニューの実施率は24%（令和4年7月現在）と低い状況です。

(1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

## (2) 単価及び条件の見直しについて

平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

## (3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。

グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

### 【回答：障がい福祉課（1）～（3）一括】

当市では、障害者地域生活サポート事業につきましては、神奈川県の実施要領に基づき全てのメニューを実施対象とし、市ホームページにおきまして実施事業を公開しており、事業実施に当たっては、関係事業所の要望に基づき、予算の確保に努めています。

メニュー事業の追加につきましては、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会などで事業所や利用者の実情を把握するとともに、神奈川県内一律の取り組みが必要な事業であれば、神奈川県内の制度として検証や整備を要望していきます。

## 4 障がい児サービスについて

(1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなど

の専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

- (2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応については、児童福祉法により20歳未満までの延長は認められておりましたが、令和6年度の改正により、22歳満了時までに延長されることになりました。平成24年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長とい対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。

本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた過齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援は、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思っております。特に行動障害や重度重複障害、医療ケア等を伴う場合は、たいへん移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならぬ現実があることもご理解ください。

**【回答：障がい福祉課（1）～（2）一括】**

事業所拡充等に対する市町村単独での人件費補助等につきましては、現在の財政状況では困難な状況です。引き続きニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等におきまして、必要なサービス量等の情報を共有し、受入れ体制の確保や新規参入を促してまいります。

過齢児の移行先調整につきましては、これまでも相談支援事業所とともに関係機関と連携を図り、入所調整を行っており、また卒業後の進路等を検討する上で参考とされる障害支援区分認定調査につきましても、学校等と調整をし、計画的に実施しているところです。引き続き関係機関と連携を図り、利用者の特性に合った施設への移行、進路先の調整等を行ってまいります。

**5 相談支援事業の充実**

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

**【回答：障がい福祉課】**

人材確保のための財源の見直し、必要な研修の実施等につきましては、様々な形で国や神奈川県へ要望してまいります。

**6 短期入所事業について**

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われま

す。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

**【回答：障がい福祉課（１）～（２）一括】**

短期入所や障害者虐待防止法での空床保障は、一市町村では難しい課題と考えており、神奈川県にも要望をしているところで、引き続き要望していきます。

**7 就労関連について**

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

**【回答：障がい福祉課、職員課】**

福祉事業所の生産活動は、障害者優先調達推進法に基づき障がい者施設への発注について進めているところです。新型コロナウイルス感染症の影響により福祉事業所への受注減少による工賃等への影響が生じていることから、市役所正面玄関前の市民ホールにて行っている市内福祉事業所による自主製品の即売会の開催回数を令和３年度以降、週１日から週２日に増加しました。また、新たな販売場所の確保等に努めるなど対応しているところです。

引き続き各福祉事業所の状況把握を行いながら、障がい者への工賃確保に努めていくとともに障がい者雇用に努めていきます。

**8 障がい者の防災対策について**

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

**【回答：危機管理課】**

当市では、災害時要援護者支援計画を策定し、民生委員児童委員、自主防災会の協力を得て、高齢者や障がい者等の安否確認、避難支援等の対策を講じるなど、要配慮者の避難支援体制の構築に努めており、今後個別避難計画の作成につきましても検討を進めていきます。

また、配慮を要する障がい児者や高齢者等が、一般の避難所で避難生活を送ることが困難な場合には、二次的な避難所として、県立伊勢原養護学校や介護保険施設、社



会福祉施設など、指定した福祉避難所を活用することとしており、これらの受入体制や運用につきまして、現在施設管理者や福祉部門と連携し、検討を進めているところです。

なお、一般の避難所では、施設管理者、自主防災会、市職員で構成する避難所運営委員会におきまして、要配慮者への支援を含め定期的な協議を行っており、関係団体の意見反映を図るなどして、引き続き、一層の避難生活環境の向上を目指して取り組んでいきます。

**【回答：福祉総務課】**

一般の避難所において避難生活を送ることが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者を受け入れる二次的な避難所（福祉避難所）につきまして、高齢者施設や障がい者施設等と本市が災害協定により指定しています。

現在は、福祉避難所の受け入れ体制等の確認、調整を行ったのち、本市が開設を依頼し、施設管理責任者は福祉避難所を開設することとしています。

(2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

**【回答：危機管理課】**

本市では、避難情報等の防災情報につきまして防災行政用無線以外に、無線放送内容を確認できるテレホンサービスや、登録制メール、市公式SNS（LINE、ツイッター）、聴覚障がいの方を対象としたファクシミリの配信など、多重的に災害情報の発信を行っています。

また、各避難所には、専用電波網による通信機器や、災害時に優先利用できる特設電話など、各種機器の整備も行っており、引き続き情報伝達体制の整備に努めていきます。

**【回答：障がい福祉課】**

地域生活サポート事業等を活用し、障がい者施設における備蓄品確保の支援に努めていきます。

9 発達障がい者への支援の充実について

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

**【回答：障がい福祉課】**

発達障がい者に関する相談件数は、本市におきましても増加傾向にあります。「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」等におきまして課題整理等を行うとともに、神奈川県発達障害者支援センターかながわエース等と連携を図り、より良い支援体制の構築に努めていきます。

## 10 市町村の障害福祉計画との関連について

### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

### (2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

### (3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え区市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

### (4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は24時間365日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟

的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

**【回答：障がい福祉課 (1)～(4)一括】**

障がい者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようにするためには、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後など将来を見据えた障がい者のニーズを把握し、課題等にどのように対応していくのかを、障がい者と一緒に考え、整理し、総合的なマネジメントを行う機能、いわゆる地域生活支援拠点等の整備が重要であると考えます。

当市は、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会において協議・研究等を重ね、第6期障がい福祉計画において、令和5年度までに当市障がい福祉課に設置している「基幹相談支援センター」が中心となり、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を構築し、多岐にわたる障害福祉サービス等を総合的かつ継続的にコーディネートする地域生活支援拠点を整備することを目標とし、取り組んでいきます。

また、地域生活支援事業の各種サービスにつきましては、支給決定基準に基づき、障がい者一人ひとりの状況やニーズに応じて必要なサービスの提供ができるよう適正に支給決定を行っていきます。

引き続き、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に関係機関と連携を図り、第6期障がい福祉計画の推進に努めていきます。

本件の担当は、危機管理課、職員課、福祉総務課、  
障がい福祉課、健康づくり課、教育指導課  
陳情・要望の担当は、人権・広聴相談課

横福障第 429 号  
令和 5 年(2023 年) 2 月 1 日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄守英様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田和生様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木暢様

横須賀市長 上地克明



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望について(回答)

日ごろ、本市の障害者施策につきまして、ご協力いただき厚く御礼  
申しあげます。

令和 4 年 11 月 15 日付けで要望がありました標記につきまして、別  
紙のとおり回答いたします。

(事務担当)

横須賀市民生局福祉こども部

障害福祉課計画係 沼尻 046-822-9398

## 1 新型コロナウイルス感染症の対策について(継続要望・一部新規)

令和 2 年前半より世界的な脅威となっています新型コロナウイルス感染症については各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も全国で新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見ておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について以下のとおり要望いたします。

## (1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの 4 回目の接種につきましては、60 歳以上や基礎疾患を有する方(知的障がい・精神障がい含む)、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても 4 回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟な対応が図られるようお願いいたします。

## 【回答：民生局健康部保健所健康企画課(防疫企画担当)】

本市では、高齢者及び障がい者が入所、通所される施設や医療機関等と調整し、本人、家族等が施設でコロナワクチン接種が行えるよう取り組んでおります。

また、集団接種会場でも救護室で接種するなど柔軟な対応を図っています。

そして、国の通知に基づき、ワクチンの供給量を踏まえ、同施設に従事されている方へコロナワクチン接種を順次実施してまいりました。

引き続き、速やかに安心してコロナワクチン接種を受けられることができるよう、柔軟に取り組んでまいります。

## (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR 検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の整備をお願いします。

ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただきようをお願いいたします。

## 【回答：民生局健康部保健所健康予防課】

昨年 12 月に福祉部局を通じて、クラスター予防のため職員の検査用として大量の抗原定性検査キットを障がい福祉施設等へ配布させていただいたところです。施設等でのクラスター発生の恐れがある際は、保健所による集団検査も実施しており、検査が必要な方が速やかに検査を受けることのできる体制となっております。また、市内の入院病床数につきましては、神奈川県が調整することとなっております。医療のひっ迫の状況により軽症の場合、即日の入院調整が困難な場合もありますが、当市においては保健所が入院を必要だと判断した患者につきましては、現状では全員が入

院できる体制となっております。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆けつけ指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院出来ずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

【回答：民生局健康部保健所健康予防課】

クラスターが発生した施設につきましては、必要に応じて保健所職員が衛生管理・指導のために、現地に立ち入りをさせていただいております。今後も神奈川県と連携して対応してまいります。また福祉部局でも衛生・医療に係る備品等の優先的支給を実施しており、現時点で打ち切り等の情報はありません。

(4) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

新型コロナウイルス感染症が依然として終息していない状況のため、終息までの当分の間、本市では厚生労働省社会・援護局の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づく、障害福祉サービス等事業所の報酬、人員等についての柔軟な対応を継続しています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、国は様々な補助金を公示していますので、本市もこれらの補助金に対して国、県への申請手続きを行い、各施設への交付を進めてまいります。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いいたします。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

世界的な経済状況の悪化によるライフラインの経費増に伴い、福祉関連の各施設・事業所の運営が圧迫されていることは想像に難くありません。

この状況を受け、本市では令和4年10月に、本市に所在する福祉関連事業所を運営する法人に対し、光熱費・燃料費・食材費における物価高騰分に相当する金額を助成する旨をお知らせし、現在事務を進めております。

これからの経済状況はいまだに不透明な状況であることから、今後も国や県の動向を注視しつつ福祉関連事業所の運営が安定するよう、検討を進めてまいります。

## 2 障害福祉の人材確保について(継続要望・一部新規)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

### (1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

#### 【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

国は福祉・介護現場における職員の処遇改善についての課題を認識しており、今後の報酬改定の際にも、何等かの改善措置が図られる可能性は高いと考えています。

また、相談支援専門員の処遇についても、まずは事業報酬の見直しから検討がされている状況です。

今後も、令和6年度の報酬改定に向けた国の動向を注視しつつ、既存の制度を含め、皆様のご理解が得られるよう、ていねいなご説明とお知らせに努めてまいります。

### (2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等)

#### 【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

福祉に携わる人材の確保及び育成については、本市のみならず全国的な課題だと認識しています。

現在、障害福祉サービス等事業所における人材不足の解消については、地域の施設の職員を対象としたものではありませんが、職員のスキル向上のための研修が実施されています。

しかしながら、障害福祉サービス等事業所における人材の安定的な確保は急務であると考えますので、今後も、県や近隣市町村とも協議しつつ、研究を進めてまいります。

(3) ICT 機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための ICT 機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

**【回答：民生局福祉こども部福祉施設課】**

障害者支援施設等におけるロボットの導入については、障害福祉分野におけるロボット等導入支援補助金により、機器の導入にかかる経費の一部の補助を実施しています。また、ICT 導入支援については、国や県の動向と他市町村の状況を参考にし、本市においても補助が可能か検討してまいります。

(4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いします。また、外国人人材の受け入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

近年、様々な分野で外国人人材の受け入れが行われておりますが、障害福祉分野にかぎらず、受け入れについては、言語・慣習の違いなどの問題も大きいと思います。

今後も県や近隣市町村とも協議しつつ、研究を進めてまいります。

(5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

**【回答：教育委員会事務局学校教育部支援教育課】**

教育委員会では「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、誰もが、相互に尊重し支え合い、多様な在り方を認め合う全員参加型の社会である共生社会の担い手を育てべく、支援教育の一層の充実に取り組んでいるところです。

小学校・中学校学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む」と



ありますので、今後も、特別支援学校や特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが、学校教育の一環の中で活動を共にする、「交流及び共同学習」など、互いに関わり合い、相互理解を深める教育活動を日常的・継続的に行い、一層充実させることができるよう、学校へ働きかけてまいります。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

福祉に対する理解を深めることが、「福祉の仕事」の魅力発信には大切であり、県などが実施する福祉の仕事に関する相談会やフェアの案内・チラシなどを配架するとともに、事業者などの意見を聞きながら、機会をとらえて、積極的に情報発信をしていきたいと思えます。

3 障害者地域生活サポート事業について(継続要望)

平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 16 年が経過しました。この事業は、平成 26 年度から交付金化され、市・県 1/2 負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。事業メニューの実施率は 24% (令和 4 年 7 月現在) と低い状況です。

(1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

障害者地域生活サポート事業の実施主体は、政令市及び中核市を除く市町村となっているため、本市は当該事業の実施主体とはなっていませんので、回答は難しいと考えます。

(2) 単価及び条件の見直しについて

平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけでは

ない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

障害者地域生活サポート事業の実施主体は、政令市及び中核市を除く市町村となっているため、本市は当該事業の実施主体とはなっていないので、回答は難しいと考えます。

**(3) グループホーム運営費補助と家賃補助について**

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。

グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課、福祉施設課】**

現在のグループホーム運営事業は、県域市町村において神奈川県補助事業としてされていますが、従来の「障害者地域生活サポート事業」の一部が「グループホーム等運営費補助事業」に組み込まれたものです。

本市においては当該事業について、単独事業として県域と同水準の上乗せを行っていましたが、従来対象事業としていなかった「障害者地域生活サポート事業」の一部が平成31年度から組み込まれたことにより、乖離が生じることになりました。

本市の独自財源で新たな上乗せを行うことは難しい状況ではありますが、今後も可能な限り県域市町村と同水準の給付となるように検討してまいります。

また、家賃補助の増額は厳しい状況ですが、地域での安定した生活を送れるよう、引き続き補助を継続していきたいと考えています。

なお、従前から国の補給給付を受給している方を対象にしていた2,500円控除を廃止したことにより、家賃補助額が増額になっていることを申し添えます。

**4 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）**

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、

OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

障害児のサービスについては、今後も事業者の運営状況などを注視していきたいと考えています。

なお、国のサービス報酬において、理学療法士等の加配を行っている場合には児童指導員等加配加算（PT等）又は専門的支援加算を算定できるようになっています。

また、主として重症心身障害児を通わせる事業所において、看護職員の加配を行っている場合には看護職員加配加算を算定できるようになっており、その他の一般型事業所においては、定められた基準以上の看護職員を配置して医療的ケア児に対して支援を行った場合の基本報酬の見直し（医療的ケア児の基本報酬区分の創設）がなされていますので、国の動向を踏まえ障害児に対するニーズへの対応を検討してまいります。

(2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応については、児童福祉法により20歳未満までの延長は認められておりましたが、令和6年度の改正により、22歳満了時までに延長されることになりました。平成24年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。

本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた過齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されており、移行支援は、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思っております。特に行動障害や重度重複障害、医療ケア等を伴う場合は、たいへん移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならない現実があることもご理解ください。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

神奈川県では、令和3年12月23日発1223第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知された「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の取り組みについて」に基づく、「協議の場」として神奈川県加齢児移行対策会議（以下「対策会議」という）を設置し、当市も参加しています。

本市では移行が進み、いわゆる過齢児の給付の方は現在はおりません。

児童福祉法第63条の2及び第63条の3の児童相談所長の通知を受理後は速やかに障害支援区分認定にかかる手続きに入っております。障害者支援施設の施設がない中、重度で行動障害のある利用者の障害者支援施設への入所や、地域への移行は現実的に非常に困難な状況にあります。児童相談所、障害児入所施設とも協力をしながら一人一人の特性に応じて短期入所等を実施しながら検討している状況です。

今後、加齢児の移行調整については、必要時「対策会議」で検討し神奈川県と連携し、一般相談支援事業者（地域移行支援）等の利用も図り、関係機関の連携を強化しながら、ご本人の特性に合う施設等への移行をすすめていきたいと考えています。

5 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【回答：民生局福祉こども部地域福祉課】

本市に所在する相談支援事業所等の職員に対する、相談支援従事者初任者研修・現任研修については、神奈川県が実施をしております。

上記の研修以外にも、横須賀市では、市町村自立支援協議会（横須賀市障害とくらしの支援協議会）内で事例検討を実施し、小規模事業所の職員も相談支援専門員同士でのグループスーパービジョンを行うことができる体制を確保しています。

今後も、保健福祉圏域内他市町村や、神奈川県と連携を行いながら、相談支援専門員の増加やスキルアップのための研修体制整備について検討してまいります。

6 短期入所事業について（継続要望）

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

単独で短期入所事業を運営する事業所については、国の報酬の中で単独の加算が組み込まれています。

一方、本市が独自で、または近隣の市町村と合同で基盤整備を図ることは、費用や事業主体の選定、用地や施設の確保等、様々な課題があり、現状では困難であると考えています。

しかしながら、短期入所事業は、家族の緊急時の受け入れやレスパイトのためにも大切な在宅支援事業と考えており、国の緊急短期受入加算に加え、令和2年度より本市独自支援として、緊急時に障害者を受入れた事業所に助成を行う対応を行っています。

- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

緊急時のベッドの確保については、会議や意見交換の場などを通じて、県に要望していきたいと考えています。

## 7 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

### 【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

本市では、「障害者施設や作業所の自主製品と取り組んでいる仕事のご案内」として「横須賀市障害者施設・作業所等自主製品商品カタログ」を作成して市ホームページに掲載し、市内官公庁や商工会議所にチラシを配布して利用を働き掛けるとともに、市役所の各課にも庁内掲示板により利用をお願いしています。さらに、冊子も作成し、市行政センターなどに配架を依頼するとともに、市立学校へ配布して学校行事やPTA活動での利用をお願いしています。また、障害者週間キャンペーンで作業所等が自主製品を展示販売する機会の調整・周知などを行いました。なお、令和4年度は、4月に衣笠仲通り商店街での障害福祉事業所自主製品販売会「にじいろショップ」の開催、7月にイースタンリーグ公式戦に合わせて開催された「追浜デー2022」へのともしびショップの出店に協力し、販路先の確保に努めました。

福祉ショップの設置では、神奈川県社会福祉協議会が認定している喫茶店・売店である「ともしびショップ」が本市施設（市立総合福祉会館、市総合体育館サブアリーナ、横須賀市役所）内に常設されており、作業所等の自主製品などが販売されています。本市は、障害者が働くことを実感し地域の人々とのふれあいを通じて自立と社会参加を実現していくことを引き続き支援していきます。

市町村業務における「施設外就労」の推進は、障害者施設等が提供する役務を踏まえ検討していきたいと考えています。また、市の障害者雇用では、「横須賀市障害者活躍推進計画」に基づき障害者雇用に係る取り組みを進めており、令和4年6月1日時点での市の障害者雇用率は2.84%で、法定雇用率（2.6%）を達成しています。

共同受注窓口については、受注機会の拡大を図っていく中で、慎重に検討していきたいと考えています。

## 8 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進

とともに受入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

防災に関連させた地域への障害者理解に関する啓発は、これまでも機会をとらえて行ってまいりました。今年度は、障害者の情報・コミュニケーション協議会において、障害当事者の声を聴きながら、「災害時の障害のある方への配慮とサポートについて」のガイドブックを作成し、関係機関等へ配布いたしました。

今後も、一般市民に向けた災害時の障害者理解を、行政が主体となり広げていきます。

なお、避難所運営委員会への障害者支援施設等の関係者の参加については、地域の判断となりますが、働きかけをしていきたいと考えています。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

**【民生局福祉こども部障害福祉課、市長室危機管理課】**

非常災害時の通報や通信手段の確保については、国全体のインフラ整備にかかる問題でもあることから、国や通信会社等の動向を注視しつつ、本市においても通信手段の確保や備品等の確保について検討していきたいと考えています。

9 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

平成28年4月より「発達障害者地域支援マネージャー」が保健福祉圏域ごとに配置され、地域の関係機関との連携や、地域支援者への支援も行うことになっており、地域における発達障害者への支援力の向上に役立っています。

今後も、かながわA（エース）や発達障害者地域支援マネージャーと連携し地域における発達障害者への支援充実を図っていきたいと考えています。

10 市町村の障害福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

- (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望し

ます。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課、地域福祉課】**

令和5年度に「よこすか障害者計画（第7期横須賀市障害福祉計画及び第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）」を策定する中で、アンケート、パブリックコメント等を実施し、地域の実情を踏まえた計画策定を行っていきたいと考えてます。

基幹相談支援センターにつきましては令和3年4月に設置しており、委託相談支援事業所等相談支援に関わる事業所と連携しながら、相談機能の充実に努めてまいります。

**(2) 市町村地域生活支援事業について**

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

**【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】**

本市の移動支援事業等の制度は汎用性も高く、利用者に対するサービス支給量等につきましても、個々の利用者等との面接調査などにより、必要性や状況に応じた支給決定を行っています。その中で、近年利用の集中等により、必要な方が必要な時に利用できないといった事態も生じているため、必要とされる方に利用していただけるよう、利用の適正化を図っています。

また成年後見制度利用支援事業については、対象者が想定を上回った場合にも必要な助成を行っていきたいと考えています。

**(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について**

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

**【回答：民生局福祉こども部福祉施設課】**

現状横須賀市では、国庫補助を充当した社会福祉施設等施設整備補助金により、施設の改修にかかる経費を補助しております。

なお、事業の公募については、原則として単年度での施工完了をお願いしているところではありますが、工事の規模や日程により、単年度の事業完了が難しい場合には、国とも協議のうえ、複数年度にかかる工事が可能か検討いたします。

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は24時間365日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

【回答：民生局福祉こども部障害福祉課】

限られた障害福祉サービスの中で、いかにその人らしく暮らせるか、利用者にあったサービスが提供されることが重要と考えています。

今後、障害者支援施設に限らず、障害福祉事業についての制度設計について、県内の市町村と連携が取れるように、今後も神奈川県と情報共有していきます。

以上



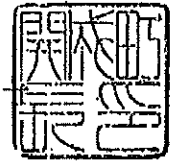
開福発第241号  
令和4年12月26日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄守英様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田和生様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木暢様

開成町長 府川 裕



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

平素より、当町障害福祉行政におきましては格別な御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年11月2日付により提出されました「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

福祉施設などに携わる皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応に御苦勞のなか、利用者が安心して安全に暮らすために支え続けていただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルスが蔓延し数年経過していますが、国や県、町の行政機関だけでなく医療機関や施設の皆様とともに、できることをしっかりとやっていくことが大切になります。当町といたしましても、できることは可能な限り迅速に行っていきたいと考えております。

2 人材確保について

当町では町広報誌にて、福祉施設や機関の概要、活動紹介を発信する等のご協力をさせていただきます。今年度は障害者の就労について取り上げました。

また、次世代担う町内の小・中学生の児童・生徒を対象に作文を通して社会連帯を基調とした福祉への理解と関心を深め、福祉活動への主体的参加意識を育成することを目的に町社会福祉協議会主催の福祉作文コンクールに毎年協力しております。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

障害者地域生活サポート事業は、各市町村により対象とする事業に差があることは承知しており、比較的実施率が高い事業についても関係者や当事者の要望を聞きながら検討を行っているところですが、事業を実施した場合の費用などについて町財政部局との調整を含めて対応しております。

障害者グループホームの担う役割は重要なものと認識していることから、グループホーム運営については神奈川県と連携・協調し、支援してまいります。

また、家賃補助については、当町の財政状況などを考慮し検討を行ってまいります。

### 4 障がい児サービスについて

医療的ケアが必要な重度障がい児への支援として、自力での通学が困難な児童・生徒の通学に係る保護者負担の軽減を図る「ケア付き通学支援事業」の開始を検討し、御家族に聞き取りを行いました。利用したいとの要望がなかったため開始を見送ることとしました。今後も御家族の要望を聞きながら、ニーズにあった支援を行えるよう対応してまいります。また、当町では小田原養護学校主催の「小田原養護学校B部門在籍児童・生徒に関する情報交換会」に参加しております。

加えて、児童発達支援事業等の利用希望の障がい児への対応としては、まず早期発見・早期療育の推進に向けて、保育所や幼稚園等に巡回専門員を派遣し、保護者や園職員等へ直接助言・指導等を行う「巡回支援専門員体制支援事業」を平成27年10月から実施しております。

障がい児施設における高等部卒業生及び加齢児の対応について、対象者を当町では把握していないため、児童相談所からの情報提供後、速やかに関係機関との連携・協議を行ってまいります。また、障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにという点については、児童相談所の意見を聞きながら、必要に応じて対応してまいります。障害支援区分審査会にて高等学校3年生になってからまた再度区分を更新するようとの指示がある場合がございます。こちらとしても早い段階で移行に向けて調整することが必要であるとの認識ですが、新規取得且つ18歳未満の場合、1年間の有効期間で障害支援区分が出された事案もありますので、その状況をふまえて慎重に進めてまいります。

### 5 相談支援事業の充実について

相談支援従事者初任者研修など、研修体制の充実については重要な要素であると認識しており、主催者の県への上申についても今後検討していきたいと考えております。

### 6 短期入所事業について

通所施設における短期入所事業運営のための空床補償を行うことは、不要にベッド数を増した施設の増加を助長しかねません。人員配置についても、法令等で定められた人員数は当該事業を実施するために必要最低限度の人数が規定されております。また、高齢者分

野において、近年自らの自治体住民が優先的に施設入所できる枠を確保する「ベッド買い」が自治体によって行われていることについて、介護保険制度の趣旨に反するのではないかと問題になっており、ご要望の空床保障等の導入は、慎重に検討する必要があると認識しております。

なお、短期入所サービスの施設基準や運営基準は国や県が定めているものであり、そのサービス費について国、県及び市町村で負担するものであることはご承知のことと存じます。ついては、施設基準や運営基準については遵守していただきますようお願いいたします。

障がい者虐待による緊急時のベッドの確保については、県への上申についても今後検討していきたいと考えております。

## 7 就労関連について

当町においても、平成 27 年度に障害者優先調達法に基づく調達方針を策定し、平成 28 年度から同方針に則った調達を行っており、毎年見直しを実施しています。今年度については、町内障がい者就労施設等への封入委託等を行っております。

障がい者の直接雇用については、当町では庁舎内清掃員を 3 名雇用しております。

そのほか、ハローワーク等の関連機関と連携をとり、一般就労（雇用就労）を希望する障がい者の就職促進に努め、雇用の促進と法定雇用率の改善を目指してまいります。

## 8 障がい者の防災対策について

いわゆる災害弱者として想定される方々は、障がい者だけではなく、高齢者や児童等、様々であると考えております。災害弱者として想定される方々のニーズ把握と大規模災害発生時の対応、避難所での QOL の確保などの取り組みを引き続き強化してまいります。

災害時の情報提供体制としては、防災行政無線の戸別受信機を各家庭に設置する事業を平成 23 年度まで実施し、平成 25、26 年度で各家庭に防災ラジオを設置する事業を実施しております。その他防災行政無線のデジタル化に伴い、防災行政無線テレホンサービス、開成町安心メールなど多様な情報伝達手段の充実を図りました。その他では、聴覚と言語の障がい者に関しては、小田原市消防と連携しネット 119 等の登録について普及啓発を行っております。

また、大規模災害発生時の対応としては、災害時避難行動要支援者登録制度を自治会、民生委員、社会福祉協議会、行政の 4 者で共同運営しており、体制を拡充しております。

## 9 発達障がい者への支援の充実について

発達障がい者への支援については、さまざまな潜在的課題があると認識しております。

当町においては、同センターと連携を密にした支援体制の構築を検討していくとともに、近隣市町村の動向を確認してまいります。

## 10 市町村の障害福祉計画との関連について

地域生活支援拠点の整備については、当町は令和 4 年度から面的整備型でスタートして

おります。県西圏域2市8町で社会資源を共有しています。協力して頂ける事業所の登録を進めております。

基幹相談支援センターの設置については、広域での設置について検討を行っています。

市町村地域生活支援事業については、利用者のニーズに基づき、適切な支給決定を行っております。事業所や利用者から支給量についての相談があった場合も、必要に応じて支給量の増減を検討しておりますので、ご要望にお応えできているものと考えております。しかしながら、市町村地域生活支援事業は、市町村状況や特色を生かした独自の事業も多いことから、事業メニューの周知等を強化し、適切な支給決定が行われるよう今後も取り組んでまいります。

多様な福祉サービスのあり方についてですが、いわゆる65歳問題について、介護保険優先ではないことは理解しております。当町では、当事者が65歳になるタイミングで、利用する事業所、計画相談支援事業所、御家族等に対して、現在の状況の聞き取り調査や面談を行うこととしております。そのうえで、介護保険の申請を行って、介護認定の判定ができた場合、介護保険への移行を含めた提案をすることもありますが、その際も当事者の方々と話し合いの場を設けさせていただいております。切れ目ない支援のためにも、障害福祉分野だけではなく、高齢者分野との連携についても今後考えていくことが重要だと考えております。

以上

鎌 障 第 5917 号  
令和4年(2022年)12月27日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

鎌倉市長 松尾 崇



### 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答について

日頃から本市障害福祉行政に対し、御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。  
令和4年11月15日付けで御提出のありました要望書につきまして、次のとおり回答いたします。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の対策について

##### (1) コロナワクチン接種について

令和4年10月21日から、3回目以降のコロナワクチン接種については、これまで少なくとも5か月としていた前回の接種からの間隔が3か月に短縮されました。これを受け、本市も前回接種から3か月经過する時期を目途に市民の皆様に接種券を発行するよう見直しを行いました。

令和4年9月からは、従来から実施している集団接種に加え、医療機関での個別接種を開始することで、希望する方が接種しやすい環境の整備に努めています。

##### (2) 検査及び医療体制の整備について

抗原検査キットについては、国からの要請に基づき、神奈川県が高齢者施設や地域生活支援事業所等の従事者を対象に既に配布したところです。

PCR 検査につきましては、神奈川県が検査無料化事業を実施しています。県内在住で、濃厚接触の可能性が低いものの感染不安を感じている方などを対象としていますので、ご利用ください。

神奈川県では、障害者専用の病床は確保されていませんが、陽性となった方の状況を考慮したうえで、神奈川モデルに基づいて受入れや搬送等の調整をしています。また、軽症または無症状であって、かつ重度の知的障害等により福祉ケアの比重が高く、医療機関への入院が難しい場合の受け入れ先として、専用のケア付き宿泊療養施設を県内に2か所設置しています。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

感染症については、神奈川県が対応します。県は、同一の保健福祉施設等から感染者（感染が疑われる人を含む）が複数発生した場合に、必要に応じて実情調査等を行い、感染拡大防止指導や必要な資器材の手配などの支援を行っています。衛生・医療に係る備品等については、優先的支給に努めます。

(4) 柔軟な対応について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた障害福祉サービス等の提供については、国、県の動向を注視しながら、引き続き、柔軟に対応してまいります。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響を受け、原油価格や物価等の高騰により、障害福祉サービス等事業所におけるサービス提供に必要な経費が増大しているものと認識しています。施設や事業所の運営経費の増大による経営悪化を防ぐとともに、サービス利用者が安心してサービスを受けられる環境を維持することが必要であるとの考えから、市内の障害福祉サービス等事業所に対して、ガソリン代、食材費、光熱費といった原油価格・物価高騰に伴う差額分相当を市が補助することとし、必要な財源については、市議会9月定例会に補正予算を提案し、議決を得たところです。

既に、障害福祉サービス等事業所に対し、本補助金の周知を図り、申請を受け付けており、速やかな交付に努めてまいります。

## 2 障害福祉の人材確保について

(1) 処遇改善事業について

処遇改善事業については、令和4年2月に創設された「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の要件・仕組み等を基本的に引き継ぐ形で、令和4年10月の報酬改定により「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されています。

引き続き障害福祉人材の処遇改善について、国、県の動向を注視しつつ、更なる障害福祉人材の処遇改善が図られるよう報酬改定等の機会を捉えて国、県に要望を伝えてまいります。

(2) 求人施策の制度化について

福祉業界における人材不足の現状に鑑み、障害福祉サービス等を提供する事業所などにおける職員の確保や職員の定着並びに人材の育成は、大きな課題であると認識しています。このため、障害福祉サービス等を提供している法人には、令和元年度に職員の不足等、事業の運営状況の調査を行いました。

令和4年度も同様の社会福祉法人等への調査を実施する予定であり、その調査結果を踏まえ、外部研修会等との連携や鎌倉市障害者支援協議会における取組等を通じて福祉の人材確保に取り組んでまいります。また、県独自の具体的な障害福祉の求人施策が実現されるよう、市内での課題を踏まえた改善策について、機会を捉えて県に対し要望してまいります。

(3) ICT 機器・ロボットの導入について

ICT 機器・ロボットの導入については、神奈川県において、障害福祉サービスの質的向上や支援スタッフの負担軽減等を図り、新しい福祉の創造を目指して、障害福祉分野へのロボ

ット等のテクノロジーの導入を推進しています。これまでの取組としては、県立施設への介護ロボット導入のモデル事業、アバターロボットの実証実験、ICT 導入支援を目的とした研修会等が実施されています。本市においては、引き続き情報収集に努めるとともに、国及び県の取組状況等の動向を注視してまいります。

(4) 外国人人材について

神奈川県では、外国人介護職員が円滑に就労・定着できるようにすることを目的に、外国人介護職員を受け入れるための環境整備等を行った事業所に対し、その取組に要した経費の一部を助成しています。本市においても、障害福祉サービス事業所の指定及び指導を行っている県と連携を図りながら、受入れの体制づくり及びガイドブック等の作成について、国、県に対し、機会を捉えて伝えてまいります。

(5) 教育との連携について

鎌倉市立小・中学校では、共生社会の実現を目指し、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるよう、児童生徒へのインクルーシブ教育を推進しています。その一つとして、「道徳科」や「総合的な学習の時間」の授業等において、児童生徒の発達の段階に応じて障害者への理解を深める指導を行っています。内容としては、講演だけでなく、アイマスクや車椅子等の体験、福祉施設での職場体験等、体験を通じた学習も行っています。

また、市立小学校で今年度より児童支援専任教諭を中心とした支援体制を整え、在籍や障害の有無に関わらず、必要な支援を受けることができるよう、支援の充実を図っています。

今後も学校と市教育委員会、関連機関と連携し、インクルーシブ教育の理解促進に努めてまいります。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

神奈川県社会福祉協議会が設置する「かながわ福祉人材センター」では、福祉の仕事に特化した就職説明会を開催しています。また、神奈川県では、神奈川県介護人材マッチング事業を実施し、福祉の仕事体験イベント等が開催されています。本市においては、鎌倉市障害者支援協議会や市民協働事業等の実施を通じて、市民団体及び市内事業所と共にイベントでの周知を行う等、魅力発信に取り組んでまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について

(1) 市町村格差について

障害者地域生活サポート事業につきましては、神奈川県が設定している16のメニューのうち、本市では「重度重複障害者個別支援事業」、「単独型短期入所促進事業」、「医療的ケア支援事業」、「地域交流等支援事業」を実施しています。その他の事業につきましては、団体からの要望等を踏まえ、財政状況等を十分に考慮しながら、実施について検討してまいります。

(2) 単価及び条件の見直しについて

障害者地域生活サポート事業における適用条件等については、神奈川県が定めているため、神奈川県の動向確認と情報取得に努めてまいります。

(3) グループホーム運営費補助と家賃助成について

本市では、障害者グループホーム等運営費補助事業における設置費及び運営費に対する補

助を行っており、事業の維持継続に努めてまいります。

また、グループホーム利用者への家賃助成についても、市単独での家賃補助（月額 8,000 円限度）を行っており、今後も本制度の維持継続に努めてまいります。

#### 4 障がい児サービスについて

##### (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービス利用希望について

本市では児童発達支援や放課後等デイサービス事業所は、毎年新規事業所が開設しており、事業所数としては充足している状況と捉えています。

専門職による支援については、療育相談部門である市の発達支援室において PT・OT・ST・心理士が相談や指導を行っています。また、児童発達支援センターにおいても、同様に専門職を配置し、専門的な支援を行っています。

市内の通所事業所においては、各事業所の支援内容に応じて専門職を配置し専門的な支援を行うなど各事業所がそれぞれの特徴を生かした支援を行っています。

なお、医療的ケアのある児童の受け入れが可能な事業所は、放課後等デイサービス事業所では限られており、今後も受け入れ体制の整備に努めてまいります。

##### (2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応について

令和 4 年度に神奈川県は、令和 3 年 12 月に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知された「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」に基づく協議の場として、「神奈川県過齢児移行対策会議（以下「対策会議」という。）」を設けています。対策会議では移行支援対象者の把握・情報共有・進捗管理、広域調整及び地域資源開発について協議を行い、対策会議の下に障害児入所施設入所児の個別ケース会議に一部構成員が参加して移行調整の進展を図っています。対策会議は障害者関係団体、障害児入所施設、児童相談所、神奈川県教育局及び市障害福祉担当課（横須賀市及び鎌倉市）で構成されており、鎌倉市は構成員として神奈川県における過齢児の移行調整について大きな役割を担っていると認識しています。

また、鎌倉三浦地域児童相談所係属の障害児入所施設等入所児についての協議の場として、「鎌倉三浦地域児童相談所障害児入所施設入所児成人サービス等移行連絡会（以下「移行連絡会」という。）」を令和 4 年度に設置し、関係機関が連携・協力して円滑に移行支援対象者がそれぞれに相応しい環境へ移行するための調整等を行っています。

対策会議、移行連絡会及び個別ケースへの対応の中で、市町村及び児童相談所が早期に連携を開始し移行支援を行うこと、移行支援対象者に対する意思決定支援の重要性、移行調整困難ケースへの対応などについて協議を行っていくこと等を確認し、円滑な移行支援が行えるよう努めてまいります。

#### 5 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任者研修・相談支援専門員現任研修は、神奈川県が開催する研修であり、本市の相談支援事業所に周知を行い、本市からも多くの受講希望があります。これらの研修は、障害福祉サービスの充実につながることから、今後も神奈川県に対して受講希望者がより多く



受講できるよう機会を捉えて伝えてまいります。

## 6 短期入所事業について

### (1) 通所施設における短期入所事業について

本市では、湘南東部圏域の枠組みの中で、藤沢市及び寒川町と共に、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業として、短期入所事業所の確保に取り組んでいます。

### (2) 緊急時の対応について

本市では、障害者虐待における緊急時対応として、短期入所事業所と契約し、緊急一時保護の受け入れ先の確保に努めています。神奈川県が広域にわたり調整する件については、近隣市の状況を踏まえながら、引き続き、検討してまいります。

## 7 就労関連について

本市では毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を定め、庁内向けに制度の説明や福祉施設の一覧を掲載するなど利用の促進を図り、会議録音の反訳業務などを障害者施設へ発注しています。また、市役所本庁舎において、障害者支援施設等が製品を販売する「鎌倉ふれあいショップ」を定期的に開催しています。

また、本市の障害者雇用については、職務体験を積む場としてワークステーションかまくらを平成30年度に設置し、令和4年11月現在、8名の障害者が社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する支援員の下で業務に携わっています。

本市では障害者雇用二千人を目標に、「鎌倉市障害者二千雇用センター」の設置、ハローワークとの共催による就職説明会の開催をはじめ、この10月には、IT業務を中心とした就労機会を提供する「デジタル就労支援センターKAMAKURA」を新たに設置するなど、障害者の就労支援に対する様々な取組を行っており、今後も障害者雇用の推進に努めてまいります。

## 8 障がい者の防災対策について

(1) 障がい児者の防災対策については、災害の発生により避難所を開設する場合、障害者の避難生活への配慮は重要であると考えています。本市では障害者を含む配慮が必要な方（要配慮者）の避難施設として福祉避難所を指定していますが、災害発生後の一次避難所となる市立小中学校においても要配慮者への対応が図れるよう対策を進めています。避難所を開設した場合、避難所運営委員会が設置され、委員会での協議により避難所の運営方針が決定されます。この委員会の中で、要配慮者への対応を決定していきますが、その際に福祉施設等の要配慮者関係者にも協力を求めるなどして、要配慮者の避難生活に留意するとともに、訓練等を通じて啓発に努めてまいります。また、高齢者施設や障害者施設と協定を締結しており、災害発生時の要配慮者の受け入れ等に関する協力体制を継続して構築してまいります。

(2) 大規模災害時を想定した対策については、災害時に関係団体や各施設と協力・連携を図るため、情報通信手段の整備及び維持管理は重要と考えています。そのため、本市では避難所、福祉避難所など、拠点となる施設との通信手段として、MCA無線や衛星携帯電話を整備しているほか、関係機関等との連絡用として神奈川県防災行政通信網を整備するなど、複数の通

信手段を用意しており、平時及び災害時の情報通信を行っています。今後も関係機関や各施設と調整を進めながら、災害時の拠点となる施設との情報通信手段の更なる整備に努めてまいります。

#### 9 発達障がい者への支援の充実について

発達障害者支援センター事業については、国の指針において都道府県及び政令指定都市が行う事業とされていることから、成人の発達障害に特化した市単独のセンター創設は困難であると考えます。

また、神奈川県の実業である圏域発達障害者地域支援マネージャー制度を活用するなど関係機関との連携を図りながら、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の中で対応してまいります。

#### 10 市町村の障害福祉計画との関連について

##### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点等の整備については、鎌倉市障害者支援協議会での協議の他、市内相談支援事業所へ調査等を実施し、整備に向けた課題整理を行ってきました。本市では、国の指針に基づき、面的整備型を基本として整備してまいります。令和4年度には、拠点に求められる機能について、整備の大きな方向性を指針として定めたところです。今後も地域の需要や、既存の資源等を考慮しながら、引き続き、検討を進めてまいります。

また、基幹相談支援センターについては、本市は既に設置しており、令和2年度からは虐待対応における市への協力及び第6期鎌倉市障害福祉サービス計画上で成果目標として掲げている地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取組への協力等を新たな委託業務に加えしました。今後も機能の充実等を検討してまいります。

##### (2) 市町村地域生活支援事業について

移動支援及び日中一時支援については、他サービスの動向や地域のニーズ等を把握し、必要に応じて報酬の見直しを行ってまいります。日中一時支援については、令和4年度に大きく報酬の見直しを行い、基本報酬は単価の全体的な引き上げに加え、時間帯区分を細かく設定することで支援時間に応じた適切な報酬上の評価がされるようにしました。また、重度の障害者に対する支援に対する加算や、日中一時支援のみを提供する事業所に対する加算を創設し、利用者への細やかな支援に対して報酬上の評価を行えるようにしました。

支給量等について、移動支援は「鎌倉市移動支援サービスに関するガイドライン」を令和元年度に作成し、日中一時支援については、ガイドライン等は作成していないものの、令和4年度に今まで整理が不十分だった支給についての考え方を整理しました。引き続き、個々の事情を勘案しながら適正な支給決定を行うよう努めてまいります。

成年後見制度利用支援事業については、精神鑑定費用は上限額50,000円、後見人等への報酬費用は上限月額28,000円（施設等への入所・入院の場合は上限月額20,000円）を助成額としており、今後も本制度の維持継続に努めてまいります。

(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設のうち、市内における施設入所支援を提供する施設は、現状、一施設のみであるため、入所を希望される待機者がいらっしゃることは課題の一つであると認識しています。

このため、障害者グループホーム等の運営事業を実施する社会福祉法人等に対する補助事業を行い、障害者の居住の場の確保に努めています。補助事業のうち設置費については、新規開設時の設備備品を整備する初度調弁に加え、バリアフリー化等にかかる新築・改修のための補助金を令和元年度から導入し、施設整備に対する支援を行っています。今後も財政状況等を考慮しながら、本制度の維持継続に努めてまいります。

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

神奈川県が、令和4年10月21日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を公布したことを受け、今後その具現化に向けた取組について、本市においても県と連携しながら進めていく必要があると認識しています。多様な福祉サービスのあり方については、神奈川県が助成制度等を見直す機会などを捉えて、他市町村と連携しながら要望などをしてまいります。



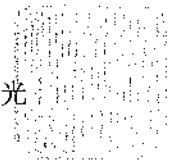
4茅市相第112号  
令和5年1月18日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出繩 守英 様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



#### 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書（回答）

寒風の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から市政の推進に格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年11月8日付けでいただきました要望につきまして、次のとおり回答いたします。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の対策について（継続要望・一部新規）

##### （1）コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

（担当：健康増進課）

国では現在、新型コロナウイルスのオミクロン株対応2価ワクチン※の接種を推進しており、本市におきましても、接種に際して必要な接種券を、既に対象の皆様へ郵送しております。接種券がお手元に届く前に接種予約日を迎える方や紛失してしまった方には、随時、接種券を発行するなど柔軟に対応しております。

また、接種の機会を確保するため、市内の医療機関による個別接種のほか、本市では、集団接種会場を設置し、主にオミクロン株対応2価ワクチンによる3回目から5回目までの追加接種を実施しております。

今後も感染拡大に備え接種機会の確保をするなど、接種を希望する市民の皆様が安心して接種を受

けていただけるよう努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

- ※ オミクロン株対応2価ワクチンとは、従来株とオミクロン株系統のそれぞれのスパイクタンパク質の設計図となるmRNAを有効成分とするワクチンです。(厚生労働省のホームページより抜粋)

## (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の整備をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

(担当：保健予防課)

障がい福祉施設・事業所における感染防止対策は、各施設で自主的に取り組むものに加え、本市では、必要に応じてPCR検査等を実施する体制を整えております。また、高齢者施設及び障がい者施設でのクラスター対策のため、施設の従事者への抗原定性検査キットの配布を行っております。

さらに、神奈川県では、病床の確保や一般医療との両立の観点から、緊急的な対応が必要となる病床確保フェーズを設定しており、医療機関に新型コロナウイルス感染症患者を適切に受け入れるように、新規患者数や入院患者数の増減に応じて確保病床数の見直しております。

本市も、国や神奈川県の施策を考慮した上で、必要な体制の整備に取り組むとともに、施設内で患者が発生した場合は、適切に指導してまいります。

## (3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆けつけ指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院できずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班始め市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

(担当：保健予防課)

施設でクラスターが発生した場合には、施設から情報を収集しながら、感染拡大防止のための指導を行っております。

また、福祉・介護施設等のクラスターは、感染者が基礎疾患を持ち、かつ、高齢者であることが多く、感染後に症状が悪化してしまうケースがあります。

そのため、必要に応じて、感染症に対する専門知識を有する医師や看護師等によって構成されるCAT(神奈川コロナクラスター対策チーム)を要請するなど、神奈川県とも連携しながら感染拡大の防止に努めております。

医療用物資の支給につきましては、施設内で感染者が発生した場合など緊急時において都道府県が医療機関や介護施設等に対して医療用物資を配布するために、随時、通常の送付量に上乗せして一定数量を国から配布しております。

## (4) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

(担当：障がい福祉課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う障害福祉サービスの代替的支援等につきましては、令和2年度以降、国や神奈川県のお知らせ等を踏まえ、その時々での感染拡大状況等を考慮しながら適時対応しております。

今後も国や神奈川県のお知らせ等を踏まえ適切な対応をしてまいります。

## (5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費(電気、水道、ガス、灯油、重油等)、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設、事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いいたします。

(担当：障がい福祉課)

本市としても、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、障害福祉サービス事業等の運営に影響を及ぼしていることは認識しております。

こうした状況を受け、本市におきましては、神奈川県が支給する神奈川県社会福祉施設等物価高騰対応支援金(障害分)に加え、茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金を支給しておりますので、サービス提供体制を維持するために活用していただければと考えております。

## 2 障害福祉の人材確保について(継続要望・一部新規)

### (1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

(担当：障がい福祉課)

障がい福祉の拡充につきましては、福祉・介護職員の人材不足が課題となっており、処遇改善、ベースアップのためにも「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員特定処遇改善加算」等は必要な制度と認識しております。

いずれも国の制度となりますので、対象職種の見直し等につきましては、国や神奈川県の方針を注視してまいります。

### (2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自

の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等)

(担当：障がい福祉課)

障がい者の暮らしを支える福祉人材の不足につきましては、全国的な課題となっており、「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」の中でも取り組むべき課題として位置付けております。

障がい福祉の求人施策としては、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が運営しているかながわ福祉人材センターにおいて、障害福祉分野就職支援金貸付事業を行っております。これは、これまで他業種で働いていた方が障がい福祉分野における障がい福祉職員として活躍していただくために、就職の際に必要な経費等の支援を目的とした貸付事業です。

人材確保のために求人施策を充実させることは重要であると認識しておりますので、神奈川県の動向を注視してまいります。

### (3) ICT機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するためのICT機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

(担当：障がい福祉課)

ICT機器・ロボット導入における補助につきましては、神奈川県が事業所の指定、指導、支援等として、障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業費補助及びICT導入モデル事業費補助を行っております。年に1度募集しており、補助を希望する事業所は神奈川県に申請する必要がありますので、活用していただければと考えております。

### (4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いします。また、外国人人材の受け入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

(担当：障がい福祉課)

外国人人材の受入体制づくりにつきましては、国及び神奈川県の動向を注視してまいります。

### (5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

(担当：学校教育指導課)

市内の複数の小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動等において、近隣の老人福祉施設との交流を図ったり、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の協力を得ながら障がいのある方々を講師として招き、点字や手話、車いす等の体験を通じて、障がいに対する理解を深める学習に取り組んでお



ります。

また、中学校の特別支援学級では、子どもたちが将来、地域の中で生活していくことを視野に入れ、近隣福祉施設への職業体験を含めた校外学習を行っております。こうした活動は、子どもたちの自立と社会参加に向けた意識の向上を図るとともに、市民の障がい特性の理解促進につながるものであると捉えております。

インクルーシブ教育の推進に向けては、障がいのあるなしに関わらず、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、多様な価値観を認め合う教育の推進に努めております。

今後も子どもたちが、互いの多様性を認め、それぞれの人格と個性を尊重し合えるよう、各学校のインクルーシブ教育の取組を支援してまいります。

#### (6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みをともにお願ひしたいと思います。

(担当：障がい福祉課)

障がい福祉の仕事について、福祉の現場で働くイメージを持っていただくために、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が運営しているかながわ福祉人材センターのホームページにおいて、事業所の職員が働く様子の動画発信や、神奈川県内各地における「福祉のしごと地域就職相談会」において、福祉の仕事について情報発信等を行っております。

### 3 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

#### (1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

(担当：障がい福祉課)

本市では、障害者地域生活サポート事業として、平成24年度から「単独型短期入所促進事業」、「重度重複障害者個別支援事業」、「医療的ケア支援事業」、「地域交流等支援事業」及び「地域防災拠点事業」を実施しております。

今後も地域で障がい者が安心して暮らせるよう、事業の継続に努めてまいります。

#### (2) 単価及び条件の見直しについて

平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付

基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

(担当：障がい福祉課)

障害者地域生活サポート事業につきまして、神奈川県「障害者地域生活サポート事業実施要綱」の基準に準じて実施しております。

今後も地域で障がい者が安心して暮らせるよう、適正な事業実施に努めてまいります。

### (3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、なくてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差がないよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準の維持と更なる充実をお願いします。

グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

(担当：障がい福祉課)

グループホームにつきましては、国が定める障害福祉サービス報酬及び神奈川県単独の加算により運営しております。

神奈川県では、平成31年4月に交付金から補助金へ変更していますが、引き続き、事業者がグループホームの円滑な運営ができるよう努めてまいります。

本市のグループホーム家賃補助につきましては、利用者が契約している家賃額から補足給付費を差し引いた額の2分の1を上限1万円として補助しております。

また、対象者も年々増加しているため、補足的な増額は困難な状況ですが、地域で障がい者が安心して暮らせるよう、今後も財源確保に努めてまいります。

## 4 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

(1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

本市の障害児通所サービス等の利用希望は増加傾向にあるため、市内の障害児通所支援事業所は毎年数件ずつ新たに開設しております。

令和4年11月1日現在、児童発達支援20か所、放課後等デイサービス31か所の事業所が事業を実施しております。このうち児童発達支援と放課後等デイサービス各2か所の事業所では、看護師を配置するなど医療的ケアが必要な重度の障がい児を対象に事業実施しており、その他の事業所でも看護師、理学療法士、臨床心理士等の専門職を配置し、子どもの障がい特性に応じた支援に取り組んで

おります。

本市における体制整備につきましては、本市単独の専門職の person 費補助等は、現時点では検討しておりませんが、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定につきましては、児童発達支援センター、児童発達支援及び放課後等デイサービスに対して、専門職の配置等より手厚い支援を評価する報酬体系の見直しや、看護職員加配加算等の見直し等により医療的ケアが必要な児に対する支援の充実を図っております。

市民の皆様には、上記複数の事業所の活用を十分に図っていただきたいと考えております。

- (2) 福祉型障害児入所施設における加齢児の対応については、児童福祉法により20歳未満までの延長は認められておりましたが、令和6年度の改正により、22歳満了時まで延長されることになりました。平成24年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分に進めることができず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものと思われます。本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた過齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援は、高等部事業と同時に移行ができるよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思っております。特に行動障害や重度重複障害、医療ケア等を伴う場合は、たいへん移行調整に時間かかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならない現実があることもご理解ください。

(担当：障がい福祉課)

障害児入所施設から地域又は成人期施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における施設等）への移行調整につきましては、障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、18歳に到達する年度の1年程度前から、神奈川県中央児童相談所が中心となり、入所施設や本市ケースワーカー、移行先施設等の関連機関が連携を図りながら進めております。候補となる神奈川県内外の空き施設の調査、本人や御家族の意向、関連機関による障がいの状態と施設との適合性のアセスメントなどの協議、サービス利用のための認定調査と障害支援区分の取得、短期入所による体験等、時間をかけて成人施設への移行調整を行っております。

その中で重度障がい者の施設調整につきましては、人員や設備等の受入体制や支援技術等を要することから、限られた施設となっている現状があります。

今後も過齢児の移行調整につきましては、関係機関との調整を丁寧に行い、利用可能な制度を活用することで、本人の希望に添った移行調整を実現できるよう努めてまいります。

## 5 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

(担当：障がい福祉課)

神奈川県が開催する相談支援専門員に対する研修につきましては、市町村が推薦した方の受講が可能となっております。本市としても人員確保の観点から、様々な場面を通して研修回数や受講者数の

増加を神奈川県へ要望してまいります。

## 6 短期入所事業について（継続要望）

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

市内における短期入所ができる施設といたしましては、令和4年11月現在、入所施設2か所、日中サービス支援型グループホーム2か所、通所施設1か所及び医療機関1か所となります。

このほか、障がい特性や年齢に応じて市内の事業所での受入れが困難な場合には、複数の関係機関と連携し、市外、神奈川県外等の施設を利用しております。

- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われれます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）における緊急時のベッドの常時の確保につきましては、本市のみの対応は困難ですが、多様な障がい特性に応じた適切な受入施設による居室の確保が必要になることもあり、神奈川県内外を含めた居室の確保を、神奈川県等の担当者と機会を捉えて、課題の確認や必要性に関する意見交換等をしてまいります。

## 7 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓国の設置が図られるよう要望します。

(担当：職員課、障がい福祉課)

福祉施設への物品購入の役務の業務委託等の優先発注につきましては、国等による「障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、平成25年度以降「茅ヶ崎市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しております。毎年度、各課に物品等の優先調達を働きかけており、令和3年度は、調達目標2,600,000円以上に対し、調達実績は2,697,543円でした。令和4年度も、調達目標2,600,000円以上として、目標達成に向け取り組んでおります。

本庁舎1階「カフェドットコム」においては、平日10時～16時、東側玄関においては毎月第3月曜日・火曜日の11時～14時に市内障がい者施設で作成した物品の販売を定期的に行う場所を提供し、年2回2週間程度、本庁舎1階市民ふれあいプラザを利用したふれあい作品展においても物品の販売を行っております。

施設外就労につきましては、本庁舎1階「カフェドットコム」において市内就労支援施設に通所している方を実習生として受け入れ、1日ずつ交代で就労していただいております。

本市の障がい者雇用に係る取組については、職員採用において常勤職員・非常勤職員ともに障がい者枠を設けて実施するとともに、障がいのある職員がその特性や個性に応じて自身の能力を発揮できるよう、必要な機器や相談体制の整備など、働きやすい職場環境の整備に努めております。

本市の常勤職員の採用は、平成19年4月より職種として事務職の身体障がい者区分を設け採用試験を実施するとともに、平成25年度からは障がいの区分をなくし、受験機会の拡大を図ってまいりました。非常勤職員につきましては、平成22年度から障がい者を雇用し、令和4年度は会計年度任用職員として16人を採用しております。毎年、障がい者が活躍する職場の拡大を図っており、令和4年度は、常勤職員3人、会計年度任用職員を6人採用いたしました。

また、本市では、障がいのある職員の活躍の一層の推進と、法定雇用率達成に向けた雇用の促進のため、令和2年度に茅ヶ崎市における障害者活躍推進計画を策定し、計画に基づく取組を推進しております。職員が、障がいや障がい者を正しく理解し、障がいのある職員の活躍を更に推進するため、平成22年度から実施している職員向け研修会を継続して実施するほか、計画推進体制の整備、相談体制の整備、職域の拡大に向けた取組などを推進しております。

今後も茅ヶ崎市における障害者活躍推進計画の推進を通じて、本市全体として障がい者雇用に係る課題を抽出し、検討しながら解決に向けて取り組んでまいります。

## 8 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

(担当：防災対策課、障がい福祉課)

大規模災害発生時には、家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難な被災者が多数避難所に来ることが想定されます。

そのため、本市では、公立小・中学校全32校を災害対策地区防災拠点（避難所）として開設し、被災者を受け入れます。

障がい児及び障がい者等の要配慮者につきましては、避難所運営に携わる職員を始め、学校関係者、地域の自治会、自主防災組織、民生委員等で連携、協力して支援を行います。

なお、発災当初は、障がいの程度等を把握し、専用のスペースの確保や支援者の確保及び必要な物資の把握や提供等を行います。

また、避難所の生活が困難な方につきましては、福祉避難所に係る協定を締結している市内の社会福祉施設等に受入れを要請するとともに、市内の福祉避難施設だけでは収容が困難な場合には、神奈川県に対して広域応援を要請いたします。

今後は、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画作成等の取組と併せて、研修会等の機会を通して、避難所における障がい者等への配慮の必要性について周知及び啓発を行うとともに、関係機関、

団体並びに本市が連携、協力して障がい者等に対する防災対策に取り組んでまいります。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

(担当：防災対策課、障がい福祉課)

本市では、大規模災害時等に一般の避難所で避難生活を送ることが困難な方の居場所の確保のために、市内の民間の障がい福祉施設と福祉避難所協定を締結しております。

福祉避難所協定施設には、本市と無線で連絡ができるよう、MCA無線装置を設置し、定期的に訓練を実施し災害時に備えております。

また、障害者地域生活サポート事業のメニューである地域防災拠点事業を実施し、民間の社会福祉施設を災害時の福祉避難所として活用できるよう、災害時に必要とする物品の整備に係る費用を助成しております。

今後も通信手段や備品等の確保のため、事業の継続に努めてまいります。

## 9 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA(エース)が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

(担当：障がい福祉課)

本市では、相談支援事業者の人材育成、支援者支援を目的に、市内の委託一般相談支援事業者や指定特定相談支援事業者へ発達障害専門相談員による巡回相談、事例検討会を実施しております。

また、令和4年度は事業拡大し、市内の障害福祉サービス等事業所に従事している支援者を対象に、発達障害の理解を深め支援方法の向上を目的とした発達障害専門相談員による研修会を実施しております。

今後も市内の相談支援事業所や関係機関の人材育成、横断的なネットワークの構築をすることで、発達障害者支援の充実を進めてまいります。

## 10 市町村の障害福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

- (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで様談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(担当：障がい福祉課)

地域生活支援拠点等の役割として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能が必要とされておりますが、本市における地域生活支援拠点等につきましては、国の指針に基づき面的整備型の整備を行っております。

このうち②③につきましては、市内3事業所を拠点として茅ヶ崎市安心生活支援事業を整備し、令和

2年度以降新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため体験事業は中止しておりますが、優先度の特に高い緊急時の対応として、令和3年度は試行的に医療的ケアのある方の受入れを行いました。

また、④につきましては、発達障害専門相談員による相談支援事業所への巡回相談事業の一環として、令和4年度に事業拡大し、障害福祉サービス等事業所及び関連機関の支援者も対象とした発達障害支援のための専門研修を開催し、支援者のレベルアップによる支援体制の強化を図っております。

引き続き、相談支援事業所等関係機関間の連携、協力を得ながら、圏域及び市自立支援協議会における協議や、茅ヶ崎市地域生活支援拠点整備連絡会で検討するなど、面的整備の強化・拡充に努めてまいります。

基幹相談支援センターにつきましては、地域の相談支援の中核的な拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護や虐待防止を促進し、地域の障がい者等の支援体制を強化していく重要な機関であると認識しております。

本市では、国の「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の基本方針を受け、令和3年度から5年度までを計画期間とする「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」における成果目標として相談支援体制の充実・強化を位置付け、基幹相談支援センターの設置を目指しております。

基幹相談支援センターの設置を含む本市における相談支援体制の在り方につきましては、令和4年3月に茅ヶ崎市自立支援協議会にプロジェクトを設置し、継続的に検討を進めております。

今後も相談支援体制の充実・強化に向け、検討を進めてまいります。

## (2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(担当：障がい福祉課)

本市における日中一時支援事業、移動支援事業につきましては、障がいのある方の居場所の確保や社会参加の手段として、重要な事業であると認識しております。

日中一時支援事業につきましては、令和3年度に事業報酬の見直しを検討し、令和4年6月実施分より一部の報酬改定を行いました。

移動支援事業につきましては、令和4年6月実施分より報酬改定を行い、令和5年1月実施分より制度の見直しを予定しております。

また、成年後見利用推進支援事業は、関係機関や関係部署とのネットワークの構築を始め、法人後見への支援、市民後見人養成における支援及び成年後見支援制度の活用等を進めております。

今後も様々な利用者のニーズを把握するとともに、関係事業所等とも情報共有を行いながら、必要な支援が提供できるよう、適宜、事業の内容などの見直しを含め検討してまいります。

## (3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推

進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

(担当：障がい福祉課)

障がい者の入所施設やグループホーム、短期入所施設等は、障がい者が日々を過ごす生活の場として安全で快適な住環境の維持・整備が必要であることを認識しております。

本市におきましては、グループホームの開設時に改築や備品購入を助成する制度を、神奈川県基準に準じて実施しておりますが、既存施設の再整備を助成する制度はありません。

今後も国や神奈川県の動向を注視してまいります。

#### (4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスの在り方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題(介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります)にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設(短期入所を含む)は24時間 365日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

(担当：障がい福祉課)

ライフステージを通じた切れ目のない相談支援体制の構築につきましては、「第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」の中でも取り組むべき課題の一つとして位置付けており、障がい特性やライフステージの変化など複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。

また、本市では地域生活支援拠点等の面的整備を行っておりますが、安心生活支援事業において、令和2年度に緊急時の受入れ等の機能を備えた拠点として入所施設2か所を整備しました。

また、令和3年度は試行的に医療的ケアのある方の受入れを行いました。

今後も神奈川県内市町の障がい福祉施策について、湘南都市障害福祉主管課長連絡協議会や湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会等の会議において、神奈川県内市町の障がい福祉施策に関する情報の共有や連携を行いながら、一層の機能の充実に努めてまいります。

(事務担当 市民相談課 市民相談担当)

受付No.563



寒町第 1277 号  
令和4年12月2日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

寒川町長 木村 俊雄  
(公印省略)

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書

2022年11月9日付で提出された標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

事務担当は、町民窓口課 相談・人権担当  
電話 74-1111 内線474

## 1 新型コロナウイルス感染症の対策について(継続要望・一部新規)

令和2年前半より世界的な脅威となっています新型コロナウイルス感染症については各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も全国で新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見ておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について以下のとおり要望いたします。

### (1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方(知的障がい・精神障がい含む)、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

【回答】

＜所管：健康づくり課＞

町の新型コロナウイルスワクチン接種は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に基づき接種体制の構築、接種順位や方法を決定し実施しております。現在、年末年始の新型コロナウイルス感染症の流行に備え、国の指針に則り、重症化リスクの高い高齢者はもとより、若い方(12歳以上対象)にもオミクロン株対応2価ワクチンによるワクチン接種を実施しております。詳細は、ホームページや広報紙で、新型コロナウイルスワクチン接種についての情報を発信しておりますのでご参照ください。今後も引き続き町民の皆様に向けた情報の周知を徹底し、接種体制を確保してまいります。

### (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の整備をお願いします。

ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

【回答】

＜所管：福祉課＞

ケア付き宿泊療養施設については神奈川県で設置しておりますが、療養施設も限られていることから、対象者も限定されている状況と考えられます。

なお、神奈川県においては、別に、福祉施設における応援職員派遣事業も実施しております。

【回答】

＜所管：健康づくり課＞

行政検査としてのPCR検査につきましては、感染症法に基づき、検査が必要な人に速やかに実施できるよう、茅ヶ崎市保健所と連携してまいります。

## 2 障害福祉の人材確保について(継続要望・一部新規)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

### (1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

【回答】

<所管：福祉課>

障害サービス費等の報酬等につきましては、国の省令等により、定められておりますことから、町単独での加算は難しい状況にあります。また、基本報酬への組み入れについては、国の制度改定が必要となります。

町としましては、今後折に触れ、県及び国の関係省庁へ、現場の声としてお伝えしていきたいと考えております。

### (2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等)

【回答】

<所管：福祉課>

県への要望として承ります。

【回答】

<所管：産業振興課>

ハローワーク藤沢、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が主催となり、湘南合同就職面接会を毎年実施しております。中学、高校卒業予定の方を除きお仕事を探されている方を対象として実施しております。

また、ハローワーク藤沢、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、大和市、綾瀬市、寒川町、各市町商工会、商工会議所で、企業と高校の情報交換会も毎年実施しております。

採用に係る助成金につきましては、事業所を町内に新設、又は増設して事業を開始する企業等で、一定の条件に該当した場合、雇用奨励金を交付します。

詳細につきましては、寒川町ホームページをご覧ください。

引き続き関係機関等とも連携を図ってまいります。

### 3 障害者地域生活サポート事業について(継続要望)

平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 16 年が経過しました。この事業は、平成 26 年度から交付金化され、市・県 1/2 負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。事業メニューの実施率は 24 % (令和 4 年 7 月現在) と低い状況です。

#### (1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施。

ウ「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施。

オ「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施。

#### 【回答】

<所管：福祉課>

障害者地域生活サポート事業につきましては、町の利用ニーズや財政状況等を複合的に考慮したうえ複数ある事業メニューのなかから、より必要性が高いと判断されるものを実施しておりますので、今後も利用ニーズ等を踏まえまして、事業継続や追加実施を検討・判断してまいります。

#### (2) 単価及び条件の見直しについて

平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われる。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

#### 【回答】

<所管：福祉課>

適用条件などにつきましては、必要に応じて県へ要望等を行ってまいります。

- (2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応については、児童福祉法により 20 歳未満までの延長は認められておりましたが、令和 6 年度の改正により、22 歳満了時までに延長されることになりました。平成 24 年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。

本来、高等部を卒業し、18 歳を過ぎた過齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援は、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部 2 年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思っております。特に行動障害や重度重複障害、医療ケア等を伴う場合は、たいへん移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならぬ現実があることもご理解ください。

【回答】

＜所管：福祉課＞

福祉型障害児入所施設の高等部卒業生や加齢児の移行支援については、現在、町の加齢児の待機者はありませんが、今後、高等部卒業を控え、各関係機関と連携を図り、移行支援を行っている方が複数おられます。対象となる方の進路先の具体的な調整の進捗度合いにより、障害者支援区分の認定調査を早め実施するなど、柔軟に対応しておりますので、必要な際はご相談ください。

## 5 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【回答】

＜所管：福祉課＞

県が行っている研修につきましては、研修回数や受講生の増につながるような予算及び体制の確保・充実について、必要に応じて要望等をしてまいります。

## 8 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

【回答】

＜所管：町民安全課＞

障がい児者の避難対策は昨今の増加する災害に加え、コロナ禍での新たな対策も必要となり、非常に重要であると考えております。避難所において環境に馴染むことが困難な方については、別のスペースで過ごして頂く対応も行っています。避難所の運営については各避難所運営委員長、自治会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政職員等で構成する避難所運営連絡会で協議を進めており、障害福祉施設等の関係者の方は構成員に定めてはおりませんが、内容によっては障がい者関係団体の方にもオブザーバーとして協力していただくケースもあります。

各避難所では運営を迅速かつ確実に行えるよう避難所運営マニュアルを作成しています。町では、令和2年度にマニュアルのひな形の改定を行い、風水害時や感染症防止、災害時要援護者の方への対応等について詳細を追加し、各避難所において、これらの内容を取り入れた運用をお願いしております。

また、自主防災訓練時には、避難所での生活ルールやトイレの場所などを障害のある方や外国人など、誰にでもわかるよう表した案内表示の必要性について周知を行っています。引き続き、障がい者の方が避難所においても安心して避難生活を送れるようご意見を聴きながら順次取り組んでまいります。

【回答】

＜所管：福祉課＞

障がい児者の防災対策につきましては、町内に障がい者入所施設がないために拠点整備が難しい状況がありますので、小中学校といった一般的な避難所での生活が困難な障がい児者の受け入れ先として、町隣接の自治体に所在する施設等と防災協定を締結するなど、可能な限り災害時の体制整備を行っているところですが、今後も多様で地域的な視点を念頭におき、より一層の充実が図られるよう取り組んでまいります。

10 市町村の障害福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

(1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

【回答】

＜所管：福祉課＞

令和2年10月からの基幹型相談支援センター設置を含め、町計画においては、面的整備型により、寒川町の実情に合った地域生活支援拠点体制の整備をすすめることとしております。

(2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

【回答】

＜所管：福祉課＞

町が実施主体である地域生活支援事業や各種国サービスにおきまして、障がいのある人自身が有する能力や、適正に応じ自立した生活が送れるよう、利用者や地域の実情を踏まえまして、効率的・効果的な事業実施に努めているところです。様々なライフステージに合わせ、真に必要なサービスの提供や支給決定等がされるように、引き続き取り組んでまいります。

(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

【回答】

＜所管：福祉課＞

町独自の予算措置は難しいと考えます。神奈川県において国庫補助等協議対象事業に対し、障がい福祉施設等施設整備費補助を実施しておりますので、こちらの活用をお願いいたします。

令和 5 年 1 月 4 日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

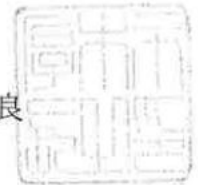
神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

厚木市長 小林 常良



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

平素、市政の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般いただきました要望書につきまして、次のとおり回答申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症の対策について（継続要望・一部新規）

（1）コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの 4 回目の接種につきましては、60 歳以上や基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象となります。また、医療・福祉施設従事者につきましても 4 回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

【健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当】

ワクチン接種につきましては、接種対象者には既に接種券を発送し、個別接種及び集団接種においてワクチン接種を実施しております。

今後につきましても、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいります。

（2）検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR 検査の速やかな実施をお願いいたします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の整備をお願いいたします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止



のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いします。

### (3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班が現場に駆けつけ、指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院できずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフと、衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

#### 【障がい福祉課】

検査や医療体制の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症が急拡大した今年8月、抗原検査キットを確保できない事業所に対し、抗原検査キットを無償配布いたしました。今後につきましても、社会情勢や市の在庫状況を踏まえ対応してまいります。

また、県が設置しているケア付き宿泊療養施設への受入れにつきましては、県や医療機関と連携しながら柔軟に対応してまいります。

障害者支援施設においてクラスターが発生した場につきましても、迅速な状況把握に努めるとともにガウンやマスク等の備品を優先配布し、県と連携を図りながら対応してまいります。

### (4) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

#### 【障がい福祉課】

在宅支援や各種加算要件等につきましては、国の通知により障害福祉サービス事業所に通所できない場合、事業所が自宅にいる障がい者に対し自宅での作業や電話等による支援をしたときには、在宅支援として通所相当の報酬としての算定が認められております。

今後におきましても、国の通知に基づき柔軟に対応してまいります。

### (5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ過に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値

上げ分を補填する助成金をお願いいたします。

【障がい福祉課】

原油価格・物価高騰等総合緊急対策につきましては、県において電気代・ガス代の高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給することとなりました。

本市といたしましても、同様の支援金を行うこととなりましたので、12月中旬に各施設に支援に関する御案内をさせていただきました。

## 2 障害福祉の人材確保について（継続要望・一部新規）

### （1）処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

【障がい福祉課】

処遇改善事業につきましては、介護職員等のキャリアアップを目的とした研修費用の一部を負担することで支援をしております。

また、各種処遇改善加算につきましては、国の動向を注視してまいります。

### （2）求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。（例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等）

【障がい福祉課】

人材不足解消の取組といたしましては、事業所と連携し介護職等の就職説明会を開催するとともに「介護福祉士等奨学金返済助成」、「介護職復職等奨励助成」、「介護職転入奨励助成」などを実施しております。

今後につきましては、要望内容をもとにニーズ等について研究してまいります。

### （3）ICT機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では障害の重度化・高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するためのICT機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いいたします。

【障がい福祉課】

ICT機器やロボットの導入につきましては、研究開発が進んでいることから、今後、各種研究成果や製品を参考にその有効性を研究してまいります。

(4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境をととのえていただくようお願いします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブックの作成をお願いします。

【障がい福祉課】

外国人人材の受け入れ体制につきましては、今後、国や県の動向を注視しながら研究してまいります。

(5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認めあう福祉教育の推進をお願いします。

【障がい福祉課】

教育との連携につきましては、障害者総合支援法上の自立支援協議会（障害者協議会）に教育委員会職員も参画しており、福祉教育に関することについて協議しております。

今後も、教育委員会と連携しインクルーシブ教育の推進を図ってまいります。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取り組みを共にお願いしたいと思います。

【障がい福祉課】

福祉の仕事の魅力発信につきましては、毎年7月と11月に介護職希望者向けの就職相談会を実施し、福祉の仕事に従事している当事者から意義ややりがいについて伝える機会を設けております。

今後につきましても、貴団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

(1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施

ウ 「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施

エ 「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施

オ 「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施

#### 【障がい福祉課】

本市におきましては、県の市町村障害者福祉事業推進補助金を活用し、障害者地域生活サポート事業として 14 事業実施しております。

今後につきましても、利用者ニーズに合わせた事業を行ってまいります。

#### (2) 単価及び条件の見直しについて

平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

#### 【障がい福祉課】

障害者地域生活サポート事業につきましても、国の制度拡充が実施されたことに伴い、県において平成 31 年度から単価の段階的引き下げが行われました。

本市といたしましては、現在 14 事業を実施しておりますが、これ以上の単価の引き下げが行われることのないよう県に要望してまいります。

#### (3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。

グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000 円～17,500 円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在 19 市町が家賃補助を実施しています。

【障がい福祉課】

障害者グループホーム等運営費補助事業につきましては、県の市町村障害者福祉事業推進補助金を活用し実施しております。

補助水準につきましては、同補助率が継続されるよう要望してまいります。

また、本市におきましては、グループホームの家賃補助を実施しており、今後も継続できるよう努めてまいります。

4 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

【障がい福祉課】

障がい児サービスにつきましては、平成 29 年度に児童発達支援センターを設置し、身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図りました。

今後につきましても、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の適切なサービス利用を推進してまいります。

また、療育相談センターまめの木におきましては、保育所等への巡回相談を担う作業療法士や臨床心理士などの専門職を拡充するとともに、障害児相談支援の更なる質の向上を図るため、障がい児相談支援アドバイザーを派遣しております。

看護師等の専門職の人件費補助については、厚木市障害者地域生活サポート事業補助金により、基準を満たした事業所に補助を行っております。

- (2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応については、児童福祉法により 20 歳未満までの延長は認められておりましたが、令和 6 年度の改正により、22 歳満了時までには延長されることになりました。平成 24 年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。

本来、高等部を卒業し、18 歳を過ぎた過齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援や、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部 2 年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思います。特に行動障害や重度重複障害、医療ケア等を伴う場合

は、たいへん移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならない現実があることもご理解ください。

【障がい福祉課】

過齢児の移行につきましては、本人の成長段階に応じた支援を提供する必要があり、障害児入所施設から障害者支援施設、グループホーム等への移行支援が重要となっております。

本人の意思を尊重した地域生活の実現に向けて、包括的に支援ができる体制づくりについて、県をはじめ関係機関と連携を図ってまいります。

5 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援線専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【障がい福祉課】

相談支援事業につきましては、相談支援専門員の確保及び育成には必要であることから、県が主催する各種研修会に希望者全員が受講できるよう県に要望してまいります。

6 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

【障がい福祉課】

本市におきましては、障害者地域生活サポート事業である単独型短期入所促進事業を実施しております。

また、家族が緊急な病気や怪我によって不在となり、日常生活の維持が困難となる障がい児・者の一時的な滞在場所を確保するため、昨年度から地域支援拠点機能強化補助金を交付しております。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答】障がい福祉課

県央地区障害者福祉行政連絡協議会において、障害者虐待防止法による緊急体制の確保について県に要望しております。

## 7 就労関連について（継続要望）

障害者の経済的自立は、障害者基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事務所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

### 【障がい福祉課】

障がい者の経済的自立につきましては、障がい者の方が安定した地域生活をするためには、非常に重要であると認識しております。

本市といたしましては、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、優先的かつ積極的に物品やサービス等を調達することを推進しております。

また、アミューあつぎの厚木市まるごとショップ「あつまる」において、障がい者就労施設等の手作り製品を販売しているほか、イベント等の機会を捉えて展示即売会を開催するなど、経済的自立に向けた支援に務めております。

なお、昨年度から就労支援事業所の共同受注窓口を設置し、受注拡大に取り組んでおります。

併せて、本市の障がい者雇用の更なる推進を図るため、令和3年6月に障がい者の方を会計年度任用職員として登用する「しごとサポート室すまいる」を設置しております。

## 8 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受け入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

### 【危機管理課】

本市におきましては、障がい児・者を含む要配慮者が安心して避難所生活を送ることができる環境を実現するため、平常時から地域の各種団体の委員や職員等で組織する避難所運営委員会と連携を図り、運営体制の構築や整備に努めております。

避難所運営委員会への障害福祉施設等関係者の参加につきましては、機会を捉え地域に働きかけてまいります。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

【危機管理課】

大規模災害が発生した際の通信手段の確保につきましては、大変重要と考えており、市内公共施設等にMCA無線機等を配置しており、また各地区市民センター（公民館）を地域における災害情報収集拠点として位置付け、情報の収集・発信体制の構築を図っております。

無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保につきましては、これまでの災害を教訓とした体制を整えるとともに、新たな災害の検証結果を施設整備や備品等の確保に反映させるなど着実な強化に努めております。

9 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【障がい福祉課】

県におきましては、国の地域生活支援事業を活用し、平成28年度から各保健福祉事務所圏域に「発達障害者地域支援マネージャー」を配置しております。

本市につきましても、昨年度から障がい者基幹相談支援センターへ発達障がいの専門的知識を有する職員を配置しており、発達障がい者の困難事例の検討等を通じて適切な支援に努めております。

10 市町村の障害福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

(1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

【障がい福祉課】

地域生活支援拠点等の整備につきましては、平成28年度に面的整備型で整備し、昨年度地域生活支援拠点の一つである「緊急時の受入れ」を有効に機能させるため、



地域生活支援拠点機能強化補助金を整備いたしました。

基幹相談支援センターにつきましては、相談支援の拠点として平成27年10月に整備しており、就労相談員や発達障害者相談員を配置し機能強化に取り組んでいるところでございます。

## (2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望いたします。

### 【障がい福祉課】

地域生活支援事業につきましては、重要性を認識しておりますので、今後につきましても地域の特性に応じた事業を効率的及び効果的に実施するとともに、報酬単価等の基準に基づき適正かつ公正な支給決定に努めてまいります。

## (3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続きから仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いいたします。

### 【障がい福祉課】

市内の障害者支援施設（施設入所支援）につきましては、県の所管施設となっておりますので県の動向を注視してまいります。

## (4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となりま

す。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は 24 時間 365 日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

**【障がい福祉課】**

本市におきましては、国の基本計画や神奈川県障害者福祉計画を参考に、厚木市障がい者福祉計画（第6期）を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」を明確にし、柔軟的な施策展開を図っております。

多種多様な障がい福祉の課題がある中におきましても、障がいをお持ちの方がより良い生活が送れるよう様々な施策を展開してまいります。

回答担当	市長室 危機管理課	電話 225-2190
	市民健康部 健康づくり課 (新型コロナウイルスワクチン接種担当)	電話 225-2980
	福祉部 障がい福祉課	電話 225-2225
要望受付担当	市長室 広報課	電話 225-2043

松 第 2450 号  
令和4年12月28日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

松田町長 本 山 博



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

当町の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年11月2日付けで要望のありました標記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

事務担当

福祉課 福祉推進係

電話 0465-83-1226

FAX 0465-44-4685

E-mail fukusi@town.matsuda.kanagawa.jp

## 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

### 1. 新型コロナウイルス感染症の対策について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染拡大防止に向け、様々な取り組みをいただき感謝申し上げます。未だ収束の見通しが立たない中で、継続要望については今後も近隣市町と連携を図り、国・県と協力しながら対応を図ってまいります。なお、原油価格・物価高騰対策に関し、当町では昨年、緊急対応といたしまして補正予算により施設の規模に応じた支援を実施しております。今後も必要に応じ施設・事業所の運営に支障をきたすことがないよう、緊密に連携してまいりたいと考えております。

### 2. 障害福祉の人材確保について

福祉事業全体で人材不足が課題となっていることは町としても認識しており、福祉に携わる人材の養成・確保と資質の向上は重要であることから、安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、町としても引き続き国に対して要望してまいります。また、福祉人材の確保については、現在、町広報で町内の福祉事業所の紹介などを通じて福祉事業への理解を進めております。その他、小学校において、車いすやアイマスクを使った模擬体験授業などの福祉体験を通じて、福祉教育を進めているところです。今後も、様々な機会をとらえ福祉に関する理解を促してまいりたいと考えております。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について

当事業の実施については、各事業の要件や対象者の把握に努めるとともに、近隣市町との格差が生じないようにサービスの実施主体である町の福祉行政のあり方など総合的に判断させていただき、実施について検討してまいります。

### 4. 障がい児サービスについて

児童サービス提供体制については、児童サービスの利用希望が増加し、市町村により充足状態に差異が生じているとのご指摘については、町としても認識しているところでございます。当事者の方の利用希望を把握し、近隣市町にある地域資源の活用を図ることで対応をしておりますが、当事者にとって身近な場所で適切な支援が受けられるよう近隣市町も含め体制整備について検討してまいります。

また、高等部卒業後の移行支援については、所属する機関や児童相談所等とも連携を図りながら、適切に成人サービスへ移行できるよう調整・支援してまいります。

### 5. 相談支援事業の充実について

相談支援従事者初任研修や現認研修における研修回数の増加や研修制度の充実に向け、圏域の自立支援協議会にて対応を検討してまいります。

## 6. 短期入所事業について

短期入所事業は、障がい者やその家族の生活を支える上で、大変重要な役割を担うものと考えます。安定した事業所運営や緊急時の活用が図れるよう近隣市町と連携を図りながら、広域での検討をまいります。

## 7. 就労関連について

当町においても障害者優先調達法に基づき調達方針を策定し、同方針に則った調達を行っており、今年度も町内事業所へ封入作業を委託しております。コロナ禍において受注減少を受けている事業所への支援として、引き続き周知啓発を図るとともに、地域における優先調達の推進や雇用促進に向けて近隣市町や関係機関と検討をまいります。

## 8. 障がい者の防災対策について

災害時の避難行動において支援を必要とされる方を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、関係者との情報共有を行っているほか、松田町地域防災計画策定においては、民生委員児童委員、社会福祉協議会等が委員として選任されています。

また災害時における通信手段の確保については、町災害対策本部との連絡を行う防災行政無線や、Eメール、TVKデータ放送の提供のほか、外部との連絡を優先的に行うことができるクローバーフォン（災害用特設電話）などの設備が避難所に確保されております。これらの機器につきましては、定期的に保守点検等も実施し、災害時に利用できるよう日頃から管理しております。

## 9. 発達障がい者への支援の充実について

成人の発達障がい者については、成育歴や置かれている環境も様々であり、ニーズも多様化しております。直営の基幹相談支援センターにおいて相談を受けると共に、必要な支援については、引き続き関係機関や県と連携を図りながら行ってまいります。

## 10. 市町村の障害福祉計画との関連について

地域生活支援拠点については、足柄上地区1市5町で面的整備型を基本として令和4年4月より事業を開始しております。また、基幹相談支援センターにつきましても、当町は既に平成28年に設置しており、引き続き関係機関と連携を図り相談機能の充実を図ってまいります。また、地域生活支援事業については、報酬単価や設定時間、支給量など、今後も本人の必要に応じた支給決定を行ってまいります。

地域社会の中で、障がい者の人権が尊重され、個性を生かしつつ社会の一員としてふさわしい自立した生活を送るための環境を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、県、近隣市町、関係機関とともに障がい者福祉の充実に努めます。

真 福 第364号  
令和4年12月28日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

真鶴町長 松本 一彦



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当町の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、令和4年11月1日付けでいただきました要望書について別紙のとおり回答いたします。提出が遅くなり大変申し訳ございません。

今後も、「障害者総合支援法」を遵守し、地域の関係機関と連携し障害のある方の地域生活に目を向けてサービスが提供できるよう取り組んでまいりますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事務担当は、福祉課町民支援係 松本  
電話：0465-68-1131（内線 235）  
メール：fuk\_chominshien@town.manazuru.kanagawa.jp

## 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

### 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

コロナワクチンの優先接種については、前回の接種から一定期間空けることを要するため、福祉施設従業員及び利用者へは、スケジュールの調整という面において一般の方よりも優先させることをワクチン接種対策班と検討しています。

PCR 検査については、医師が検査を必要とした場合のみ、町内の医療機関で実施しています。抗原検査等も同様に医師が検査を必要と判断した場合に実施しています。

福祉施設での集団感染の発生や濃厚接触者となった福祉施設職員への支援も含め、今後町としてどのような支援ができるかを判断し、支援者及び障がい者が孤立することのないような支援を検討して参ります。住民に対しては福祉施設等への風評被害を起さぬよう、これからも新型コロナウイルス感染症についての情報を正しく迅速に広報やホームページで提供して参ります。

また、在宅支援や各種加算要件等の緩和がされ、感染状況に応じた対応がとれるよう努めて参ります。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」については水道料金の減免を実施しています。また、その他の助成についても今後検討して参ります。

### 2. 障害福祉の人材確保について

県と市町村で連携し人材不足解消のための策を講じていきたいと考えています。また、ICT 機器やロボットの導入は他市町村と相談し検討して参ります。

当町では、社会福祉協議会において、中学生福祉体験学習事業を福祉施設の利用者と交流活動を通して高齢者や障がい者に対する理解や福祉施設への関心を深めるとともに、この学習を通して自らボランティアに参加すること、生きるということを自分のこととして考える機会とすること、お互いの生き方に共感する心を深めるとともに人生の先輩に学ぶ態度を養うことを目的に実施しています。

また、学校の人権教育の中で障がいのある方の話を聴く講演会の開催や認知症サポーター養成講座等の福祉の意識を深める授業も実施しています。今後も教育委員会及び社会福祉協議会と連携して参ります。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について

福祉サービスを利用する方からの相談の内容、当該事業を実施している施設の方の意見、そして福祉サービスの実施主体である当町福祉行政の考え方など総合的に判断させていただき、また、県における補助金の見直し後の制度内容に注視しながらサービス利用において近隣市町との格差が生じないように検討をして参ります。

併せて、当該事業以外の時代に即した必要な事業については、障がいのある方や関係機関の意見等を参考にし、県と連携を図り必要とされる事業を検討して参ります。

また、町で実施している事業等については、引き続き広報やホームページにより公開をして参ります。

障害者グループホームの運営補助事業については、神奈川県単独市町村補助金であり県においては、平成26年度より交付金となりましたが、令和元年度には市町村障害者福祉事業推進補助金に移行しました。障がいのある方が地域で安定した生活を送るためにはグループホームは欠かせない存在であると認識しておりますので、令和5年度についても引き続き支援をして参ります。

また、家賃補助の町単独事業の実施については、近隣の市町と意見交換し検討して参ります。

#### 4. 障がい児サービスについて

当町には、サービス提供事業所がないため、利用者は近隣市町の事業所を利用しております。児童福祉法の改正に伴い平成24年4月より通所型サービスについては、市町村が実施機関となり実施しているところですが、今後も児童相談所、相談支援事業所及び福祉サービス提供事業所との連携をとりながらサービスの低下が生じないように実施するとともに、専門職等に対する人件費補助については、当町単独では対応が難しいため近隣市町と連携を図り検討して参ります。

高等学校2年生時からの障害支援区分認定調査については、児童相談所等関係機関と連絡を密に取り合いながらその人に合った支援方法の検討をしていきます。

#### 5. 相談支援事業の充実

計画相談支援については、各事業所のご支援とご協力に多大なる感謝を申し上げるところです。しかしながら、圏域の各事業所の相談支援専門員の方においては多数のケースを担当していただいているため、新規のサービス利用計画支援が困難な状況が続いていることも現実であります。適正なサービス利用計画作成のために近隣市町、自立支援協議会等と協議しながら研修回数の増等が可能となる予算、研修実施体制の確保について県に要望して参ります。

#### 6. 短期入所事業について

当該事業については、障がいのある方が在宅生活をする上での重要な家族支援であることは認識しているところでありますので、近隣市町と連携を図りながら検討して参ります。

障害者虐待防止法の施行に伴う緊急時のベッドの確保については、県西地区2市8町の市町と圏域6法人7施設が「被虐待障害者の緊急一時保護に関する協定書」を平成24年10月1日に締結しておりますが、県が広域にわたり調整ができるように要望することを検討して参ります。

#### 7. 就労関連について

障がいのある方の経済的自立支援のために、平成25年4月より施行された「障害者優先調達推進法」の周知や促進と合わせて、町で実施する事業・イベントにおいては、福祉施設からの物品の購入をするとともに、町立施設内において地域活動支援センターの物品販売の場所の提供を継続して参ります。なお、今年度より町内公共施設等において、地域活



動支援センターからトイレトペーパーを購入する事業を開始しました。また、雇用に関しても検討して参ります。

#### 8. 障がい者の防災対策について

当町では、生活避難施設における運営委員会は設置しておりませんが、障がい者の方が地域の避難所で安心して生活することは重要な課題であると考えております。

真鶴町地域防災計画の見直しに合わせて災害弱者の方に配慮した避難所運営及び通信通報手段の確保等について検討するとともに避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。

#### 9. 発達障がい者への支援の充実について

当町単独における発達障害者支援センターの創設は困難なため、障害保健福祉圏域等での創設について県に対する要望を検討して参ります。

#### 10. 市町村の障害福祉計画との関連について

計画の策定については、当町に障がい者施設や療育資源がないため、広域で設置している自立支援協議会において、関係法令を遵守した計画素案を協議していただき、令和3年3月に策定しました。

なお、地域生活支援拠点等の整備は当町単独では困難なため、保健福祉事務所、圏域市町及び自立支援協議会等において協議を行い「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」、「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）」、既存の障害福祉サービス事業所等との連携のもと整備に努めて参ります。

基幹相談支援センターについては、自立支援協議会相談支援部会において協議を行い、令和2年12月に設置しました。

市町村地域生活支援事業の支給決定については、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、近隣市町との支給量及び報酬格差が生じないよう今後も調整して参ります。

障害者支援施設・短期入所事業の再整備についても、関係機関で連携をし検討して参ります。

福祉サービスのあり方についても、地域で安心して暮らしていけるよう、その人にあった支援方法を検討していきます。また、そのようなまちづくりを目指していきたいと考えています。

F No. 4・1・2(丙)

令和5年2月24日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川県セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

秦野市長 高橋 昌和



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書（回答）

このことについて、別紙のとおり回答いたします。

〔 事務担当は、福祉部障害福祉課自立支援担当です。〕

〔 電話番号 0463(82)7616(直通) 〕

「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」への回答

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

(1) コロナワクチン接種について

当市では、国通知等に基づき対象となる方々には5回目の接種を実施しております。また、市内障害者支援施設（入所施設）における「集団接種」につきましても、各施設にご協力いただきながら、4回目までと同様に、柔軟な対応が行われるよう担当課等と調整を図り、接種を希望される方々が早期に接種が完了するよう努めております。

(2) 検査及び医療体制の整備について

抗原検査キットの配布及びPCR検査の体制については、感染拡大時などにおいて、国や県が実施する検査体制の確保に協力していきます。

また、利用者が陽性者となった場合に、早期に医療機関へ繋がるよう、県や平塚保健福祉事務所秦野センターを通じた情報提供など必要な支援体制の確保に努めます。

(3) 感染発症施設への現場指導及び備品の支給について

市内の障害福祉事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、正確な情報を迅速に把握し、必要に応じて関係機関への情報提供が行えるよう体制の整備を行いました。

感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣やN95マスク等の衛生・医療に係る備品等の供給の継続実施については、引き続き、神奈川県医療危機対策本部室等に協力要請を働きかけていきます。

(4) 柔軟な対応について

在宅支援や各種加算要件等の緩和措置等につきましては、障害福祉サービス事業所が事業継続できるよう国・県の動向も確認しながら、できる限り柔軟な取組みを進めてまいります。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍の長期化に加え、ウクライナ情勢等によるエネルギー価格等の高騰の影響を受け、障害サービス事業所等の経費の負担が増大している状況にあると伺っています。今回、県が実施する「福祉施設等の光熱水費に

対する支援」事業に併せて、当市でも独自に市内の障害サービス事業所等を対象に支援金を給付する「障害福祉施設等支援事業」を実施しています。これにより、運営法人の経営の安定を図り、必要な障害サービス提供の確保に努めてまいります。

## 2 障害福祉の人材確保について

### (1) 処遇改善事業について

国において、障害福祉職員等を対象とした賃上げ効果が継続される取組みとして、令和4年2月から9月まで「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を実施しましたが、その効果が一時的なものとならないよう、10月から臨時の報酬改定が行われ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が上乘せされました。今後は、対象の拡大に向けて、現場の実態を国、県に伝えるとともに、国や県における制度改正などの動向を注視し、適切な対応に努めてまいります。

### (2) 求人施策の制度化について

県社会福祉協議会にある「かながわ福祉人材センター」では、県内の自治体で定期的に「福祉のしごと地域出張相談会」を開催しています。更なる人材確保に向けて、団体と連携しつつ、取り組んでまいります。

### (3) ICT機器・ロボットの導入について

現在、県において介護ロボットの導入経費の一部を助成する「ロボット導入支援補助金」が実施されています。ICT機器等の導入に伴う新たな補助事業の創設につきましては、国、県の動向や他の補助事業の実施状況を踏まえつつ、財政状況を勘案し検討していく必要があると考えます。

### (4) 外国人人材について

先行して行っている県や自治体の取組みを参考にしつつ、ガイドブックの作成についても検討し、本人や受け入れる事業者にとって安心できる環境づくりに努めてまいります。

### (5) 教育との連携について

学校教育の中で福祉に関する講座などを行っておりますが、子どもたちに障害者に対する理解を育んでいただけるよう更なる充実に努めてまいります。ご指摘いただいたようにインクルーシブ教育の重要性を認識しており、小さいころからの教育を通し、将来を見据え、差別、偏見のない多様

な価値観を認め合える福祉教育の推進に努めてまいります。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

(2)で回答した「かながわ福祉人材センター」主催の「県内の自治体で定期的に「福祉のしごと地域出張相談会」を開催しており、団体と連携し、推進してまいります。

また、本市が主催する障害者支援懇話会の就労部門において、就労移行支援、就労継続支援などの障害サービスを提供する事業所と連携し、より障害者が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について

(1) 市町村格差について

県との協調事業として実施している「障害者地域生活サポート事業」については、障害者の地域生活を支えるとともに、施設の「住まいの場」としての充実のほか、レスパイトをはじめとする地域社会へのサービス提供機能などの充実を図っていきけるよう、引き続き実施していきたいと考えております。

(2) 単価及び条件の見直しについて

県の「障害者地域生活サポート事業」の規定に準じて事業を実施しています。単価及び条件については、各事業所の要望や財政状況を踏まえ継続して取り組みます。

(3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者が地域で生活するための資源として、グループホームの役割はとも重要であると考えております。

本市では、グループホーム開設等に伴う国、県との協調事業である施設整備費支援の相談や入居者の生活に必要な備品購入などの整備費用の助成について、引き続き実施してまいります。

また、グループホーム家賃の助成金として入居者1名につき月額10,000円を限度として助成をしております。地域で安心して自立に向けた生活が送れるよう、継続して助成をしております。

#### 4 障がい児サービスについて

##### (1) 看護師など専門職の人件費補助について

当市では、障害児の早期療育の一環として、臨床心理士、言語聴覚士及び保育士による親御さんへの相談指導、対象児の集団訓練、個別訓練並びに理学療法士、作業療法士による乳幼児機能訓練を実施しています。

また、障害福祉制度への連携や福祉事業所との連絡調整業務を担う療育相談員を配置しており、今後も専門職による早期療育の支援に努めるとともに、児童相談所や障害児相談支援事業所との連携を強化し、児童発達支援、保育所等訪問支援事業所などの障害児通所支援サービスの充実を図ってまいります。

##### (2) 加齢児の対応について

当市では、養護学校高等部卒業予定の対象児については、年度当初から学校側と調整し、障害福祉制度利用の適否を検討しております。

そのため、施設入所支援等の障害サービス利用の必要のある、または利用見込みのある対象児について、在学中に障害支援区分を取得していただき、切れ目なく障害福祉制度に繋がるよう対応しております。

また、行動障害や重度重複障害、医療的ケア等の対象児については、適切に移行調整が図れるよう、相談支援事業所における相談支援専門員が支援しております。

今後も、引き続き加齢児の移行調整が円滑に行えるよう努めてまいります。

#### 5 相談支援事業の充実

当市では相談支援における中心的な役割を果たす機関として基幹相談支援センターを設置しており、市内に15箇所ある相談支援事業所と連携を図る場として相談支援事業所等連絡会を月1回開催しています。また、令和4年度は介護支援専門員（ケアマネジャー）に初任者研修の受講勧奨を行い、今年度は4事業所が研修を受講し、令和5年4月までに相談支援事業所を開設する予定です。

今後も、相談支援専門員に係る人材育成研修を実施するなど相談支援専門員の確保を図り、質の高いケアマネジメント体制の整備を図るとともに、相談支援専門員が作成した支援計画により、利用者のニーズに沿った支給

決定を行うよう努めてまいります。

## 6 短期入所事業について

### (1) 短期入所事業の基盤整備について

短期入所事業については、障害者及びその介護者の生活を支えるための支援として、その重要性を認識しているところです。

当市では、平成23年10月から「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（通称「あんしんネット」）」について、県及び湘南西部圏域の市町で協同実施により、重度障害者等に対する支援を図っております。令和5年度から、圏域自治体からの財政支援を強化し、対象者の拡大を含め事業の充実及び継続的な実施に向けて取り組んでまいります。また、あわせて市内の入所施設等の空床利用の可能性について検討します。

### (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベットの確保について

当市では、障害者虐待防止センター事業を市内で障害福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託し、24時間365日、虐待通報を受理する体制を整えるとともに、一時保護のための居室も確保しています。

さらに、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構及び市内入所施設と連携し、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、一市町村で緊急時のベッドの確保が困難な場合の受け入れ態勢の整備について、県に対して広域的な調整を図るよう要望してまいります。

## 7 就労関連について

障害者優先調達推進法では、障害者施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などが、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に購入することに努めることとなっております。

当市においては、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構が運営する地域生活支援センターを共同受注窓口として調達方針を定め、発注拡大に取り組んでおります。

なお、地域生活支援センターでは、障害者の適性や能力に応じて働く場の選択や安定した就労の継続等について、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援しています。

また、「障害者就業・生活支援センター」への移行を県へ要望するなど就労支援や就労に係る相談体制の整備に努めてまいります。

## 8 障がい者の防災対策について

### (1) 個別避難計画の推進について

災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから要支援者の把握に努めるとともに、名簿を災害時の安否確認や避難誘導などに活用していただくため、自主防災会や民生委員などの支援者に配布を行うなど、緊急避難時における支援体制の強化を図ってまいりました。

現在、防災部局と連携し、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に向けて進めており、避難者を受入れる側の施設と協議を進めていく予定です。

ご指摘のあった避難所運営委員会は、市内の一次避難所（小学校、中学校及び総合体育館の23か所）にはありますが、障害者施設などが設定されている福祉避難所では、避難者が長期的に生活することは想定されていないことから、避難所運営委員会の運用は行われず、施設職員が入所している方と同様に避難してきた障害者を支援するといった協定になっています。

しかし、福祉避難所に限らず避難所に障害者が避難することも想定されるため、防災部局と調整し、避難所運営委員会に障害福祉施設等の関係者に参加してもらい意見をいただくなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担ってもらえるよう努めてまいります。

### (2) 大規模災害時を想定した対策について

当市においては、災害時の対策のひとつとして、市内11施設等と協定を締結するとともに、災害時における緊急避難的な受入れ体制を整備しております。

現在、避難所生活に必要な物品や環境の整備を進めており、備品等の確保に対する補助につきましては、障害者地域生活サポート事業の補助対象としている福祉避難所もあります。

当市においては、災害時の通信手段として防災行政無線の個別受信機、MCA無線などを配備しておりますが、福祉避難所においても配備するよ



う防災部局との調整に努めてまいります。

また、今後も障害者支援委員会や障害者支援懇話会などでご意見をいただき、障害者の防災対策に努めてまいります。

## 9 発達障がい者への支援の充実について

発達障害児への支援については、障害児及びその家族が、障害の疑いのある段階から障害種別や年齢等のニーズに応じて効果的な支援が受けられるよう、療育相談員が窓口となり、関係機関と連携し、児童一人ひとりに合ったきめ細やかな支援が図れるよう早期療育事業を実施しています。

また、発達障害や高次脳機能障害などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業等による支援を図るとともに、神奈川県発達障害者支援センター「かながわA(エース)」との連携を通じて、発達障害支援のノウハウの普及及び支援体制の強化に取り組めます。

## 10 市町村の障害福祉計画との関連について

### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

当市では、平成29年に相談支援、就労支援及び地域活動支援の機能を有した地域生活支援拠点施設を設置しました。

今後は、地域生活支援拠点施設を運営する、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構及び市内入所施設等と連携し、拠点としての機能の充実、発展を図っていくとともに、緊急時の受け入れ体制の整備に努めてまいります。

また、平成24年から基幹相談支援センターを設置し、相談支援専門員の人材育成、困難事例への対応、多機関連携等様々な業務を担っています。

今後も地域で暮らす障害者等の自立した日常生活・社会生活の実現を図るため、地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの機能の更なる充実に努めてまいります。

### (2) 市町村地域生活支援事業について

移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業は、市町村独自の取組みとされていますが、障害者の地域生活を支える重要な事業であるため、単価設定などは従前の国単価や近隣市町村の単価などを参考に定め運用していますが、必要に見合った支給となっているか検証していきます。

(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者の自立支援の観点から、障害者の地域生活移行を推進していくものとされていますが、障害の重度化や介護者の高齢化などにより、今後も、施設入所支援を必要とする人の需要が見込まれます。また、障害者支援施設は、重度・重複障害者にとっての「住まいの場」としてだけではなく、施設のもつ専門的なノウハウや人材を生かした地域社会へのサービス提供機能が求められているものと考えます。そのため、地域で生活する障害者やその家族の暮らしを支える地域福祉の拠点として、災害時対応等を踏まえ、事業持続が可能となるよう施設機能の充実を図っていく必要があるものと考えます。

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

障害者の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害者が必要とする障害サービスの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図れるよう、障害者一人ひとりに適切なサービスの提供や支援体制の確保が必要だと考えております。引き続き、障害者の生活を地域全体で支えるため、広域的な支援体制を整備するとともに、社会全体で支えあう環境づくり、一人ひとりのライフステージや障害特性に応じた施策に取り組み、障害者が自分らしく安心して暮らせる支援の充実に努めてまいります。

4 逗障福発第 647 号  
2023 年（令和 5 年）1 月 4 日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

ご要望いただきました件につきまして、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対策について

- (1) 本市では、集団接種会場や個別接種での対応が困難な重度の障がいのある人が通所する、生活介護事業所の 2 施設において、その施設等の利用者、職員への早期ワクチン接種を実施しております。今後も国の指針等を踏まえ、柔軟に対応し配慮してまいります。
- (2) ～ (3) 医療体制の整備につきましては、今後も救護応援体制の確保と合わせ、神奈川県各所管及び鎌倉保健福祉事務所等と状況に応じて連携を図ってまいります。  
また、今般、神奈川県ではクラスター対策強化のための措置として、集中的検査を実施することに伴い、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等を行う事業所あてに従業員用の抗原検査キット（1 人当たり 36 個程度）を配布しております。今後も、新型コロナウイルス感染症等の健康危機などの状況を鑑み、感染拡大防止策の周知啓発や感染症に関する情報提供、衛生用品の優先的支給等を行い、平時からの事前準備に努めるとともに、感染症発生時においても迅速に状況を把握、取りまとめを行い、県をはじめとした関係機関と情報共有を図りながらサービス事業所がサービスを継続・再開することができるよう引き続き支援を行ってまいります。
- (4) 障害福祉サービス等報酬、人員、施設・整備及び運営基準等につきましては、国の通知等に基づき、引き続き柔軟な取扱いを実施してまいります。
- (5) 神奈川県福祉施設物価高騰対応支援金に加え、本市においても、市内障害福祉サービス等事業所に対して物価高騰等の影響による負担を軽減し、事業者の事業の継続及び

経営の安定化を図ることを目的とした支援金の支給を令和5年1月から行ってまいります。

## 2. 障がい福祉の人材確保について

(1) 福祉・介護職員等の処遇改善に向けた取組みとしては、令和4年10月の国による臨時報酬改定により、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されております。本市としましては、福祉・介護職員等の更なる処遇改善に向けて必要な事業を検討してまいります。また、相談支援専門員の処遇改善につきましては、本市においても重要な課題であると考えております。自立支援会議等を通して、処遇改善をはじめとした人材確保に向けた取組みを検討してまいります。

(2) 現状では社会資源や人材の不足から、障害福祉サービスの対象者であっても近隣の事業所との利用契約に至らず、必ずしも希望どおりのサービス・事業所や時間帯にサービスが利用できないといった状況も把握しており、福祉人材の確保については大きな課題と認識しております。本市におきましても、まずは地域の課題となっている、障がい者移動支援事業につきまして、従業者の研修受講費や採用等に係る助成を検討しております。

また、基幹相談支援センターを中心に、県の研修への参加の働きかけや、他業種も交えた研修会を行うことで、引き続き人材育成に努めてまいります。

(3)～(4) ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。本市としましては、直接支援の軽減や福祉人材確保のため、必要な事業を検討し、様々な視点からより良い支援が実現できるよう取り組んでまいります。

(5) 学校教育の中では、かねてより、障がいに対する理解を育むため、総合的な学習の時間における福祉をテーマにした学習をはじめ、様々な教育活動の中で、障がいのある人との交流や様々な体験を通して、福祉に関する理解や考えを深めております。

本市の福祉教育については、平成14年度に逗子市社会福祉協議会内に立ち上がった福祉教育にかかるプロジェクトチームとの連携の中で、多くの実績を積み重ねてきております。令和2年度からは、学校実践チームとして将来的に小・中学校のプログラムの連続性を意識した内容に整理することにも取り組んでおります。

長期的に福祉人材の育成を進めるためには、学校教育全体の中で、子どもたちの豊かな心を育むことを重視し、多様性を認め合える共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があると考えます。

引き続き、教育委員会と連携し、子どもたちがさらに、自分たちの生活の中でより身近に福祉をとらえることができるよう取り組んでまいります。

(6) 「ともに生きる社会」を実現するために重要であることを踏まえ、様々な方法で発信・周知に取り組んでまいります。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について

(1) 本市におきまして、地域の実情や利用者のニーズ等を勘案し、障害者地域生活サポート事業のうち、単独型短期入所促進事業、短期入所利用促進事業、通所体験事業、重度障害者個別支援事業を実施しております。ご要望の内容につきましても、今後他市町の動向等を注視しながら、検討してまいります。

また、未実施の事業につきましては、引き続き、対象者のニーズ把握や事業所等の実態把握、他機関との連携に努め、障がいのある人も地域で安心して生活できるよう、必要な事業を検討してまいります。

(2) ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。本市といたしましても、地域の実情や対象者のニーズ把握に努め、様々な視点からより良い支援へ向けて検討してまいります。

(3) 障がいのある人の地域移行の推進及び社会的自立のためには、グループホームの安定した運営が重要であります。本市においては、障害者グループホーム運営事業の実施を継続してまいります。また、平成27年度から8年間の、逗子市総合計画前期実施計画において、民間障がい者福祉施設整備等促進事業をリーディング事業として位置付けております。障がいのある人が地域において、人格と個性を尊重しながら安心して自立した生活を送ることができる場を確保するため、平成27年度から社会福祉法人等が、本市に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を補助する制度を創設しました。今後も民間障がい者福祉施設の整備等を促進し、併せて利用者の支援を行ってまいります。

また、グループホームの家賃補助については、障がいのある人の生活の自立にかかる経済的支援の一環として、グループホーム入居者に対し、家賃の2分の1相当額（上限月額あたり1万5千円）の補助を実施しております。法定の特定障害者特別給付費の対象外となる、市町村民税課税世帯の方につきましては、家賃の2分の1相当額（上限月額2万円）の補助を実施しております。

### 4. 障がい児サービスについて

(1) 障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などが地域で安心した暮らしを送れるよう、児童福祉法に規定する児童（0歳～18歳未満）の療育に関する相談及び必要な専門的支援等を行う、「こども発達支援センター」を平成28年12月より運営しております。当施設は、相談部門と療育部門に分かれており、相談部門には相談員に加えて、ST、PT、OTなどの専門員を配置し、個別支援、家族サポートや支援者支援等を行い、家族の幅広いニーズを受け止められるような体制を整備しております。また、療育部門につきましては、委託事業者による児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心とした専門的支援を実施し、看護師を配置することにより、医療的ケア児や重症心身障害児についても身近な地域で必要な支援が受けられることを可能にしております。今後も関係機関との連携を充実させながら、市内及び近隣市町での

事業者の動向にも注視し、障がいのある子ども及びその家族のニーズに適切に対応できる体制の充実を図ってまいります。

- (2) 本市におきましては、過齡児の移行調整は完了しておりますが、今後も関係機関と連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力をしながら、障害児入所施設へ入所した後から退所後の支援を見据えて、連絡調整を図ってまいります。

## 5. 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任者研修、相談支援専門員現任研修の受講回数及び受講生の増加は、課題となっている相談支援員の人材不足解消に繋がることであると考えており、ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。

本市におきましては、特定相談支援事業所への支援を重要と考え、今後も、サービス等利用計画が障がいのある人のニーズに基づき適切に作成され、これに伴うケアマネジメントの推進、生活状況等の定期的な確認に基づく計画の見直しが行われるよう、基幹相談支援センターと連携し、相談支援従事者の人材育成を中心に様々な研修を実施しております。また、自立支援会議と連携して相談支援専門員の技術向上など特定相談支援事業所等の支援に努めております。

## 6. 短期入所事業について

- (1) 障がいのある人が地域や在宅での生活を継続していくためには、介護者の負担軽減は大きな課題の一つとなっております。緊急時の短期入所受入は困難であり、在宅にて家族の介護力を頼りにしている状況であったことから、本市におきましては、令和2年度に地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の受け入れ先確保に向けて取組を進めております。今後も、県と、もしくは圏域間で連携しながら、これらの課題に対応していけるよう、基盤整備に努めてまいります。
- (2) 市内には短期入所の事業所が少ない現状があり、また、状況により市外での保護が必要になるケースもあることを踏まえて、引き続き広域対応の要望や地域生活支援拠点等事業の活用等により、居室確保に努めてまいります。

## 7. 就労関連について

本市においても法律の主旨を踏まえ毎年度、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、一者による随意契約を可能とする財務規則の改正など、推進に取り組んでおります。調達方針に掲げる目標額を達成するよう、今後とも優先調達に向けた取り組みを推進してまいります。

また、市役所庁舎内に就労継続支援 B 型事業所による福祉ショップを設置しているほか、障がい福祉課に障がい者就労支援員を配置し、障がいのある人に対する市役所内及び関係施設における、職場体験事業を実施しております。今年度は、昨年度に引き続き、

障がいのある人を対象とした庁内におけるトライアル雇用の実施や会計年度任用職員の採用も行いました。今後さらによこすか障害者就業・生活支援センターをはじめ、各事業所等との連携を進めていき、地域生活サポート事業等を活用しながら、障がい者雇用推進に向けてより一層の就労基盤の強化を図ってまいります。

## 8. 障がい者の防災対策について

(1) 本市では、各小学校地区に避難所運営（準備）委員会を設置しており、万一の災害に備え、日頃より、訓練や会議を重ねています。訓練実施の際は、障がいのある人で参加可能な方は訓練に参加し、避難所の体験をしていただいております。障害福祉施設等の関係者に各避難所運営（準備）委員会に参加いただくことで、地域での防災の啓発的役割を担えると考えられることから、継続して避難所運営（準備）委員会へ働きかけてまいります。

(2) 本市では、各避難所や津波避難ビル、公的施設などに緊急時における円滑な情報連絡を行うためのMCA無線機の設置や、屋内でも防災行政無線の内容を受信できる戸別受信機の設置を行っております。また、令和2年度から令和4年度まで、防災行政無線のデジタル化整備工事を行い、より災害時に有効な情報伝達設備になるよう進めました。

J:COMが提供する防災情報サービス用端末を利用することで、屋内でも防災行政無線の内容を受信できるようになり、現在、市内の各地域活動センターに設置をしております。来年度も引き続き情報連絡体制を確保するべく、災害時の通信手段である無線設備、その他必要な防災備蓄品等の整備に努めてまいります。また、障がい児者の防災対策における多様なニーズにつきましては、本市としましても福祉避難所と継続した整備・連携を進め、取組みを推進していきたいと考えております。

また、防災行政無線放送の難聴対策として、メール配信サービスやテレホンサービスの利用が困難な方を対象に、防災行政無線放送の内容を電話やファックスにより音声や文字情報で伝える電話配信サービスを行っております。今後もSNS等を含む様々なツールの活用について検討を重ねてまいります。

## 9. 発達障がい者への支援の充実について

18歳以上の発達障がいについては、障がい福祉課及び市内の指定特定相談支援事業者が、神奈川県から受託している発達障害者地域支援マネージャーと連携して支援を行う体制としております。圏域における発達障がい者支援センターにおきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます

## 10. 市町村障害福祉計画との関連について

(1) 本市では、令和2年度に面的な体制として地域生活支援拠点等を整備しており、令和3年度からの第6期逗子市障がい福祉計画におきましても、引き続き、地域生活支援拠点等

機能の充実について位置付け、策定しております。今後もハイリスク者や協力事業所の登録を進めていき、緊急時や地域移行等において有効な役割を担えるよう、一層強化に努めてまいります。

また、基幹相談支援センターにつきましては、平成26年度より設置しております。障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施、困難ケース、制度のはざまケースの対応等、多機関の連携を要するケースのスーパーバイズ等を行っているほか、市内の相談員のスキルアップを目的とした研修会等を開催しております。障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、基幹相談支援センターを活用しながら、よりよい支援を目指してまいります。

(2) 市町村地域生活支援事業につきまして、市民税非課税などの低所得者については、自己負担がないよう設定し、当事者が地域で安心して生活ができるよう配慮しております。報酬単価については県内の実情や利用者のニーズをもとに改定を検討し、引き続き事業所等の運営状況の安定化に留意してまいります。支給決定においても、障がいのある人の状況や障がい特性を十分考慮し、地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き利用者のニーズ等を十分に勘案した支給決定を行ってまいります。

(3) ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。

また、本市におきましても、障害福祉サービス事業所等を利用する方々が安心して生活できるよう、建築基準法、消防法を厳守しながら防火等の安全体制の強化に努めてまいります。

(4) 本市では一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図る一方、自立支援会議を中心に「適切な支援のための事例集」を作成し、基幹相談支援センターによる研修で活用する等、意思決定支援をテーマとして取り組んでまいりましたが、当事者の高齢化、重度化、家族の高齢化が進んでおり、状況は常に変化し続けております。そのような状況下においても、当事者の意思決定を尊重する支援やライフステージを通じて切れ目のない支援を行うため、県とも連携し、地域共生社会の実現に向けて共生社会の基盤づくりやさらなる障害福祉サービスの充実など、障がいのあるひとが安心して地域の中で暮らし続けられるまちづくりに今後も取り組んでまいります。



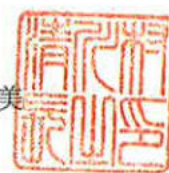
令和5年 1月25日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄守英 殿

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田和生 殿

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木暢 殿

清川村長 岩澤吉美



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

余寒の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、本村の障害福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年10月21日付けで御要望のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対策について

現在、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ同時流行により、感染の終息はみえず、医療体制のひっ迫も起こっております。

昨年には、村内事業所においてクラスターが発生するなど、感染拡大を防止するため一層の予防対策が必要となっております。

本村におけるコロナワクチンの接種につきましては、国の指示により全ての住民がオミクロン株対応ワクチンを令和4年中に接種できるよう、接種券の発送や、接種場所の確保など円滑な接種体制の整備を進めて参りました。令和5年1月1以降は、医療機関での個別接種による体制を確保しておりますが、今後の国の動向を踏まえ、迅速かつ適切に対応してまいります。

PCR検査の対応につきましては、現在は終了しておりますが県による大規模接種会場の設置や、無料PCR検査の実施が行われており、また陽性と判明した場合の対応については、県のケア付き宿泊療養施設事業や、福祉施設における応援職員派遣事業をご活用いただきたいと存じます。

感染発生施設への対応に関しましては、神奈川県より配布され、本村で備蓄している備品等を備蓄しており、必要時応じて速やかに供給できるよう支援してまいります。

在宅支援等の代替的支援に関しましては、近隣の状況も参考にしながら、今後も継続して対応してまいります。

本村のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」では、ご本人への支援として「きよかわ元気応援券」の配布や、水道料の減額などの対策を行いました。施設や事業所等に対しては「清川村医療機関等光熱水費等高騰対策事業交付金」を新たに創設し、施設の規模に応じて交付金を支給してまいります。

## 2. 人材確保について

障がい福祉や介護分野において需要が高まる一方で、人材確保に苦慮されている現状は認識しており、本村としましても、外国人人材や、「福祉の仕事」の魅力発信等において、障害者就業・生活支援センターなどと連携・協力しながら対応してまいります。

処遇改善加算等につきましては、県や国の動向を注視しつつ、皆さんが働きやすい環境となるよう、機会を捉えて県へ要望してまいります。

ICT機器については、国や県の実施する障害者ICTサポート総合推進事業などの活用や、ロボット・ICT導入に係る補助事業などを活用していただきたいと存じます。

障害福祉施設との交流については、今年度及び近年は新型コロナウイルス感染症予防のため開催できませんでしたが、村も費用支援をしている村内事業所の夏祭りにおいて、地元中学生をボランティア体験の場として受け入れていただいております。福祉教育の推進に活用しております。

## 3. 障害者地域生活サポート事業について

障害者地域生活サポート事業については、本村におきましても、地域の現状等を勘案しながら事業を実施しており、現在実施している事業については、継続実施する方向であります。

今後も利用者の立場に立った支援サービスが充実できるよう、また適用条件に配慮しつつ実施事業の選択などをしていきたいと考えております。

障がい者の地域移行を推進するため、住み慣れた地域での生活に必要なグループホームの充実が必要不可欠であると認識しております。今後もグループホーム運営事業について、継続して実施していく方向です。

本村では、平成28年度より村単独による家賃補助制度を実施しており、障がい者の方が地域で安心した生活を送れるよう、今後も家賃補助制度を継続したいと考えています。

## 4. 障がい児サービスについて

本村では、管内に対応できる事業所等がなく、また単独で施設や専門職を整備することも難しい状況であることから、近隣市町の事業所等と連携しながら、また市町村間の連携を視野に入れながら、医療的ケア児への対応も含め、今後もニーズに対し適切に対応していくようサービスを提供していききたいと考えております。

加齢児への対応については、現在該当者はありませんが、今後も福祉事務所や障がい児施設と連携しながら、速やかに障がい者施設へ移行できるよう移行支援の実現に向け調整を図ってまいります。

#### 5. 相談支援事業の充実

相談支援従事者の初任者研修、現任研修については、県において相談支援従事者初任者研修及び現任研修の受講可能人数の増加やプレ研修、潜在相談支援専門員等研修の実施など様々な取り組みをしていただいております。また令和4年度県央地区障害者福祉行政連絡協議会において、研修回数の増加に関して、県へ要望いたしました。

#### 6. 短期入所事業について

障がい者の在宅生活には、家族の協力が必要不可欠であり、また支援する家族のレスパイトやケアが重要であると認識しております。しかしながら、村単独での基盤整備は難しい状況であるため、県や近隣市町と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、緊急時のベッドの確保に関し、令和4年度県央地区障害者福祉行政連絡協議会において、県に対し現在の対応の継続及び市町村域を越えた民間施設における保護施設、居室の確保・調整を要望いたしました。

#### 7. 就労関連について

障害者優先調達推進法により、本村ではこれまで、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務等の調達を行ってまいりました。優先調達の目標達成に向けて、今後も努力してまいります。

#### 8. 障がい者の防災対策について

障害者事業所における防災体制整備については、昨今の風水害の発生状況を鑑みても、大変重要であると認識しております。本村の障がい者協議会の構成員には、村内の福祉施設より1名の方の委員を推薦いただいております。清川ホームの関係者の方に参加いただいております。

大規模災害時を想定した対策については、村内の入所施設と連携した障害者地域生活サポート事業を活用した防災用備蓄品の整備等を行っていますが、本村所有の無線機と同機種種の無線機を配備していただくことで運用の効率化を図っております。

#### 9. 発達障がい者への支援の充実について

本村においても、発達障害に関する相談件数については、増加の傾向が認められます。発達障害者支援センターの重要性は理解しておりますが、村単独による支援拠点の整備は困難であることから、かながわA（エース）や関係機関との連携による包括的な支援に取り組んでまいります。

## 10. 福祉計画との関連について

地域生活支援拠点の整備や基幹相談支援センターの設置については、村内の社会資源が限られているなど、課題が多い現状にあります。複数の機関が分担して障がい者の地域生活を支援する機能を担う「面的整備型」による整備をさらに進め、村内や近隣市町の施設・事業所・医療機関、また県の実施事業などを広域的に活用することで、包括的な地域生活支援の実施を推進します。

また、各市町村の障がい者の実情に応じて必要なサービスを提供する地域生活支援事業の必要性は十分に理解しており、国、県からの補助割合の確保を要請しつつ、障がい者の地域生活支援に向けたサービスの維持に努めてまいります。

村内に公立の障がい者施設はありませんが、今後、村内事業所の再整備等に当たっては間伐材の利用等、村資源の活用など協力できるよう努めてまいります。

福祉サービスにおいては、本人の希望が優先され、年齢等による制限が掛かることがないことが望ましいことは理解しております。村内における社会資源が乏しい中、利用者の方が安心してサービスを利用できるよう、今後より一層の広域的な連携を図り、努力してまいります。

問い合わせ

清川村保健福祉課福祉係 渡辺

電話 046-288-3861

ファックス 046-288-2025

e-mail [fukushi@town.kiyokawa.knagawa.jp](mailto:fukushi@town.kiyokawa.knagawa.jp)

座障収第170号  
令和5年1月26日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 殿  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 殿  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 殿

座間市長 佐藤 弥斗

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

日頃より、市障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
令和4年10月31日付けで頂いた御要望に対し、別紙のとおり回答します。

事務担当 福祉部障がい福祉課 古場、柳下  
電話 046-252-7132（直通）

## 提案等回答書

番号	—
<p>(回答)</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症の対応について</p> <p>(1) コロナワクチン接種について</p> <p>今後も新型コロナウイルスワクチン接種推進課と連携し、迅速かつ柔軟な対応が図れるよう努めてまいります。</p> <p>(2) 検査及び医療体制の整備について</p> <p>検査については、座間市独自で実施する予定はありません。入院に関する総合調整は感染症法に基づき、神奈川県が行うこととなっています。神奈川県ではケア付き宿泊施設を2箇所設置し、また、福祉施設での新型コロナウイルス感染症発症時の応援職員派遣事業を行っています。</p> <p>これらの事業を利用し、地域で暮らす障がい児・者に対する支援について、神奈川県と連携し対応していきます。</p> <p>(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について</p> <p>医療関係者に対する医療等の実施の要請は都道府県が行う事となっています（新型インフルエンザ等対策特別措置法）。衛生・医療に係る備品等の支給に関しては、神奈川県と協力し障がい福祉サービス事業所に提供を行ってききましたので、引き続き対応していきます。</p> <p>(4) 柔軟な対応について</p> <p>今後の感染状況を注視し柔軟な対応を検討します。</p> <p>(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について</p> <p>現在、県の「神奈川県社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）」を御活用されていると存じますが、市独自の予算措置等は難しいと考えています。御理解願います。</p> <p>2. 人材確保について</p> <p>(1) 処遇改善加算事業について</p> <p>現行で御理解願います。</p> <p>(2) 求人施策の制度化について（4）外国人人材について</p> <p>福祉人材の確保と育成につきましては、市単独で行うことは難しいと考えていますので、機会を捉え、県に要望してまいります。</p> <p>(3) ICT機器、ロボットの導入について</p> <p>市単独での福祉機器等の開発や導入時の補助は難しいと考えています。御理解願います。</p> <p>(5) 教育との連携について（6）「福祉の仕事」の魅力発信について</p>	

福祉に関する授業等をはじめ障がいに対する理解を深めていただけるような事業を関係機関と調整を図ってまいります。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について

(1) 市町村格差について (2) 単価及び条件の見直しについて (3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

現在、本市で実施しているメニューは継続予定です。今後も、市の責務として時代に即した必要な事業の検証と検討を心掛け、限られた財源の中で事業を執行してまいります。

グループホームに対する補助については現行で御理解願います。

### 4. 障がい児サービスについて

(1) 本市は、児童発達支援事業を市の委託により実施しており、看護師、PT、OT、ST、臨床心理士の専門職を配置し、障がい児への適正な支援を実施しております。

また、障がい児支援の中核的な役割を担う、児童発達支援センターを令和5年10月に設置予定です。

(2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援については、県、学校、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所等と連携し、広域的な視点で対応しています。

### 5. 相談支援事業の充実

本市では、令和元年10月に基幹相談支援センターを設置しました。当該センター事業において、相談支援員のスキルアップ等を目的とした研修を実施してまいります。

### 6. 短期入所事業について

緊急時のベッドの確保については、市単独での空床保障が難しいと考えていますので機会を捉え、県に要望してまいります。

### 7. 就労関連について

優先調達推進法に基づき、本市では、毎年、市内各事業所から発注可能な物品や役務を調査し、物品例や役務事例などを庁内掲示板に掲示し発注依頼をかけるなど積極的な推進を図っております。令和4年度からは発注受け入れ可能な施設を市のホームページで公表しました。

また、市役所売店「ほほえみショップ」(市社会福祉協議会)において、障がい者支援事業所で作成したお弁当や物品等を販売しております。

さらに、市内の障がい者就労系の事業所が任意で構成した「座間市小規模障害者施設等連絡協議会」が、共同受注窓口の役割を担い、市からの業務発注を各事業所に分配するなどして事業展開をしております。今後も、市として、本協議会をはじめ市内の就労系の障がい者

支援事業所への発注を積極的に実施してまいります。

#### 8. 障がい者の防災対策について

(1) 本市では、障がい児者の防災対策等について、介護者、障がい福祉サービス事業所の職員、市職員等で構成された「座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にこにこざま～防災対策部会」において検討をしております。

また、庁内関係課でワーキンググループを構築し、様々な協議を行っており、今後も障がい者の防災対策については、障がい者目線に立った準備、対策ができるよう努めます。

(2) 市内の公共施設等にMCA無線を78台、防災行政無線の戸別受信機を150台整備しています。また、一次避難所となる施設28か所にIP無線機を整備することで、それぞれの通信手段を補い、間断なく避難所と災害対策本部が連絡を取り合える体制を構築しています。

#### 9. 発達障がい者への支援の充実について

成人発達障害に関する相談が増えていることは当課でも認識しておりますが、市単独での発達障害者支援センター創設は困難であると考えておりますので御理解ください。

#### 10. 市町村の障害福祉計画との関連について

地域生活支援拠点等の整備に関しては、地域特性と実情に合った整備に向けて検討しております。令和3年度からの「座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」にも位置づけており、基幹相談支援センターについては、令和元年10月に開設した座間市障がい児・者基幹相談支援センターで相談支援事業の充実に努めております。

日中一時支援、移動支援の設定時間や支給量に関しては、個々の状況に応じて支給決定をしております。報酬単価につきましては、現行で御理解願います。また、成年後見制度利用支援事業に関しては、審判申立てに関する費用及び成年後見人等の報酬に関して、審査会にかけ状況に応じて助成しており、今後も継続いたします。

老朽化した障害者支援施設の再整備に関しては、市独自の予算措置等は難しく、御理解願います。

今後とも、県、市町村と連携しより良い福祉サービスの提供に努めてまいります。



令和4年12月20日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

大磯町長 池田 東一郎



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃から当町の福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、令和4年11月16日付けでいただきました要望書につきまして、次のとおり回答いたします。

## 1 新型コロナウイルス感染症の対策について

### 【回答】

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等では、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しながらサービスの提供を継続し、使命感をもって障がい児者の生活を支えていただいていることに対し、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、障害福祉サービスが安定的に提供されるよう事業所等を支援していく必要があると認識しております。ワクチン接種や検査医療体制につきましても、担当課と協力・連携をしていき、感染発生時には、町に備蓄してあります、衛星・医療に係る物品の提供に努めます。救護体制及び宿泊施設等を確保しなければならない場合は、速やかに県の担当課と連携し、対応に努めます。障害福祉サービスを利用する障がい者やその家族等の生活維持及び事業所等が事業継続できるよう、国の方針に基づき、神奈川県と連携して柔軟な対応に努めてまいります。

また、原油価格・物価高騰等総合緊急対策につきましては、町においても補正予算を組みまして令和4年度中に対応できるようにしていきたいと考えております。

## 2 障害福祉の人材確保について

### 【回答】

福祉に携わる人材の確保や資質の向上は重要な課題であると認識しております。社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができる取組が行えるよう、関係機関と連携して努めてまいります。

また、求人施策の制度化について、県に対し投げかけられる部分は一緒に取り組み魅

力ある福祉の仕事については、障害者理解の普及啓発と共に一体的に取り組んでいきたいと思ひます。

教育機関とはこれまでも連携をはかってきておりますが、これからもより一層の連携強化に向け取り組んでいきたいと思ひます。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

#### 【回答】

障害者地域生活サポート事業は、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）に基いており、現在、一部の事業の実施となっております。地域における障害福祉サービスの提供体制の差異に対しては、当町の障害福祉サービス全般の実施状況やニーズ等を踏まえて、検討について努めてまいります。

### 4 障害者グループホームの運営について

#### 【回答】

障害者が地域で暮らすことができるよう、障がい者の住まいの確保が重要なことから、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者グループホーム運営事業分）に基いて、現在、障がい者グループホームの運営費に対する補助として一部の事業を実施しております。地域における障害福祉サービスの提供体制の差異に対しては、いまだあると思ひますが、当町の障害福祉サービス全般の実施状況やニーズ等を踏まえ来年度は「医療的ケア支援事業」の拡充を検討しております。

### 5 障がい児サービスについて

#### 【回答】

障がい児の地域支援体制の充実を図るために、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等と連携してまいります。専門職の人員費補助等、障がい児サービス提供体制の差異については、当町の障害福祉サービス全般の実施状況やニーズ等を踏まえて、検討について努めてまいります。

また、障害児施設における加齢児については、関係機関と連携し、移行することができました。今後加齢児を作らないためにも、児童相談所等関係機関と連携に努めながら、対応をしていきたいと思ひます。

### 6 相談支援事業の充実

#### 【回答】

障害福祉サービスを利用する障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、相談支援事業者における研修体制を確保できるよう、関係機関と連携して努めてまいります。

## 7 短期入所事業について

### 【回答】

在宅の障がい者の緊急時の対応や家族のレスパイトのための短期入所について、町の障害者支援施設等と協議しながら対応していきたいと考えております。また、障害者虐待による避難的な短期入所については、当該市町村だけで解決することが難しい部分もありますので、神奈川県と連携した体制がとれるよう努めてまいります。

## 8 就労関連について

### 【回答】

障がい者の雇用・就労の促進を図るために、公共施設等における物品やサービスの調達において、障害者就労施設等からの積極的な購入について努めております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しておりますので、更に拡大するよう努めてまいります。

また、障がい者の就労機会や就労場所の創出を図るために、福祉ショップの開設及び運営について支援できるよう努めてまいります。

## 9 障がい者の防災対策について

### 【回答】

障がい者が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や自主防災組織の拡充、避難行動要支援者の登録制度の更なる周知、障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策の充実を図れるよう、関係機関と連携してまいります。

また、さまざまな機会をとらえ、防災に関する情報の提供を図ってまいります。

## 10 発達障がい者への支援の充実について

### 【回答】

発達障がい者への支援にあたり、神奈川県発達障害支援センター（愛称：かながわA）と連携した相談・支援体制の充実を図ってまいりました。当町においても、障がい者や家族からの相談に応じ、個々の状況を踏まえ、適切な支援やサービスにつながるよう、関係機関と調整してまいります。

## 11 第6期障害福祉計画について

### 【回答】

第6期障害福祉計画については、国の指針に基づいて、大磯町障がい者福祉計画と一体的に策定しました。地域生活支援拠点につきましては、町要綱を制定し事業所等と連携して体制の構築に努めてまいりたいと思います。

すでに設置している基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実・強化を目指し、総合的・専門的な相談支援を実施できるように支援してまいります。

また、多様な福祉サービスにつきましては、利用者が地域で暮らすために必要なニー

ズの把握に努め、利用者本位や意向を尊重しながら、本人及びその家族を支援できるように努めてまいります。

「当事者目線の障がい福祉」につきましては、私たち支援者についてはまさに当たり前のことであると感じております。その方が望む暮らしや自己決定支援に寄り添い、その方にとってよりよい生活や環境の整備に努めていきたいと考えております。

問い合わせ先

町民福祉部福祉課障がい福祉係 杉山

電話 0463-73-4530

4 湯陳第17号の2  
令和5年1月10日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出 縄 守 英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴 田 和 生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴 木 暢 様

湯河原町長 富 田 幸 宏



### 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

令和4年11月1日付け、神奈川県知的障害福祉協会会長様、神奈川県身体障害施設協会会長様、特定非営利活動法人神奈川セルフセンター会長様の3者の連名による「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」に対して、次のとおり回答いたします。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について（継続要望・一部新規）

令和2年前半より世界的な脅威となっています新型コロナウイルス感染症については、各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も全国で新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見ておりません。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について以下のとおり要望いたします。

##### (1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

## 【回答】

本町の新型コロナウイルスワクチン接種は、国の指示に基づき令和3年5月から初回接種を実施し、その後、第1期追加接種を令和4年2月から、第2期追加接種を令和4年7月から実施しました。また、令和4年3月から5～11歳を対象とする小児初回接種も実施いたしました。

令和4年10月以降は、令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン）、小児追加接種及び乳幼児接種を実施しております。

いずれの接種におきましても、接種時期が到来する前に接種券等を送付し、集団と個別医療機関による接種体制を併設してまいりました。

新型コロナウイルスワクチンの臨時接種につきましては、国の指示の下、市町村が接種の実施主体となりますので、国の指示・方針を遵守しつつ、引き続き、接種を希望する方全てが接種できる体制を構築していきます。

## (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の整備をお願いします。

ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

## 【回答】

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症患者等の増加により、他の医療提供体制にも大きな影響を与える医療崩壊を避けるため、「神奈川モデル」を構築し、医療提供体制の安定化を図っております。

この体制に基づき、発熱や咳等の症状がある方が地域において適切に診療や検査を受けられるように診療・検査が可能な医療機関を「発熱診療等医療機関」として指定しております。併せて、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図るため、抗原定性・PCR検査無料化事業を実施しております。

なお、本町では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、町内の事業所等で陽性者または濃厚接触者が発生した際、検査を希望する人がいる事業所等に抗原検査キットを配付し、安全・安心の確保に役立ていただいております。

## (3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆けつけ指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院出来ずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

いします。

【回答】

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に規定する「医療提供体制の確保」において、医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチームC-CAT (Corona Cluster Attack Team) を派遣するなど、適切な支援を行うことが記されております。

(4) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

【回答】

事業所における新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、町が行える柔軟な対応をしていきたいと考えております。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いします。

【回答】

本町では、原油価格の高騰により厳しい経営を強いられている湯河原町内にある法人及び個人事業主に対して、燃料費又は電気料金、ガス料金の一部として、1事業所1回限り、法人4万円、個人事業主2万円を予算の範囲内において、「原油価格高騰対策支援金」を交付しております。（申請期限：令和5年2月28日）

2. 障害福祉の人材確保について（継続要望・一部新規）

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

(1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、

令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進を図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

**【回答】**

処遇改善加算の増額及びキャリアアップの推進を図るほか、相談支援専門員を支給対象職種に加え、また、加算による上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れにより安定的に補助できるよう、県に要望していきたいと考えております。

(2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。（例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等）

**【回答】**

福祉人材の確保については、障がい福祉施設との協力に加え、神奈川県及び県社会福祉協議会と連携し、福祉人材センターの活用の促進等により、引き続き、福祉人材の確保に努めたいと考えております。

(3) ICT機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するためのICT機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助に検討をお願いします。

**【回答】**

ICT機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助については、現段階では検討しておりませんが、国や県の動向に注視するとともに、先進自治体の事例を参考に調査研究したいと考えております。

(4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

**【回答】**

本町では、タイ王国ブンイトー市と高齢者福祉や観光分野において相互協力に関する覚書を交わし、相互連携を実施しており、外国人人材の受入れ体制づくりも進めております。また、外国籍人材を職員として採用しておりますので、外国



人職員のノウハウを活かし、ガイドブック等の作成について検討して参りたいと考えております。

(5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

【回答】

これからの福祉事業を支えていく今の子どもたちが、障がい者に対する理解を深めるといことは福祉人材の確保につながると考えております。現在、町社会福祉協議会及びボランティアの方々の協力により、学校の総合学習やクラブ活動の一環で、車椅子や手話、福祉車両などを体験し学ぶ機会を設けています。また、インクルーシブ教育の推進として、児童生徒の精神的・身体的負担を考慮し、保護者との面談を行った上で、特別支援級の児童生徒が一部の授業を通常学級で受けたり、運動会や修学旅行などの学校行事についても可能な限り、ともに参加できるように介助員の配置などサポートを行っています。

また、令和3年9月より、神奈川県立小田原養護学校湯河原分校舎が新しく開校したことで、町立学校の特別支援級に通う児童生徒一人一人の状況に応じてより効果的な教育を行えるよう、障がいに対する専門的知識を持った養護学校の教員と当町の教員とで情報共有を行う体制を整えております。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思っております。

【回答】

障がい福祉の仕事は、社会的に無くてはならない仕事であると考えます。障がい児から障がい者まで幅広く活躍できる場であることを共に発信して参ります。

3. 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

平成18年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて16年が経過しました。この事業は、平成26年度から交付金化され、市・県1/2負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。事業メニューの実施率は24%（令和4年7月現在）と低い状況です。

(1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能

による市町村格差を是正されるよう要望します。

- ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。
- イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。
- ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。
- エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。
- オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

**【回答】**

障害者地域生活サポート事業の実施については、福祉サービスを利用する方からのご相談内容、当該事業を実施している施設の方のご意見、そして福祉サービスの実施主体である本町の福祉行政の考え方など総合的に判断させていただき、福祉サービスを利用する方の有効な支援となるよう、引き続き、検討して参りたいと考えております。

**(2) 単価及び条件の見直しについて**

平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われれます。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

**【回答】**

障害者地域生活サポート事業は本町では実施しておりませんが、本町の福祉サービスを利用する方のニーズ等を踏まえ、福祉サービスの低下を招かないよう、引き続き、近隣自治体の動向を注視して参りたいと考えております。

**(3) グループホーム運営費補助と家賃補助について**

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準での維持とさらなる充実をお願いします。

グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

**【回答】**

当町では市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領に基づき障害者グループホーム運営費補助事業において運営費に対する補助を実施しております。グループホームは障がい者が安心して地域生活を送るため重要であると考えておりますの

で、今後も継続して参ります。

また、グループホームの家賃補助については、近隣自治体の動向を注視して参りたいと考えております。

#### 4. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。

##### 【回答】

児童相談所及び通所型サービスを提供している施設などとの綿密な連携により、福祉サービスを利用している障がい児へのサービス低下が生じないよう努めるとともに、指定事業所の拡充や新規参入について、引き続き、働きかけて参りたいと考えております。

また、専門職による支援については、障がい児地域訓練会「あゆみの会」を月3回開催し、PTによる相談や指導を行っています。町立保育園では年2回心理士による巡回を実施し、早期発見・早期療育に努めています。

- (2) 福祉型障害児入所施設における加齢児の対応については、児童福祉法により20歳未満までの延長は認められておりましたが、令和6年度の改正により、22歳満了時までには延長されることになりました。平成24年度児童福祉法の改正以降、加齢児の移行を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。

本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた加齢児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援は、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思っております。特に行動障害や重度重複障害、医療ケア等を伴う場合は、たいへん移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならない現実があることもご理解ください。

##### 【回答】

現在、本町における加齢児の福祉型障害児入所施設入所者はありませんが、引き続き関係機関と連携を図り、加齢児の移行に係る相談や手続、支援等を行い、課題解決に向け努めて参ります。

また、高等部卒業と同時に移行ができるよう、関係機関とともに障がいの程度に応じた将来の進路、実習先などの準備を行い、認定調査実施後速やかにサービスの利用が行えるよう、柔軟に対応して参ります。

5. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【回答】

研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保について、県へ要望していきたいと考えております。

6. 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

【回答】

短期入所については、利用者の現況やニーズを把握し、空床がないことにより短期入所施設を利用できない利用希望者を通所施設で短期入所利用させるなどの空床解消の手法について、引き続き、基盤整備を図れるよう要望して参ります。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答】

障害者虐待防止法の緊急一時保護については、県西圏域市町で施設と協定を締結していますが、居室の確保に向けて広域的な調整も必要となりますため、県が主体となり調整するよう、要望していきたいと考えております。

7. 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設

内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

**【回答】**

本町では、福祉的就労について、県の補助制度が廃止された後も町単独事業として継続しております。また、工賃向上や施設外就労の促進につきましては、自立支援協議会において、引き続き、検討を行って参ります。

福祉施設への優先調達につきましては、県の共同受注窓口である神奈川セルフセンター様からのご協力を賜り、進めて参りたいと考えております。

8. 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をしたりした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受入れ施設との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

**【回答】**

避難所の運営では、地域住民からなる自主防災組織に担っていただきます。そのため、町と自主防災組織で避難行動要支援者名簿を共有し、障がい福祉施設等の関係者の協力を得て、事前に個々の避難計画の策定を進めて参ります。

防災コミュニティセンターの活用や障がい福祉サービス事業所や小田原養護学校と締結した協定により、障がい児者とその家族及び同伴者がより安心のできる避難場所を確保しておりますが、引き続き、同様の避難施設の確保に努めてまいります。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

**【回答】**

大規模災害時の情報伝達では、防災行政無線だけでなく、メールマガジン（Eメール、LINE）、TVKデータ放送（テレビ神奈川3ch）、テレホンサービス（0465-63-2020）など、多くの手段により行っており、状況によりエフエム熱海湯河原（FMラジオ79.6MHz）でも緊急割込み放送を行います。

また、障がい児者宅へ障がいに応じた個別受令機の設置等について、引き続き、

検討して参りたいと考えております。

9. 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【回答】

中井やまゆり園に「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」が開設され、相談支援、研修会、啓発活動、地域での支援者育成、ネットワークにかかわる事業等に取り組み、発達障害者支援の充実を図っていますが、利用者からの要望等を踏まえた上で、発達障害者支援センターの充実について、県へ要望していきたいと考えております。

10. 市町村の障害福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

(1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

【回答】

地域生活支援拠点等の整備につきましては、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町において、令和4年度からの運用を開始しております。障がい児者の緊急時における受け入れ態勢の確保や体験の機会・場の提供など、居住支援のための機能を充実した体制を整備していきます。

また、基幹相談支援センターの設置につきましては、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町において、令和2年12月1日付けで協定書を締結し、その事業を開始いたしました。引き続き、障害者相談支援事業、相談支援事業所などとの連携を強化し、充実した相談事業を構築して参ります。

(2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされ

るよう要望します。

【回答】

市町村地域生活支援事業は、障がい児者が地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な事業であり、利用の実情を踏まえ、湯河原町障がい福祉サービス等支給決定基準に基づき、引き続き、適正な支給決定を行うよう努めて参りたいと考えております。

(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続きから仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

【回答】

施設の再整備については、障がい児者の特性等を考慮し進めていく事が重要と認識しております。障害者支援施設・短期入所施設での安定した地域生活が確保できるよう働きかけて参りたいと考えております

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べる事が重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通じて切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は24時間365日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開す

るためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

【回答】

障がい者等が地域の中でその人らしく暮らすために、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けることができること、また、いつでも社会参加の機会を確保することができる環境であることが重要です。他市町村との連携により地域社会資源の有機的なつながりを促進させ、安心して地域生活を送れるように努めて参ります。

以上、各々のご要望に対して回答させていただきました。皆様からの要望書にもありますように、ご要望の実現に向けて県西圏域の各市町との綿密な連携のもと事業を展開することで障がいのある方々が、サービスを受けたり、地域で安心して生活できたりすることにつながるものと考えております。

皆様におかれましては、今後も当町の福祉行政にご指導ご協力をいただけますようお願いいたしまして回答書とさせていただきます。

事務担当

湯河原町社会福祉課障がい福祉係

〒259-0392

足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電話0465-63-2111代表



2023年(令和5年)1月26日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人 神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

藤沢市長 鈴木 恒 夫



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について(回答)

大寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当市の障がい福祉施策にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記要望書の内容について、次のとおり回答いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、国・県の動向を踏まえ、障がい当事者、支援者の実情に即して、迅速かつ適切に対応を図ってまいります。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の対応について(継続要望・一部新規)

令和2年前半より世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見ておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービスの提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について、以下のとおり、要望いたします。

##### (1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われていませぬコロナワクチン4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方(知的障がい、精神障がいを含む)、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって、障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設につきましても、4回目の接種対象者としていただき、ありがとうございます。よって、各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟な対応が図られるようお願いし

ます。

(回答)

当市では、これまで囑託医・協力医による施設での巡回接種やかかりつけ医による個別接種により、障がいのある方や施設従事者等の接種を進めてまいりました。今後も、接種を希望する方が円滑に接種を受けられるよう、関係団体の皆様の協力を得ながら、接種券発行をはじめ、ワクチン確保、医療従事者の確保、住所地外接種などについて、引き続き、迅速かつ柔軟な対応を図ってまいります。

地域保健課

## (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は、速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の整備をお願いします。

ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

(回答)

現在、利用者等が新型コロナウイルス感染症陽性となった入所施設への対応につきましては、国、県の通知等に基づき、施設調査を実施の上、必要に応じて職員及び入所者を対象とした集合検査(PCR検査)を実施し、陽性者の早期発見と早期対応に努めているところです。

また、通所・訪問の事業所につきましては、集団感染が発生した際には、感染対策等の指導を含め、施設と連携して早期終息に努めています。

抗原検査キットの配布につきましては、当市の集中的検査実施計画に基づき、市内障がい児者施設を対象に希望のあった施設・事業所に対して国から提供された抗原検査キットを活用して実施してまいりました。

現在、ケア付き宿泊療養施設への入所につきましては、自宅療養患者に限った対応となっておりますが、グループホーム等の入所施設での療養においても、施設提携医等による日々の健康観察に加えて、当市と施設が連携を取り、情報の共有、体調悪化時の入院調整、感染拡大防止に努めているところです。

今後につきましても引き続き、適時、適切な対応を図ってまいります。

保健予防課

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆け付け、指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院できずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも、県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

(回答)

集団感染が発生、または、そのおそれが高い入所系福祉施設に対しましては、当市と神奈川県クラスター対策班が連携し、施設調査を実施する等、感染拡大の防止に努めてまいりました。

また、より専門的な介入が必要と判断した福祉施設等に対しましては、感染症に対する専門的な知識を有する医師や看護師によって構成されるC-CAT(神奈川県コロナクラスター対策チーム)の派遣を要請し、さらなる支援に努めています。

さらに、福祉施設で衛生・医療に係る備品等に不足が生じた場合につきましては、物資だけでなく人的支援も含めて県クラスター対策班と連携して対応しているところです。

当市といたしましては、引き続き、県との連携を密にしながら、このような取組を継続し、福祉施設の感染予防及び感染拡大の防止に適切に対応してまいります。

保健予防課

(4) 柔軟な対応について

一昨年度は、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

(回答)

今回の加算要件等の緩和及び在宅支援等の代替え措置につきましては、国・県からの事務連絡に基づき実施されており、今後も感染状況等に応じた適切な対応が図られるものと認識しておりますが、障がい福祉サービスの実情に即した対応が必要な状況が生じた場合は、積極的に国・県に働き

かけてまいります。

障がい者支援課

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により、世界経済が不安定な状況におかれています。利用者のご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費(電気、水道、ガス、灯油、重油等)、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材料等の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いします。

(回答)

原油価格・物価高騰対策につきましては、令和4年度に国の交付金を活用し、光熱水費、燃料費の上昇、工賃の減少等に対する当市の独自支援策を実施いたしました。また、県においても支援金事業を実施したところで、今後も国制度等を活用しながら、安全かつ安定した施設・事業所の運営に資するよう取り組んでまいります。

障がい者支援課

2 障がい福祉の人材確保について(継続要望・一部新規)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって、処遇改善を図り、賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障がい福祉の人材確保について、以下のとおり要望します。

(1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて、相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

(回答)

処遇改善につきましては、経験・技能のある福祉・介護職員等における他産業と遜色ない賃金水準を目標に制度化されているものと認識をしております。国においても賃金上昇を伴う物価安定を標榜しており、今後も動向を注視するとともに、情報提供等による支援を進めてまいります。

障がい者支援課

## (2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し、障がい福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障がい福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支援制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等)

(回答)

国は、障がい者の自立と社会参加の促進に向けた総合的な障がい者施策等を担う人材の養成確保を図っていくことを目的として、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を定め、指針に基づき、各都道府県において将来にわたって地域のニーズに的確に対応できる福祉の人材を安定的に確保すべく「相談支援従事者初任者研修」や現任研修、「ヘルパー養成研修」等の人材養成に努めております。

当市といたしましては、研修や養成講座等の情報を積極的に提供するとともに、催事や物品販売等による障がい福祉サービスへの認知、理解向上等の機会も活用しながら、地域の福祉人材の確保に資するよう努めてまいります。

障がい者支援課

## (3) ICT 機器・ロボットの導入について

障がい者支援施設等では、障がいの重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための ICT 機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

(回答)

神奈川県では、障がい福祉サービスの質的向上や支援スタッフの負担軽減

等を図り、新しい福祉の創造をめざして、障がい福祉分野のロボット等のテクノロジーの導入を推進しております。

当市といたしましても、実証実験を踏まえた、支援の軽減やサービスの向上に資するICT機器、ロボット等の導入、普及に向けた取組の次なる展開を要望してまいります。

障がい者支援課

#### (4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れ体制づくりを行政指導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いします。また、外国人人材の受け入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

#### (回答)

神奈川県では「神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金」を創設し、県の計画に基づき外国人留学生等介護分野参入促進事業を実施しております。また、当市におきましても、外国人介護職員の受け入れ支援事業として居住費や生活必需品の補助を行っておりますが、対象は、介護保険法の施設・事業所で働く外国人に限定しております。外国人人材が安心して実習できる受け入れ体制の確保等につきましては、障がい福祉サービスにおける課題検証等を行いながら、適切に対応が図られるよう県との意見交換等を進めてまいります。

障がい者支援課

#### (5) 教育との連携について

学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えて、インクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

#### (回答)

当市では、障がい等に対する正しい知識と理解を深めるための啓発及び障がい者への差別解消・合理的配慮の推進を図るために、平成17年度から「藤沢市心のバリアフリーハンドブック」を市内小学4年生全児童に配布し、学校における授業等で教材として活用しております。また、今年度からは電子

媒体で提供し、学年の別なく、より多くの学級、学校活動での活用を促進しております。今後につきましても、インクルーシブ教育の推進をはじめ、重層的支援体制の整備における教育、医療との連携等についても取組を進めてまいります。

障がい者支援課

#### (6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組をともにお願いたいと思います。

(回答)

障がい福祉人材の育成に向けた情報発信につきましては、障がい理解の促進、地域共生社会の実現等に当たり、必要なものと捉えております。今後につきましては、支援の重要性、社会的意義等を仕事の魅力としての側面から温かく、具体的に発信ができるよう、「ふじさわふれあいフェスタ」等の催事の機会を捉え、取り組んでまいります。

障がい者支援課

### 3 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

平成8年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて16年が経過しました。この事業は、平成26年から交付金化され、市・県1/2負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。事業メニューの実施率は24%(令和4年7月現在)と低い状況です。

#### (1) 市町村格差について

この事業は、市町村の任意事業であり、財政状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

(回答)

障がい者地域生活サポート事業につきましては、神奈川県において実施事業（メニュー）を「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）」で定め、定められた事業の中から各自治体が選択制で事業実施する形態となっております。

当市におきましては、県制度が創設された平成19年度に「藤沢市障がい

者地域生活サポート事業実施要領」を定め、継続して事業を実施しておりますが、障がい者のニーズや支援における課題等を踏まえ、ご意見をいただきながら適切な事業実施に努めてまいります。

障がい者支援課

(2) 単価及び条件の見直しについて

平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また、実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

(回答)

単価及び条件の見直しに係る県単独補助事業につきましては、神奈川県にご要望ください。

障がい者支援課

(3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援するうえで、なくてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000~17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

(回答)

グループホームに係る補助制度につきましては、今後の障がい者の地域移行等に照らせば必要な事業と認識しております。補助水準の維持拡充につきましては、県の意向等を確認しつつ、事業所運営と利用者の生活の安定を前提に検討してまいります。

障がい者支援課



#### 4 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。

(回答)

当市では、医療的ケアが必要な重度障がい児の支援について、独自の重度障がい児 放課後等デイサービス受入れ推進事業費助成金を交付し、看護師を配置している放課後等デイサービス事業所に対して支援を行っております。

また、当市が設置する児童発達支援センター太陽の家しいの実学園につきましては、指定管理者が運営管理を行っており、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士を配置し、3歳以上の未就学の医療的ケアの必要な障がい児の主な受け入れ先のひとつとなっております。

なお、当市では、年々、障がい児通所サービスを利用する児童が増えております。また、新規開設する障がい児通所支援事業所も増え、その中には医療的ケア児が利用できる事業所も含まれております。今後とも利用児童の動向や新規開設の事業所の動向を把握し、引き続き、地域で暮らす障がい児のニーズに対して適切に対応できるよう支援体制の整備に努めてまいります。

子ども家庭課

- (2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応については、児童福祉法により20歳未満までの延長は認められておりましたが、令和6年度の改正により22歳満了時までには延長されることになりました。平成24年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過齢児の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思います。

本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた過齢児の対応は、障がい者施策で対応すべきものであります。更に過齢児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されています。移行支援は、高等部卒業と同時に移行ができるよう、意思決定支援及び障がい支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは市町村

に中心的な役割を担っていただきたいと思います。特に行動障がいや重度重複障がい、医療ケア等を伴う場合は、たいへん移行調整に時間がかかっております。移行先は市内にとどまらず、神奈川県全域及び都道府県単位で考えなければならない現実があることもご理解ください。

(回答)

令和6年度の児童福祉法改正により、障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体が明確化され（当市においては神奈川県）、22歳満了時までの入所継続が可能となりました。

現在、当市では、移行支援について、児童相談所が主催する会議に出席し、早期に障がい支援区分の認定を行うなどスムーズに移行できるよう連携して支援を行っております。

令和6年度の児童福祉法改正を踏まえ、関係機関との連携を強化し対応してまいります。

子ども家庭課

#### 5 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任者研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

(回答)

相談支援専門員の初任者研修や現任研修につきましては、障害者総合支援法において都道府県が実施主体と定められております。そのため、相談支援専門員になるためには、都道府県が実施する研修を受講する必要があることから、当市といたしましては、市内の障がい福祉サービス事業所等に対し、県が実施する研修受講の案内をしております。回数等のご要望についても機会あるごとに県に申し入れをしております。

障がい者支援課

#### 6 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

(回答)

当市では、通常の短期入所のほか、近隣2市1町、県との広域連携によ

り、重度の障がいのある方を対象とした短期入所の加配に関する「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」を実施し、対象事業者に対し補助金を交付しております。しかしながら、県の事業縮小や医療型短期入所の推進等の変化があることから、これらの動向を踏まえつつ、障がいのある方の在宅生活支援の一助となるべく、障がい特性により支援が困難なケースにも対応できるよう、事業の改善に取り組んでまいります。

障がい者支援課

- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

(回答)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第10条に規定する居室の確保につきましては、現在、事案の発生に応じ、市内施設のみならず市外施設との協力体制のもと、支援を実施しております。

しかしながら、緊急時の対応を円滑に実施する点や虐待者から隔離するためのシェルター的な対応につきましては、有事の対応方法として備える必要があることから、県とも意見交換を行ってまいります。

障がい者支援課

## 7 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

(回答)

障がいのある方の経済的自立が重要であることは当市といたしましても十分認識しており、次のような施策を実施しております。

- 1 障がい者就労施設等から物品等の調達・推進を図るための方針策定  
当市のすべての機関が発注する物品又は役務の調達を対象とし、障がい者就労施設等から優先的に調達することを方針として定めています。

## 2 ロビー販売等の実施

障がい者就労施設等の販売の促進に協力することを目的とし、市役所本庁舎1階のほか、令和2年1月からは、分庁舎地域福祉プラザ内に物販スペース及び福祉喫茶室を設置しています。

## 3 JOBチャレふじさわの設置

藤沢市内の障がい者雇用の促進を目的に、市役所内に「JOB チャレふじさわ」を設置し、現在10名の障がいのある方を会計年度任用職員として雇用しており、障がい者の直接雇用の推進を図っております。

## 4 共同発注窓口の設置

官公庁並びに民間企業等からの業務の共同受注を円滑に行うことを目的に、藤沢市社会福祉協議会を事務局として、藤沢市障がい者共同受注促進協議会を設置しています。

障がい者支援課

## 8 障がい者の防災対策について（継続要望）

(1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに、受け入れ施設等との協議、日ごろからの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障がい福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

(回答)

大規模災害発生時に開設される指定避難所につきましては、パーティションやテントを備蓄品に追加し、避難スペースにおける感染症対策及び要配慮者スペースの確保を図っております。また、指定避難所での生活が困難な方については、市内13地区の市民センター・公民館に開設される「福祉避難所（一次）」や、市と協定を締結している福祉施設「福祉避難所（二次）」へ移送することとしております。

加えて、「感染症対策を踏まえた避難所等開設運営マニュアル」において、「特に感染リスクの高い方（要配慮者）への対応に配慮」することを方針の一つに定め、取り組んでいるほか、民間ホテル等の活用についても調整しているところでございます。

また、障がい者等の避難が適切に行われるよう、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために個別避難計画の作成に向け地域と連携を進めてまいります。

今後につきましても、引き続き福祉施設等の関係者や当事者団体等の皆様と協議や意見交換等をさせていただき、多様な視点を反映した防災対策に努めてまいります。

危機管理課

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

(回答)

災害時の無線通信の確保については、高齢者施設・障がい者施設などにMCA無線機の配備をしております、有線回線が遮断された場合も、通信が可能な環境を整備しております。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者支援施設においては、無料にて防災ラジオの頒布を実施するとともに、メールマガジン等により情報、予報及び警報を伝達しております。

施設の改修等の施設整備については、公共施設では藤沢市公共施設再整備基本方針で再整備計画において考慮すべき事項として防災機能の強化を掲げ、再整備に取り組んでおります。

防災政策課

## 9 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

(回答)

当市では、令和2年12月から、市相談支援事業の委託先である藤沢市発達障がい者相談支援事業所リートと共同し、「藤沢市発達障がい者地域支援会議」を発足させております。

当会議の委員は、障がい当事者のご家族、医療・教育・就労支援の機関、障がい福祉サービス事業所及び行政で構成されており、「地域の支援者への普及啓発及び人材育成」・「行政、相談支援事業所を含む、支援ネットワークの形成」・「不足している社会資源の把握、新たな社会資源の開発」などを目的としているところです。

またオブザーバーとして、発達障がい者地域支援マネージャーの職員に参加いただいていることで、圏域及び県内の情報収集やコンサルテーショ

ンの有効活用などが可能となり、当会議の活用により、発達障がい者支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご要望にあります各市町村または、圏域における発達障害者支援センターの創設につきましては、当市では引き続き圏域や県との連携強化により本事業を行ってまいりますので現状では検討いたしません。

障がい者支援課

## 10 市町村の障がい福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

また、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(回答)

当市では、地域の社会資源が連携して支援ネットワークを形成する「面的整備型」を基本とし、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化に努めています。具体的には、令和3年3月に策定した「ふじさわ障がい者プラン2026」で、地域共生社会づくりの目標値を定め、「藤沢型地域包括ケアシステム」の整備の中で、これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも支援が届くようなアプローチとして、市及び相談支援事業所が中心となり、緊急時における相談窓口の整備、障がい福祉サービス事業所と連携した一時的な居室の確保の実施体制の強化に向けた取組を進めてまいります。

基幹相談支援センターにつきましては、平成25年度から基幹相談支援センター業務を委託事業に位置付け、特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワークに委託しています。基幹相談支援センターは、「ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく」の名称で運営しています。

障がい者支援課

### (2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように

支給決定がされるよう要望します。

(回答)

日中一時支援事業や移動支援事業等の地域生活支援事業については、障がいのある方が地域で生活するために必要性の高い事業であることは、十分に認識しております。支給量等につきましては、利用者からの申請により生活状況等を確認し、その必要性に応じた支給決定を行うよう心掛けております。

障がい者支援課

(3) 障がい者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障がい者支援施設の待機者は、過齡児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障がい者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては、利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え、県市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建て替え整備について、単年度事業では入札等の手続きから仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

(回答)

老朽化した障がい者支援施設等の再整備等に係る諸課題につきましては、利用者の住環境や生活の質を向上させるために不可欠なものだと考えております。

当市では、社会福祉法人等が所有している施設等の建て替え工事に係る県・市独自の予算的な措置として、建て替え返済金の助成がございます。

また、建て替え整備につきましては、障がい者のニーズや地域の実情、課題等を踏まえ、ご意見をいただきながら適切な事業実施に努めてまいります。

障がい者支援課

(4) 当事者目線の障がい福祉と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に必

要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには、安心して体験できる環境が必要です。そのためには、通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は、24時間365日稼働のセーフティーネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また、入所施設は、幅広い業務を通じて、福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

(回答)

令和4年10月に県が公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」において、障がい者に関係するすべての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にするとともに、障がい者が自分の気持ちや考えで必要なサポートを受けながら暮らすことができ、誰もが喜びを感じられるような社会をつくることをめざしていることが明示されました。地域共生社会を推進・実現していくためには、障がい者を支援する社会基盤の整備が必要であることはもちろんですが、特に拠点の整備や福祉を支える人材の確保が欠かせないと考えております。今後につきましても、継続して、県及び障がい保健福祉圏域の市町村が連携し、障がい福祉サービスの向上に努めてまいります。

障がい者支援課

以 上



二第87号  
令和5年1月30日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

二宮町長 村田 邦子



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

令和4年11月16日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

(1) コロナワクチン接種について

《回答》

引き続き担当課とも連携し対応していきます。

(2) 検査及び医療体制の整備について

《回答》

県の判断・指示にもとづき対応していきます。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

《回答》

県の判断・指示にもとづき対応していきます。

(4) 在宅支援や各種加算要件等の柔軟な対応について

《回答》

県の判断・指示にもとづき対応していきます。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

《回答》

令和4年度については送迎車の補助事業を実施しました。

引き続き、県と連携し対応していきます。

2. 人材確保について

(1) 処遇改善事業について

《回答》

福祉制度に則り対応いたします。

(2) 求人施策の制度化について

《回答》

福祉業界の人材不足は全国的な課題となっています。引き続き自立支援協議会を通じて検討いたします。

(3) ICT機器・ロボットの導入について

《回答》

県の判断・指示にもとづき対応していきます。

(4) 外国人人材について

《回答》

自立支援協議会を通じて検討いたします。

(5) 学齢期から障がい福祉への理解が育めるよう教育委員会と連携した取組について

《回答》

障がいに関する講演や講話、障がい者団体との交流を実施しつつ、教育委員会と連携し、福祉の理解促進に努めていきます。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

《回答》

自立支援協議会及び各関係機関と連携しながら努めていきます。

3. 障害者地域生活サポート事業について

(1) 市町村格差について

《回答》

施設利用者及び事業所等の声を聴きつつ、検討いたします。

(2) 単価及び条件の見直しについて

《回答》

県補助要綱に則り対応いたします。

(3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

《回答》

家賃補助等については県からの補助制度がなく、町単独で実施するのは難しい状況です。

4. 障がい児サービスについて

(1) サービス体制の充実について

《回答》

社会福祉法人等から療育等に関する施設の建設要望が提出された場合には、開設に向けて支援を行います。町単独の人件費補助は県からの補助制度がないため、実施は難しい状況です。

(2) 障害支援区分認定の前倒しについて

《回答》

福祉制度に則り対応いたします。

## 5. 相談支援事業の充実

### (1) 相談員の研修実施体制の確保について

《回答》

県または神奈川県自立支援協議会等に要望いたします。

## 6. 短期入所事業について

### (1) 短期入所の基盤整備について

《回答》

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業としての圏域単位で体制整備や、地域生活支援拠点としての面的整備について整備を行ってまいります。

### (2) 障害者虐待防止法について

《回答》

県立施設と連携し対応いたします。

## 7. 就労関連について

### (1) 障がい者の経済的自立について

《回答》

町施設にて障害者及びその保護者が就労する喫茶店を併設しています。また隔週火曜日には近隣の知的障害者施設で焼いたパンを販売しており、以降も継続・実施してまいります。また、障害者優先調達推進法に係る指針を基に、庁内への周知を図り、障害者就労施設から物品等の積極的な調達が図れるよう実施いたします。

## 8. 障がい者の防災対策について

### (1) 地域防災拠点事業の継続

《回答》

地域ぐるみでの避難行動要支援者の把握や安否確認体制の充実に努めるとともに、広域避難所の運営マニュアルの作成にあたり、障がいがある方をはじめ、配慮の必要がある方を視野に入れた運営体制の構築を進めてまいります。

個別避難計画については、現在、町の関係課と庁内検討会を実施するなど策定に向けた準備を進めており、今後は庁外の福祉関係者や地区の方などを交えての協議も予定しております。また、災害時要配慮者の方の避難に関しては、利用しやすいバリアフリー構造の防災コミュニティセンターを福祉避難所として指定しているとともに、民間施設との災害時緊急受け入れなどの協定締結による避難所の確保や関係機関との連携による生活支援体制の促進にも努めております。福祉避難所については、通常の避難所開設後に開設していた現状から、同時に開く必要性についても検討してまいります。

今後も引き続き、先進事例の情報収集とともに、近隣自治体との連携を深めていくほか、関係機関との協定締結による避難所の確保や関係機関との連携による生活支援体制の促進にも努めてまいります。

## (2) 災害時の施設整備等について

《回答》

災害時の情報については、町災害対策本部から主に防災行政無線により周知を行うとともに、災害情報を配信する登録メールの整備やツイッターによる災害情報配信を実施しているほか、視覚・聴覚障がいの方にも対応した防災アプリを導入し、音声や文字による災害情報配信を行っています。また、災害時地区本部との情報伝達強化を目的とした各地区への無線配備も完了しました。

今後も引き続き、災害時の円滑な情報提供に資するために、情報伝達手段の確保に努めるほか、関係施設や機関との連携を深め、協定の拡充など、必要な対策を進めてまいります。

## 9. 発達障がい者の支援の充実について

### (1) 発達障害者支援の充実について

《回答》

町単独での発達支援センターの設置まではいかないものの、引き続き委託相談支援事業所との連携を図り、発達障害者への対応を検討いたします。

## 10. 第6期障害福祉計画について

### (1) 地域生活支援拠点整備及び基幹相談支援センターの設置の整備について

《回答》

施設型の整備は困難ですが、面的整備に向けて今後検討いたします。

平成30年度に基幹相談支援センターを設置しました。

### (2) 市町村地域生活支援事業について

《回答》

市町村地域生活支援の支給決定については、利用者及び介護者の意向やサービス利用状況を踏まえ実情を考慮しながら実施いたします。

### (3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

《回答》

施設の状況を確認しながら、対応していきます。

### (4) 多様な福祉サービスのあり方について

《回答》

県内市町村と連携しつつ、県内市町村の動向に注視いたします。



箱 要 第 22 号  
令和 4 年 12 月 27 日

神奈川県知的障害福祉協会  
会 長 出縄 守英 様  
神奈川県身体障害施設協会  
会 長 柴田 和生 様  
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会 長 鈴木 暢 様

箱根町長 勝俣 浩行



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

令和 4 年 11 月 1 日付けで提出のありました標記のことについて、別紙のとおり  
回答します。

事務担当は、福祉部福祉課障がい福祉係

電話 0460-85-7790

e-mail

[web\\_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:web_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp)

## 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

### 1 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。利用者の方々やそのご家族の生活を継続する観点から障害福祉サービスが提供されることはとても重要です。今後とも感染防止対策を徹底した上でのサービス提供や代替サービスの検討など行っていただきますようお願いいたします。

当町といたしましても、利用者が継続して障害福祉サービスの利用ができるよう国や県からの通知に基づいて支援体制の検討・整備に努めてまいります。

### 2 障がい福祉の人材確保について

学校教育においては、子どもたちが福祉に関する興味や関心を持てるよう総合的な学習の時間で福祉学習として、バリアフリーやユニバーサルデザイン等を学んでいます。近年は、新型コロナの影響により体験学習ができない状況となっておりますが、感染症対策を講じながら実施できるよう検討してまいります。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

障がいのある方からの声や当該事業を実施している施設の方の意見、そして福祉サービスの実施主体である当町福祉行政の考え方などを総合的に判断させていただき、サービス利用において近隣市町との格差が生じないように検討してまいります。

障害者グループホームの運営については、障がい者が地域で安定した生活を送るためにはグループホームは欠かせないものであると認識しておりますので、今後も県の交付金の動向を注視しつつ実施してまいります。

また、行動障害者支援事業等につきましては、近隣の市町と意見交換し検討して参ります。

### 4 障がい児サービスについて

障がい児のサービス受給者は増加傾向にあり、当町では、その全員が町外の事業所へ通所している状況です。地理的・時間的な問題から送迎を断られることもあり、社会資源が不足し、児童を通わせたい保護者の要望に応えられない状況も発生しております。町の訓練会事業の充実を図るとともに、児童通所支援事業所との連携を密にしながら児童への支援方法について、検討をしてまいります。

また、専門職等に対する人件費補助については、当町単独では対応が難しいため近隣市町と連携を図り検討して参ります。

障がい児施設に入所している児童の成人施設への移行については、措置機関からの通知が発出された後、関り始めることとなっておりますが、福祉事務所通知の発出時期を早めてもらうよう要望するとともに、適切な時期に認定調査が実施できるよう検討してまいります。

#### 5 相談支援事業の充実について

計画相談支援については、各事業所に多大なご支援とご協力をいただいておりますが、圏域の各事業所の相談支援専門員の方においては膨大なケースを担当していただいているため、新規のサービス利用計画の作成が困難な状態である状態でしたが、近隣市に新規相談支援事業所が開設されました。今後も引き続き適正なサービス等利用計画作成のために近隣市町、地域自立支援協議会等と協議しながら研修会数の増等が可能となる予算、研修実施体制の確保について県に要望していききたいと考えております。

#### 6 短期入所事業について

短期入所事業につきましては、障害のある方が在宅生活をする上での重要な家族支援であることは認識しているところでありますので、空床保障や人員配置については、近隣市町村と連携を図りながら検討して参ります。

障がい者虐待による緊急一時保護は圏域によらず、県内全体での調整が必要と感じております。県が広域にわたり調整できるような仕組みを構築するよう、要望をしていききたいと考えております。

#### 7 就労関連について

「箱根町障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づいて、障がい者就労施設等からの物品の調達や、町立施設内やイベントなどにおける即売の場の提供について、障がい者の工賃向上など経済的自立のために協力しております。また、当町への職場実習、施設外就労などについては、検討してまいります。

#### 8 障がい者の防災対策について

障がいのある方が避難所で安心して生活することは重要な課題であると考えておりますので、今後各地域において障がいのある方に配慮した避難所運営ができるよう検討してまいります。

災害時の通報については、防災行政無線にて周知をしており、特に障がいの

ある方等の要援護者（登録制）へは電話連絡や訪問にて確実に情報が伝わる体制の整備を進めております。

なお、町の主要な施設には無線装置を配備しており非常時の通信手段を確保しておりますが、避難先の施設の中にはバリアフリー化されていない個所もありますので、その改修を検討してまいります。

#### 9 発達障がい者への支援の充実について

町単独で発達障害者支援センターの創設は困難なため、県西圏域等での創設を県へ要望していきたいと考えます。

#### 10 市町村の障害福祉計画との関連について

基幹相談支援センターについては、近隣の1市3町で共同設置し、令和2年12月から運営を開始しました。地域生活支援拠点につきましても近隣の1市3町で共同設置し、令和4年4月に運用を開始しております。

地域生活支援事業の報酬単価は障害福祉サービスに準じた額としています。支給量については、相談支援専門員の方と協議しながらその方の支援に見合ったサービスを決定して参ります。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例が公布されましたが、当町といたしましても、当事者目線の障害福祉の推進を図り、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に支援体制の検討・整備に努めてまいります。



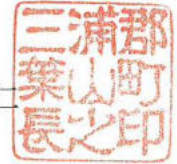
令和5年1月13日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

葉山町長 山 梨 崇 仁



### 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書の回答について

平素より本町の福祉事業につきましては、皆様のご理解とご協力により円滑に運営できますこと厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年11月15日付でご提出いただきました市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について、次のとおり回答いたします。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

##### (1) コロナワクチン接種について

今後も、引き続き国や県の通知に従い、関係機関との調整等、速やかな対応をしていきたいと考えております。

##### (2) 検査及び医療体制の整備について

新型コロナウイルスに係る障害者施設等の感染防止対策については神奈川県が主管しております。陽性者が認められた際、クラスター発生のハイリスクとなる施設利用者や、職員の方々が速やかに検査につながるよう、県内（横浜市、川崎市、横須賀市を除く）に所在する高齢者施設および障害者施設に対して、令和4年12月より県が抗原検査キットの配布を開始しております。

また、施設内で利用者や職員に陽性者が一人でも発生した場合、県のWEBフォームに情報入力し、施設状況を報告することで、神奈川県医療危機対策本部室クラスター対策班が電話による聞き取りを行った上、施設所管の保健所等と連携を図りながら、施設の感染管理やゾーニング指導など感染拡大防止への支援を行っています。

また、新型コロナウイルスの感染等により、介護者が不在となった在宅障害者に対

しては、ケア付き宿泊療養施設への入所による支援対応がされており、グループホーム内での感染拡大に伴う職員の不足に対しても、県が生活支援員や看護師等の派遣事業を実施しており、グループホームで引き続き生活できるよう支援がされています。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

施設内で集団感染が発生した際、本町を所管している神奈川県鎌倉保健福祉事務所が福祉施設への衛生管理・指導等を実施しています。マスクや消毒液等衛生・医療に係る備品等の優先的支給等については、引き続き取り組んでまいります。

(4) 柔軟な対応について

今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、在宅支援や各種加算等については、引き続き、国・県の通知に従い、事業所が継続できるよう柔軟に対応していきたいと考えております。

(5) コロナ禍における「原価価格・物価高騰等総合緊急対策」について

本町では、令和4年11月より福祉輸送事業者に対して燃料価格高騰分の一部を補助する「葉山町福祉輸送事業者支援事業補助金」及び令和5年1月より障害福祉サービス事業所等に対し、物価等の高騰による負担の軽減のため「葉山町高齢者・障害者施設等物価高騰対策支援金」を実施しております。

2. 人材確保について

(1) 処遇改善事業について

(2) 求人施策の制度化について

(3) ICT機器・ロボットの導入について

(4) 外国人人材について

(1)～(4)については、いずれも国又は県の給付及び補助事業等となります。町単独での実施は困難なことから、県や他市町村の動向を見つつ、対応を検討していきたいと考えております。

(5) 教育との連携について

本町では、共生社会の実現に向けインクルーシブ教育を推進しており、各小・中学校においても、道徳をはじめとする教科学習や「総合的な学習の時間」の中で、福祉について学ぶ機会を設けています。

例えば、小学校では「総合的な学習の時間」において、みんなにとって暮らしやすい葉山のまちをめざした学習に取り組んでいます。具体的には、葉山町社会福祉協議会の協力を得て、視覚に障がいのある方やパラスポーツ選手のお話をきいたり、盲導犬について学んだり、車椅子体験やアイマスク体験を行ったりする活動を行っています。

中学校においては、例年、夏休み中に葉山町社会福祉協議会主催の「夏休み福祉活動体験学習（幼稚園、老人ホーム、障害者施設）」の機会があり、毎年定員を大きく超える応募があったと聞いています。新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ3年は実施できていませんが、福祉施設のことをより理解できるように町社会福祉協

議会作成の「福祉ガイドブック」を各中学校に配付しています。

また、「特別の教科 道徳」の学習においては、小・中学校ともに、「思いやり」や「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会主義」といった内容の学習を通して、誰もが安心して日常生活を送ることができるような社会にするために自分ができること、誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接すること、多様性を認め合うこと等について考えています。

今後も、共生社会の実現に向け、学校教育においてより充実した取組が推進できるよう、関係部局との更なる連携を図るとともに、各小・中学校にも働きかけていきます。

#### (6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

本町では、例年、自立支援協議会相談支援ネットワーク部会において障害福祉施設実習生の参加受入れや、障害福祉施設職員対象の研修会を行うなど障害福祉施設職員の人材確保・育成に協力しております。また、障害福祉に対する理解促進を図るため、障害者週間には、町内事業所の紹介を庁舎ロビーで展示する等しています。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった事業もありますが、引き続き理解促進に努めて参ります。

### 3. 障害者地域生活サポート事業について

#### (1) 市町村格差について

地域生活サポート事業は、複数のメニューの中から地域の実情を踏まえながら市町村が実施することができるものとなっております。本町では、ア「重度重複障害者個別支援事業」、イ「単独型短期入所促進事業」、エ「医療的ケア支援事業」及び「短期入所利用促進事業」を実施しております。

#### (2) 単価及び条件の見直しについて

地域生活サポート事業の実施につきましては、県補助要綱等に基づき実施しております。町単独での実施は困難なことから、適用条件やメニューの追加については、必要に応じて、ご要望ご意見を県に伝えて参ります。

#### (3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム運営事業につきましては、重度重複障害者個別支援費や行動障害者支援費にも対応しております。継続して実施するとともに、現行実施事業の利用促進に努めて参ります。

また、利用者の家賃負担を支援するための家賃補助を町単独事業として実施しており、引き続き、障害者が安心して暮らせる環境を整えて参りたいと考えております。

### 4. 障がい児サービスについて

#### (1) 地域で暮らす障害児の声を聞きながら、ニーズに適切に対応でき、サービス提供

の格差が生じないように必要に応じた予算の確保や町内事業所及び近隣自治体との連携を図って参ります。

また、医療的ケア児の支援については、発達支援システム会議を医療的ケア児の協議の場としたことから発達支援システム会議での意見を伺いながら支援体制を整えて参ります。

- (2) 重度の障害のある利用者の成人施設への移行が困難な状況であることは理解しております。現在、町には障害児施設入所者、加齢児はおりませんが、対象者が出た場合には当事者家族、支援者と日頃から密な連携を取り、当事者の意思決定支援を行い成人施設への円滑な移行が実現できるよう努めて参ります。

また、高等学校3年生に対して、本町では18歳の誕生日月の前に障害支援区分認定調査を実施しております。誕生日月より早い対応が必要な場合は個別にご相談いただければ柔軟に対応していきたいと考えております。

## 5. 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任研修及び相談支援専門員現任研修につきましては、毎年神奈川県が実施しておりますが、申し込みについては市町村を経由することから、受講状況を把握し、研修を受講できないことにより業務に支障をきたすことのないよう、神奈川県に研修定員の増加について上申して参ります。

## 6. 短期入所事業について

- (1) 障害のある人が在宅で暮らしていくために、短期入所事業は重要であると認識しております。しかし、町単独で基盤整備を図ることは困難な状況であるため、今後も、神奈川県や圏域の市と連携を図り、事業を安定して運営できるよう努めて参ります。
- (2) 緊急一時対応につきましては、神奈川県に短期入所拠点事業や地域ネットワーク拠点事業など地域連携を活用した支援体制づくりのための事業の調整を上申して参ります。

## 7. 就労関連について

本町におきましては、障害者就労施設に対し町事業における配食サービスの優先的発注やミックスペーパー回収袋の作成等の他、庁舎内売店の運営委託などによる施設外就労の機会の提供等の実績があります。今後とも障害者優先調達法に基づき町の指針を策定し、引き続き障害者施設等からの物品等の調達を推進するとともに、自主製品の販売の機会についても積極的に提供して参ります。

障がい者の直接雇用に関しては、平成25年度より精神障害者を範囲に加えるなど、障害者が活躍できる場を積極的に創出して参りました。今年度は、2.6%の法定雇用率に対し、2.88%の雇用率となっております。

今後も雇用の安定に努めるとともに、就労後に継続して働けるよう職場定着に向けた支援にも努めて参ります。

## 8. 障がい者の防災対策について

(1) 本町では指定避難所となる各小中学校6校全てにおいて、円滑な避難所運営が行えるよう、避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が設置されています。

運営委員会は、各学校区の町内（自治）会、施設管理者、教育委員会、防災安全課職員、ボランティア団体などで構成されており、平時から定期的に運営委員会を開催し、各分野からの様々な意見を抽出し、障がい者等の要配慮者への対応や福祉避難所の開設等についても検討を重ねているところです。

また、本年度はビッグレスキューかながわ（神奈川県・葉山町合同総合防災訓練）において、聴覚障害者災害対策救援神奈川県本部の構成団体のみなさまにご協力をいただき、災害救援ボランティアセンター設置運営訓練を実施したところでございます。今後もより充実した防災対策となるよう、障がい者福祉施設等の関係者との連携を視野に入れ、引き続き防災担当部局と福祉担当部局が連携し、対応してまいります。

(2) 本町では、災害時の情報伝達手段として、町内全域に一斉に音声を送達する防災行政無線放送のほか、防災情報メール、テレホンサービス、ツイッター、LINE等多様な手段を用いているところです。各要配慮者利用施設との情報伝達体制についての確・迅速に行えるよう、体制を整えてまいります。

## 9. 発達障がい者への支援の充実について

昨今発達障害者の相談件数は増加傾向にあり、町内の事業者から横須賀・三浦障害保健福祉圏域に配置されている発達障害者地域支援マネージャーへの相談依頼も増加していることから、町自立支援協議会において各関係機関と連携しながら、日々支援の方法を模索しております。学校教育課、福祉課、子ども育成課の3課で発達支援システム会議も運営しており、ライフステージに沿ったテーマによる保護者教室を開催し、発達障害児者への理解の促進を図っております。

今後も発達障害者地域支援マネージャーと連携を図り、発達障害者への支援の充実に努めて参ります。

## 10. 市町村の障害福祉計画との関連について

### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

一昨年度策定した障害福祉計画において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を目標に盛り込んでいます。

また、令和2年4月より葉山町基幹相談支援センターを設置いたしました。今後もセンターの活用と機能充実に取り組んで参ります。

### (2) 市町村地域生活支援事業について

障害者総合支援法では、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業やその他の必要な支援を総合的に行うことが求められています。

本町におきましても、訪問入浴事業、日中一時支援事業及び移動支援事業等を実施しており、今後も地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施して参ります。

(3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

本町では、親や本人の高齢化等により入所施設の利用者が年々増加しているところ  
です。現在、町内には再整備を実施するような老朽化した施設はありませんが、今後  
建替え等を行う施設があった際には、予算措置等の配慮を検討して参ります。

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

障害福祉サービスを利用している方の中には、介護保険のサービスを併用したり  
様々なサービスを組み合わせて利用している方も多くいます。ご本人やご家族の希望  
に寄り添い、安心して地域で生活できるよう、神奈川県を始め各種関係機関との連携  
をとり、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

事務担当は  
福祉部福祉課障害福祉係  
電話 046-876-1111 内線231

令和4年11月25日

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢 様

大井町長 小田 眞



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書  
について (回答)

日頃より当町の障害福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年11月2日付けで要望のありました標記のことについて、次のとおり回答いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の世界的な脅威は、一時の小康状態を経てもなお、いまだ予断を許さない状況にあり、これへの対応は、官民挙げての重要課題の一つであります。

収束の兆しすら見せない災禍のさなかにあって、町民への啓発など町でできることは対応する一方で、関係機関との連携の中で実現しうる対応もあります。これらの仕分けの中で、サービス提供事業所の負担を可能な限り軽減できるよう、国、県及び近隣の動向に配意しつつ、迅速で柔軟な対応を図ってまいります。

2 障害福祉の人材確保について

障がいに対する理解を育むため、教育委員会や社会福祉協議会と連携し、

学校教育での福祉教育機会の提供や中学生・高校生へ保健センター内でのインターシップの受け入れを積極的に図ってまいります。

### 3 障害者地域生活サポート事業について

当該事業のうち、令和元年度に制度の見直しがあった障害者グループホーム等運営費補助事業につきましては、従前の交付金時代から引き続き運営費基本分の事業実施をしており、令和2年度からは新たにグループホーム新設に係る初度調弁の費用の一部補助もさせていただくようにいたしました。

また、かねてより具体的に要望をいただいております地域生活個別支援事業の一部について、令和5年度から実施できるよう調整してまいります。

さらなる実施事業については利用者や施設等の動向を注視し、今後とも必要に応じて実施に向けた検討をしてまいります。

なお、グループホームの家賃補助については、昨今の財政事情等を鑑みると実施については困難な状況ではありますが、近隣市町の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。

### 4 障がい児サービスについて

障がい児サービスに対する利用希望の増大につきまして、近年とみに感ずるところであります。市町村ごとの充足状況に格差が生じているところのご指摘については、近隣市町にあるリソースを視野に入れつつ、当事者の利用希望のニーズを適切に把握し、利用調整を図ることにより対応してまいります。

また、加齢児となる利用者の成人施設への移行にあっては、計画的に移行支援が進められるよう関係機関と連携を図り、調整を行ってまいります。

### 5 相談支援事業の充実について

研修の回数の増加や、研修しやすい体制の確保に向けて、機会をとらえて県に要望していく努力を続けたいと考えております。

### 6 短期入所事業について

短期入所サービスについては、その施設基準や運営基準は国や県が定めているものであり、町主体での基盤整備は困難であります。

また、被虐待障害者の緊急一時保護に関しては、県西地域2市8町で社会福祉法人と協定書を締結して対応しております。



## 7 就労関連について

一定の工賃が確保できるよう、当町では例年どおり障害者優先調達法に基づく調達方針を定め、物品購入や役務の提供について福祉事業所へ発注できるものについては依頼していくよう庁内への周知を行っております。また、福祉ショップについては、町保健福祉センター内に設置し、販路の一助とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

しかしながら、受注機会の減少を伴う昨今の状況を鑑みると、例年以上に町機関が率先して対応する必要性を感じておりますので、効果的な対応策を検討してまいります。

## 8 障がい者の防災対策について

当町では、避難行動要支援者登録制度に登録いただくなど、支援を必要とする方への支援体制の整備を行っております。今後とも、地域的な視点を念頭に、引き続き支援してまいります。

避難施設運営に関しては、障がい児・者の視点に立った支援を実現するためにも、関係機関と連携し調整を図ってまいります。

## 9 発達障がい者への支援の充実について

発達障がい者への支援については、成人発達障がい者に対するニーズ急増を念頭に置きつつ、圏域でのセンター創設に至るまでは、引き続き神奈川県発達障害者支援センター（かながわA）と連携しながら必要な支援を行ってまいります。

## 10 市町村の障害福祉計画との関連について

地域生活拠点整備事業に関しては、地域の実情に見合うよう足柄上地区地域自立支援協議会において、面的整備をすすめております。基幹型相談支援センターについては未設置であります。近隣市町と連携して広域的な対応が可能であるか協議を進めております。市町村地域生活支援事業については、利用者のニーズの的確な把握に基づき適切な支給決定を行えるよう、ひきつづき努めてまいります。障害者支援施設の再整備や多様な福祉サービスの展開にあっては、効果的な制度設計がなされるよう、関係者や関係機関、県との緊密な連携を図ってまいります。